

オンライン ISSN 2436-0090

冊子版 ISSN 0385-0439

アジア研究所紀要

第五十一号

中銀デジタル通貨の通貨機能と導入戦略：

シンガポールの戦略と日本への示唆 布田 功治

近代日本における古戦場の観光資源化に関する一考察 高山 陽子

韓国における公的年金制度の現状と課題 金 明中

東アジアの域内貿易における担い手と役割の変化：

1995 年と 2023 年の比較から 大泉啓一郎

2024 年

亜細亜大学アジア研究所

アジア研究所紀要

は し が き

第2次トランプ政権の発足やウクライナ戦争の長期化などでアジアを含む世界各地の情勢が不透明化する中、今回の紀要第51号には4本の論稿を掲載することができた。

今回掲載する論稿はバラエティに富んでいるが、その内容の子細に見れば現在、過去、そして未来に照準を合わせた労作が並んでいる。

これまでの来し方を振り返りつつ現状を分析するものとしては、金明中論文、そして大泉論文がある。金明中論文は韓国の公的年金制度を扱った。日本と同様の制度が整えられているが、急速な高齢化への対応は十分でないことが述べられている。大泉論文は東アジアの域内貿易の変遷と現状を扱った。日本の地位が相対化し、中国や東南アジア諸国の台頭が目立つことが確認された。両論文とも高齢化と産業構造の弱体化が進む日本に示唆するところが大きい。

主として過去に焦点を当てたのが高山論文である。幕末から戦前にかけての南朝顕彰の雰囲気の中で進んだ関連史跡の観光資源化を扱った。何百年も前の出来事が再照明され、のちの時代に経済価値をもたらした事例は、現代に生きる我々にとっても興味ぶかい。

未来を見据えたのが布田論文である。支払い手段のデジタル化が進む中、中央銀行デジタル通貨の導入に向けて日本とシンガポールが行っている検証状況を比較した。実装を前提とした積極的な検証姿勢を見せているシンガポールに対し、日本は慎重姿勢を崩さない。新たな事物の受け入れに前向きなアジア諸国の姿勢が描かれている。

各論文の要旨は以下のとおりである。

布田功治「中銀デジタル通貨の通貨機能と導入戦略：シンガポールの戦略と日本への示唆」

本稿は、シンガポールと日本の一般利用型中央銀行デジタル通貨（CBDC）導入戦略の比較分析を目的としている。シンガポールは、国際金融センターとしての競争力の維持・強化を最優先課題とし、効率性と革新性を重視した戦略を推進している。特に、相互運用性や即時決済に焦点を当てている。一方で、日本は国内金融の安定性を最優先し、技術的基盤や法制的枠組みの慎重な整備およびリスク管理に重点を置いたアプローチを採用している。本稿では、技術的側面に加え、CBDCが貨幣として最適であるかについて整理した上で、シンガポールのGlobal CBDC Challengeと日本の概念実証フェーズ1・2を比較し、両国の一般利用型CBDC導入戦略の特徴的な違いを明らかにする。さらに、今後の課題と政策的含意を示す。

高山陽子「近代日本における古戦場の観光資源化に関する一考察」

本稿は－近代日本における古戦場の観光資源化の過程を考察したものである。ダークツーリズムとしての戦場観光の意義を論じたうえで、まず幕末から明治にかけて南朝史蹟が観光資源として注目されていく過程を跡付けた。この時期、南朝関連の神社や記念碑が多く建立された。楠木正成や新田義貞を祀る湊川神社や藤島神社がその代表例である。その後大正から昭和前期にかけて、これらの史蹟は修学旅行の目的地として重要な役割を果たすことになったほか、地域の古蹟を保存・顕彰する民間団体の活動も活発化した。またこれらの史蹟は皇国史観を可視化する装置ともなった。第二次大戦後、これらの史蹟の観光地としての意義は薄れたが、近年では地域活性化のための資源として再評価されている。

金明中「韓国における公的年金制度の現状と課題」

韓国の公的年金の整備は1960年代の職域年金に始まり、1988年の国民年金創設を経て1999年には地域居住者も原則として国民年金に加入させることで国民皆年金が一応達成された。しかし、制度の未成熟に伴う年金支給額の不十分さや地域加入者の「死角地帯」問題、低負担・高給付の構造に起因する積立金枯渇問題などの課題が早くから提起されてきた。年金給付を補完する方策として公費負担による基礎年金や年金制度維持のため保険料引き上げではなく所得代替率の切り下げで対処してきたこと、失業、出産、兵役へのクレジット制度の施行など部分的補完策の展開についても詳説されている。今後の方向として国民年金保険料の料率引き上げによる積立金温存策などが提唱されていることも触れている。

大泉啓一郎「東アジアの域内貿易における担い手と役割の変化——1995年と2023年の比較から」

本論文は、1995年と2023年の2時点の東アジアにおける域内貿易の動向を分析し、貿易における主要な担い手とその役割の変化を明らかにすることを目的としたものである。具体的には、全品目、電子電機製品、繊維衣服関連製品の3つのカテゴリーに焦点を当て、域内貿易における中国とASEANの台頭と日本の相対的な後退を明らかにし、ASEAN諸国の中でもベトナムの躍進、カンボジアにおける加工貿易の胎動などの変化を確認した。また、各国における域内輸出入比率の変化を詳細に検討することで、東アジアにおける域内分業体制の変化と、中国を中心とした新しい生産ネットワークの形成について論じた。

掲載された論稿はいずれも興味深く、筆者各位に対して謝意を表する次第である。また、論稿のレフリー各位に対してもその労苦に感謝する。

本紀要が亜細亜大学学内のアジア研究者の成果発表の場として十全に機能し、多様で質の高い研究成果を広く普及させるべく今後とも励んで参りたい。

2025 年 1 月

アジア研究所長

奥田 聡

目 次

中銀デジタル通貨の通貨機能と導入戦略：シンガポールの戦略と日本への示唆	布田 功治	1
近代日本における古戦場の観光資源化に関する一考察	高山 陽子	11
韓国における公的年金制度の現状と課題	金 明中	24
東アジアの域内貿易における担い手と役割の変化：1995 年と 2023 年の比較から	大泉啓一郎	37
アジア研究所 彙報		51
『アジア研究所紀要』投稿規程		56

中銀デジタル通貨の通貨機能と導入戦略： シンガポールの戦略と日本への示唆

布田 功治

The Currency Functions and Implementation Strategies of Central Bank Digital Currency: Singapore's Approach and Implications for Japan

Koji FUDA

はしがき

本稿では、シンガポールと日本に焦点を当て、中央銀行デジタル通貨（CBDC: Central Bank Digital Currency）の導入戦略を比較分析する。近年、デジタル経済の進展に伴い、データ活用が経済取引の効率性や安全性を向上させるだけでなく、新たな価値創造の源泉として注目されている¹。この背景を受け、多くの金融当局が金融取引データの活用に向けた研究を進めつつ、デジタル経済に対応した金融制度の改革を模索している。その中で、通貨のデジタル化は、決済システムの再構築という重要な改革課題の一つとなり、各国の金融当局の関心が急速に高まっている。

シンガポールと日本のCBDC導入戦略は、両国の金融制度の歴史的背景や経済の優先事項を反映している。シンガポールでは、中央銀行であるMAS（Monetary Authority of Singapore）が²、国際金融センター（IFC: International Financial Center）としての競争力の維持と強化を目指し²、決済システムの効率性向上や革新的なデータ活用に重点を置いたCBDCの研究を進めている。一方、日本はシンガポールをIFCとしての競争相手と位置づけながらも³、金融の安定性や規制監督を重視した慎重なアプローチを取っており、日本銀行、金融庁、財務省が共同で円のデジタル化を進めている。本稿では、シンガポールの効率性重視の戦略と日本の安定性重視の戦略を比較し、両国のCBDC導入背景と意義を明らかに

する。

本稿の構成は以下の通りである。第1節では、デジタル通貨の特徴とCBDC導入のメリットとデメリットについて整理する。特に、トークン化を基盤としたデジタル通貨の仕組みを考察し、CBDCが貨幣の3機能（価値表示機能、交換機能、価値保存機能）において優れた特性を持つことを示す。第2節では、シンガポールのCBDC導入戦略を、BISの「14の国際的合意事項」やMASによる「Global CBDC Challenge」に基づき分析し、効率性重視のアプローチを明らかにする。そして、日本のCBDC導入戦略を「概念実証フェーズ（Proof of Concept）」を中心に整理し、安定性重視のアプローチを検証する。最終節では、今後のCBDC導入における課題や政策的含意を提示する。

第1節 デジタル通貨の特徴とCBDCのメリット・デメリット

1. デジタル通貨の概念整理

1) トークン化を基盤としたデジタル通貨の仕組み

近年、新しい技術の進展により、多様なデジタル金融資産が急速に普及している。MASは、シンガポールドルのデジタル化に向け、トークン化された銀行負債（TBL: Tokenised Bank Liabilities）、規制されたステーブルコイン（RSC: Regulated Stable Coin）、そしてCBDCの3種類を有力な候補として検討している⁴。これらのデジタル通貨は従来の電子マネーとは異なり、革新的なブロックチェーン技術や高度な暗号アルゴリズムを基盤とし⁵、金融システムに新たな可能性をもたらしている。

¹ 財務省（2023）1ページ

² MAS（2021a）p.6

³ 2017年に開始した『「国際金融都市・東京」構想』プロジェクトは、東京がシンガポールや香港に国際金融センターとして後れを取っている現状を打開するためのラストチャンスとして位置付けられている（東京都、2017、1ページ）

⁴ MAS（2023）pp.7-9

⁵ ブロックチェーンとは、データをブロックにまとめ、それらを連鎖的に結び付け管理する仕組みを指す。各ブロックには前のブロックの情報が含まれるため、一度追加された情報は改ざん困難となる利点がある。こ

第1表 現金・預金および各種デジタル金融資産の価値表示機能と交換機能の評価

	価値表示機能の評価	交換機能の評価
現金	法定通貨ゆえに非常に安定した価値表示。	非常に高い受容性と即時の決済完了性。物理的制約による利用限度あり。
CBDC	法定通貨を裏付けとした中央銀行発行のデジタル通貨形態であり、非常に安定した価値表示。	非常に高い受容性と即時の決済完了性。特定の利用限度の可能性あり。
預金（普通預金）	法定通貨建てで安定した価値表示。	高い受容性と迅速な決済可能。銀行による一部の決済利用限度あり。
TBL（J コインなど）	銀行預金を裏付けとした民間銀行発行のデジタル通貨形態であり、安定した価値表示。	高い受容性と迅速な決済可能。大規模な取引にも対応可能。
電子マネー（Suica や PayPay など）	実質的に法定通貨建てで安定した価値表示。	高い受容性と迅速な決済可能。ただし、特定のサービスや場所での利用に限定。
RSC（JPYC など）	法定通貨を裏付けとした民間企業発行のデジタル通貨形態であり、安定した価値表示。	高い受容性と迅速な決済可能。発行体による利用限度あり。
暗号資産（Bitcoin など）	法定通貨を裏付けとしない民間企業発行のデジタル資産形態であり、不安定な価値表示。	低い受容性と決済遅延リスクあり。大規模な取引にも対応可能。

（注） 表中には、クレジットカードやデビットカードを含まない。それらは価値保存機能を持たない点でデジタル資産や貨幣ではなく、金融商品として性質の異なる決済手段だからである。TBL はトークン化された銀行預金（Tokenised Bank Liabilities）、RSC は規制されたステーブルコイン（Regulated Stable Coin）を意味する。

（資料） 執筆者作成

トークン化（Tokenisation）とは、従来の金融資産や物理的資産をデジタル化し、ブロックチェーン上で取引可能にする技術である。具体的には、ある資産の価値や権利をトークン（デジタル証明書）として表現し、それを安全かつ効率的に取引できる仕組みである。トークン化は、資産の権利を表す手段として証券化と類似しているが、ブロックチェーン技術を活用することで、従来の証券化に比べて取引の透明性やスピード、コスト面で優位性を持つ。また、デジタル情報を柔軟に追加できるため、特定の条件を持つ利用者向けにカスタマイズ（例：子育て世帯専用の支払い）が可能で、金融資産や実物資産の価値をデジタルで表現し取引する手段として、新たな可能性を切り拓くものである。

このトークン化を応用して生み出された最も有名なデジタル金融資産は、暗号資産（crypto-assets）である⁶。また、RSC、TBL、CBDC もトークン化によって開発されたデジタル金融資産である。RSC は法定通貨を裏付けとする民間企業発行のデジタル通貨、TBL は銀行預金を裏付けとする民間銀行発行のデジタル通貨で、いずれも金融当局の規制下に置かれている。そして、本稿で焦点を当てる CBDC は、法定通貨を裏付けとする中央銀行発行のデジタル通貨である。

2) デジタル通貨の比較と評価

デジタル通貨に関する議論では、技術的な側面に偏り

のブロックチェーン技術は、分散型の台帳技術（DLT: Distributed Ledger Technology）に応用され、決済システムの効率性や安定性を高めている。

⁶ 暗号資産の例として、Bitcoin や Ethereum など挙げられるが、これらの技術面の詳細な説明は本稿の範囲外とする。

がちであるが、貨幣論の観点からその役割を理解することも必要である。本稿では、貨幣の基本的な3つの機能、すなわち価値表示機能、交換機能、価値保存機能の観点から、CBDC が最も伝統的な貨幣としての役割を果たすデジタル通貨であることを論証する。

①価値表示機能と交換機能の観点からの比較

第1表を参照すると、CBDC、TBL、RSC の3つのデジタル通貨形態には、いずれも法定通貨や銀行預金を裏付けとし、安定した価値表示、高い受容性、そして迅速な決済が可能であるという共通点がある。

現金は法定通貨そのものであり、非常に安定した価値表示機能、最も優れた受容性、そして即時の決済完了性を持つが、国境を越えた決済などでは物理的制約による限界がある。CBDC は法定通貨をデジタル化したもので、現金と同様の非常に安定した価値表示機能や優れた受容性を持ちながら、デジタル技術による即時かつ効率的な決済を可能にする。

預金は、法定通貨に基づく金融資産であり、安定した価値表示機能や高い受容性を持ち、銀行間の決済システムを通じて円滑な取引処理も可能である。しかし、預金による決済では、中央機関を介した清算が必要となり、即時性が制限される場合がある。それに対して、TBL（トークン化された銀行負債）は、預金と同様に安定した価値表示機能や高い受容性を持つが、デジタル技術を活用することで、中央機関を介さないより効率的で柔軟な決済が可能となる。

電子マネーは、Suica や PayPay など、特定のサービスや用途に限定された支払い手段であり、法定通貨に基づいて安定した価値表示機能を持つが、その利用範囲は限定的である。RSC（規制されたステーブルコイン）も電子マネー同様に法定通貨を裏付けとするが、デジタル技

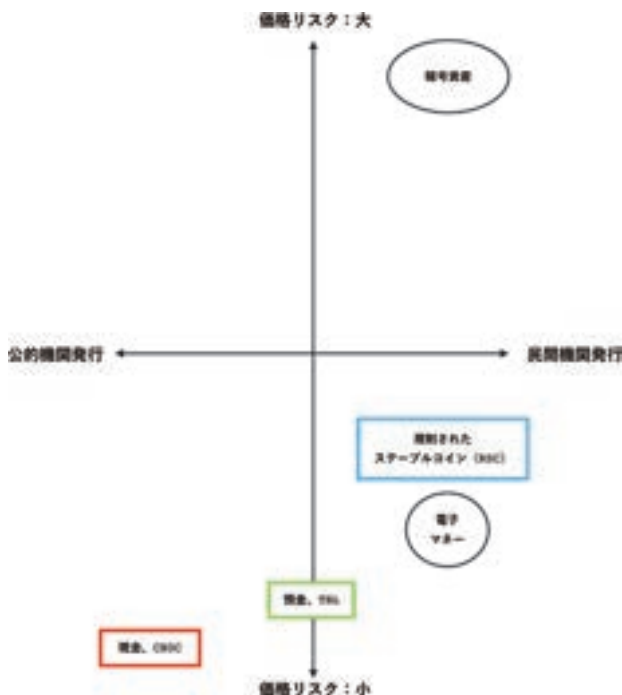
術を活用し、広範な用途で利用される。特に、特定の取引条件を自動化することで、効率的かつ迅速な取引の実現が可能となる。この点で、電子マネーよりも汎用性が高い。

一方、暗号資産は法定通貨を裏付けとしていないため、投機的な取引により法定通貨との交換比率が大きく変動することが多く、その価値表示機能は不安定である。交換機能においても受容性が低く、決済遅延や取引手数料の高さといった問題もある。そのため、伝統的な貨幣としての役割を果たすことは難しい。

また、CBDC、TBL、RSCの比較では、第1表の示すように、価値表示機能と交換機能の両面で最も優れているのはCBDCである。TBLやRSCは民間発行のデジタル通貨であるため、法定通貨を直接裏付けとするCBDCほどの安定した価値表示機能、広範な受容性、そして即時の決済完了性を有し得ない。

②価値保存機能の観点からの比較

第1図の縦軸の価格リスクは金融資産の価値変動リスクの大きさを表しており、上に行くほど価格リスクは大きく（価値の安定性が小さく）なり、下に行くほど価格リスクは小さく（価値の安定性が大きく）なることを示している。横軸は発行体特性に基づき、右に行くほどその自由度が高く金融規制監督の介入度合も緩やかになり、左に行くほど金融規制監督の介入度合が強くなる。



第1図 現金・預金および金融デジタル資産各種の分類図

（注）縦軸は価格変動の大きさを表し、上に行くほど価値の安定性が低く、下に行くほど安定性が高いことを示す。横軸は発行体の性質に基づく金融規制監督の強さを示しており、右に行くほど発行体の自由度が高く、左に行くほど規制の強さが増す。

（資料）執筆者作成

現金とCBDCは最も価格リスクが低く、政府や金融当局の管理下にあるため、図の左下に位置している。これらは法定通貨として非常に高い価値保存機能を持ち、長期間にわたって安定した資産価値を維持することができる。特にCBDCは、デジタル化されているため、保管コストや物理的な喪失リスクを減らせる点で、その価値保存機能が現金よりも強化されている。

預金とTBLは、金融規制監督の介入度合が強く、その価値保存機能は比較的高い。ただし、発行体である銀行自身の信用リスクの影響も受けるため、現金やCBDCほど価値保存機能は高くない。それゆえ、図では、現金やCBDCよりも価格リスクはわずかに大きく、金融規制監督の介入度合も比較的高い中央の下側に位置している。

電子マネーは、特定のサービスや用途に限定された支払い手段であり、法定通貨に基づくものの、その利用範囲や限度額に制約があるため、価値保存機能は限定的である。加えて、発行体が特定の民間企業であるため、その企業に問題が生じた場合、電子マネーの価値や利用に影響を受けるリスクがある。こうしたリスクに対する安全性が完全には確保されておらず、現金やTBLよりも価格リスクが大きくなる。図では、縦軸の中央寄りに位置し、規制はある程度存在するが、その価値保存機能には限界があると言える。

RSCも電子マネーと同じく特定の民間企業発行で法定通貨を裏付けとしているため、設計の自由度は大きい。しかし、RSCはより広範な用途で利用されるため、システムの複雑性や取引条件に応じた技術的リスクが発生しやすく、また、市場の状況によっては決済取引自体が円滑に行えなくなるリスクがある。このため、RSCの価格リスクは電子マネーよりもやや大きくなる。図では、電子マネーと同じく右側に位置するが、それよりもやや上に位置している。

暗号資産は、法定通貨を裏付けとせず、価格リスクも非常に大きいため、安全資産としての価値保存機能はほぼない。そのため、図では、右上に位置しており、設計の自由度は高いが価値の安定性は極めて低いことが示されている。

第1表による価値表示機能と交換機能の観点からの分析と第1図による価値保存機能の観点からの分析を総合すると、CBDCはすべての機能において最も優れたデジタル通貨であることが明らかである。政府や金融当局の管理下に置かれ、それらの信用力の下に発行されるため、価値保存機能が長期間にわたって極めて高い。さらに、デジタル技術を活用した即時かつ効率的な決済も可能であり、現金や預金よりも優れた柔軟性と保管の容易さを提供する。

TBLやRSCは、価値表示機能や交換機能では一定の

強みを持つが、価値保存機能においてはCBDCに劣る。また、暗号資産のそれらの機能は著しく低く、暗号資産が貨幣としての役割を果たせないことも論証した。このように、CBDCは貨幣の3機能すべてにおいて最も優れた特性を持ち、現代のデジタル経済におけるもっとも信頼性の高いデジタル通貨となる可能性を有していると判断できる。

2. CBDCのメリット・デメリット

1) CBDCをめぐる論点整理

CBDCは、CPMI-MC (2018) の定義によると、「従来の準備金または決済口座の残高とは異なる中央銀行マネーのデジタル形態」である⁷。CBDCの特性の一つとして、中央銀行が発行する直接の債務であり⁸、国家の信用力を裏付けとした安全資産として、金融システムの安定性を強化する点が強調される。

CBDCは、大きく分けて卸売型 (Wholesale) CBDCと一般利用型 (Retail) CBDCの2つの形態に分類される⁹。卸売型CBDCは、主に金融機関同士の大口決済に使用され、国際決済インフラの整備や決済コストの削減を目的として国際的に研究や実用化が進展している。一方、一般利用型CBDCは個人や企業が日常的に利用する小口決済を主に想定しているが、高額取引にも柔軟に対応可能である。このため、一般利用型CBDCは、企業間の商取引にも利用できる。特に発展途上国では金融包摂の観点から、銀行口座を持たない人々にも利用可能であることが期待されている。先進国では金融インフラが既に整っているため、PBM (Purpose Bound Money：特定用途限定通貨機能) を活用し、補助金支払いの効率化や事前契約型の決済システムの整備を通じて、一般利用型CBDCの導入が検討されている¹⁰。

また、一般利用型CBDCをめぐる学術的な議論では、主に金融政策の効果、金融の安定性、銀行の資金仲介機能という3つの側面に焦点が当てられている。これらの側面は相互に影響し合っており、特に銀行の資金仲介機能が低下することで、金融政策の伝達メカニズムが機能不全を起こし、金融システムが不安定化する可能性がある。以下では、これらの相互関係を考察する。

①金融政策の効果

⁷ CPMI-MC (2018) p.3

⁸ BIS (2020) p.16

⁹ 「一般利用型CBDC」という呼称は、かつて英語で「a general-purpose CBDC」として知られていた用語の名残と考えられる。必ずしも最適な日本語訳とは言えないが、慣例に従って使用する。

¹⁰ PBMは、政府補助金の子育て世帯への効率的な支給や、塾代などの事前契約型の都度決済において、支払いの正確さと利便性を高める仕組みを提供する。

一般利用型CBDCは、中央銀行の金融政策の新たな手段として機能する可能性がある。CBDCを通じて金融市場への中銀介入がより直接的となり、マネーストックの迅速な調整が可能となる。特に、CBDCの導入によって、金利操作が市場に迅速に伝達され、より効率的なマクロ経済調整が期待されている¹¹。

一方、CBDCが金融政策の伝統的な手段を弱体化させるリスクも指摘されている。例えば、CBDCが銀行預金を代替することで、銀行の信用創造機能が低下し、結果として金融政策の波及メカニズムが損なわれるリスクが指摘されている¹²。このように、CBDC導入による金融政策への影響は、メリットとデメリットの両面から慎重に検討する必要がある。

②金融の安定性

CBDCは、金融の安定性に対しても相反する効果をもたらす可能性がある。CBDCは、中央銀行が直接発行するデジタル通貨であり、中銀の信用力を背景として金融市場における安全資産として機能する。このため、金融システム全体の安定性を向上させると期待されている¹³。

しかし、逆にCBDCが銀行からの預金流出を引き起こし、デジタル取り付け騒ぎ (digital bank runs) が発生するリスクもある。このような事態が発生すると、流動性の枯渇した銀行が貸し出し機能を果たせなくなる恐れがある。特に金融危機時には、安全資産としてのCBDCの存在が銀行システムに対する信頼を低下させる要因となり得る¹⁴。

③銀行の資金仲介機能

CBDCの導入によって最も大きな影響を受けるのが、銀行の資金仲介機能である。銀行は通常、預金を集め、それを基に融資することで、信用創造を担っている。しかし、CBDCが銀行預金を大きく代替する場合、銀行が資金調達困難に陥る結果、信用創造機能が低下する恐れがある¹⁵。そのため、国際的潮流としては、CBDCの発行量を一定程度に制限すべきという意見が大勢を占める。

一方で、一部の論者は、銀行がCBDCを活用してリスクの低い資金管理を行い、融資の効率性を高める可能性があると主張する¹⁶。しかし、このようなシナリオは理論的なものであり、CBDCと銀行預金を適切に共存させるためには、双方の役割分担を明確にし、銀行の資金調

¹¹ IMF (2020) pp.28-30

¹² BIS (2021) pp.22-25

¹³ WB (2021a) pp.15-17

¹⁴ BIS (2020) p.16

¹⁵ WB (2021a) pp.15-17

¹⁶ IMF (2020) pp.28-30

達を支援する新たな制度設計などが不可欠である。

④ CBDC 導入にともなうトレードオフ関係

以上のように、CBDC は金融政策の効果を高め、金融システムの安定性を向上させる可能性がある一方で、銀行の資金仲介機能に悪影響を与えるリスクも抱える。特に、金融の安定性と銀行の信用創造機能に対する影響について、継続的な研究と慎重な制度設計が必要である。また、CBDC 導入においては、匿名性（プライバシー）の保護と AML/CFT（マネーロンダリングおよびテロ資金供与対策）とのバランスを取るため、適切な技術的・法的な枠組みを整備することも重要である。次節では、シンガポールと日本の CBDC の導入過程とその戦略的特徴を考察する。

第2節 シンガポールと日本の CBDC 導入戦略比較

1. シンガポールの CBDC 導入戦略

1) CBDC 導入のための 14 の基本的特徴

BIS (2020) は、CBDC 導入における設計時に考慮すべき 14 の基本的特徴を提示している（第2表参照）。この 14 の特徴を基に、G7 は CBDC 導入における次の 3 つの重要なトレードオフ関係に注目した¹⁷。

第2表 CBDC 導入のための 14 の基本的特徴

手段としての特徴	基盤システムとしての特徴	制度的枠組みとしての特徴
①現金との等価性 (Convertible)	⑤民間や海外のシステムとの相互運用性 (Interoperable)	⑬明確な法的根拠 (Robust legal framework)
②使いやすさ (Convenient)	⑥決済の即時性 (Instant)	⑭規格や規制の整備 (Standards)
③一般受容性とオフライン機能 (Accepted and available)	⑦サイバー攻撃に対する安全性 (Secure)	
④低い利用料 (Low Cost)	⑧大容量データへの対応のための拡張性 (Scalable)	
	⑨システムダウンからの高い回復力 (Resilient)	
	⑩24時間支払い可能 (Available)	
	⑪データ処理の速さ (Throughput)	
	⑫状況変化や政策要請への柔軟な対応力 (Flexible and adaptable)	

(資料) BIS (2020) p.11 より、執筆者作成

I. プライバシーの保護と、違法資金取引の防止

II. CBDC 運用の安定性や安全性と、決済処理の速度や操作性

III. 国際決済の利便性向上と、決済問題の国際的波及
これらのトレードオフ関係は、CBDC 導入に際し各国が共通して直面する課題であり、シンガポール金融管理局 (MAS) もこれらの課題解決を強く意識している。特に、MAS は一般利用型 CBDC の導入において、BIS が指摘した 14 の基本的特徴のうち、以下の 4 つに注目している。

⑤民間や海外のシステムとの相互運用性 (Interoperable)

⑥決済の即時性 (Instant)

⑦サイバー攻撃に対する安全性 (Secure)

⑧大容量データへの対応のための拡張性 (Scalable)

本節では、これら 4 つの基本的特徴に焦点を当てつつ、シンガポールと日本の一般利用型 CBDC 導入戦略を掘り下げる。さらに、両国が上記のトレードオフ関係をどのように解決しようとしているのかを比較分析し、各々の戦略的特徴を示す。

2) シンガポールの CBDC 導入プロジェクトの展開

シンガポールの CBDC 導入プロジェクトは、2016 年に開始された Project Ubin に端を発する（第3表参照）。自然豊かなウビン島を名前に冠したこのプロジェクトは、ブロックチェーンを活用した分散型台帳技術 (DLT: Distributed Ledger Technology) を用いて、銀行間の大口決済の効率化を目的とした。

Project Ubin は 5 つの段階に分かれて進行し、それぞれの段階で技術的な進展があった。2018 年の第3段階では、証券の即時グロス決済が成功し、分散型台帳技術を活用した証券決済の可能性が示された。続く 2019 年の第4段階では、異なる通貨間のクロスボーダーにおける同時決済が進められ、多通貨決済の効率化が図られた。

そして、2020 年の第5段階では、CBDC そのものの研究が深められ、ブロックチェーン技術を活用した多通貨決済ネットワークの商業的適用可能性が検証された。この段階では、CBDC を含むデジタル通貨を利用したクロスボーダー決済が実証され、広範な経済システムとの連携に向けた技術の適用が評価された¹⁸。これにより、CBDC がもたらす商業的価値や、国際的な金融システムにおけるその実用性が確認された。

2021 年に開催された Global CBDC Challenge は、シンガポールにおける CBDC 導入プロジェクトの重要な転換点となった。このプログラムでは、一般利用型 CBDC の実用性や経済的影響が精査され、導入に向けた具体的な方向性が明確にされた。特に、G7 が提示した「一般利

¹⁷ G7 (2021)

¹⁸ MAS (2020) p.11

第3表 日本とシンガポールの主な CBDC プロジェクト展開

	シンガポール		日本		
2016	[Project Ubin]	Phase 1	シンガポールドルのトークン化	[Project Stella] への参加	ECB との国際共同プロジェクト ※分散型台帳技術（DLT）の技術研究であり、CBDC 導入プロジェクトではない
2017		Phase 2	即時グロス決済の再考		
2018		Phase 3	証券の即時グロス決済化	日本銀行金融研究所内に法律問題研究会設立	法貨性や情報取得について検討
2019		Phase 4	クロスボーダーの多通貨同時決済化		
2020		Phase 5	幅広い経済システムとの協働	[Project Digital Yen]	日本銀行による基礎技術の調査研究開始
2021	[Global CBDC Challenge]	Retail CBDC の革新的なメリット探索		[Proof of Concept]	Phase 1 基礎的機能の技術検証
2022	[Project Orchid]	デジタルシンガポールドルによる自動制御での Retail 資金決済		[Proof of Concept]	Phase 2 複雑な取引シナリオの技術評価
	[Project Dunbar] への参加	オーストラリア、マレーシア、南アフリカの各中央銀行との国際共同プロジェクト、Multi-CBDC 活用で中心的な役割			
2023	[Other Cross Border Digital Currency Connectivity Initiatives]	国際決済の連結性強化		[Pilot Project]	実用化に向けた実証実験計画

(注) Multi-CBDC とは、国際決済の効率化を目的に、複数国の CBDC システムを接続し、異なる通貨間での直接決済を可能とする仕組みである。なお、日本の CBDC プロジェクトには公式名称がないため、シンガポールのプロジェクトとの対比を容易にするために「Project Digital Yen」と仮称する。

(資料) 執筆者作成

用型 CBDC の公共政策原則 (Public Policy Principles for Retail CBDCs)」を参考にし¹⁹、各国が直面するトレードオフ関係の課題解決を意識した設計が特徴的であった。

本プログラムは、国内外の ICT (Information and Communication Technology) 企業や金融機関を招き、一般利用型 CBDC を既存の決済インフラにどう統合するかを競う形式で進められた。特に、MAS が注目したのは、次の 4 つの基本的特徴である：相互運用性 (Interoperable)、決済の即時性 (Instant)、サイバー攻撃に対する安全性 (Secure)、および大容量データへの対応のための拡張性 (Scalable)。

このプログラムで受賞した 3 つの案、すなわち CBDCgo、Atomic CBDC Solution、および Filia は、それぞれが異なる視点からこれらの課題を解決する提案を行っており、シンガポールの一般利用型 CBDC 戦略の核心となる要素を含んでいる。次に、これらの提案を詳しく分析し、MAS が一般利用型 CBDC 導入に伴うトレードオフ関係をどのように解決しようとしているのかを検討する。

3) Global CBDC Challenge

① CBDCgo

CBDCgo とは、既存の Visa 決済システムを活用して、MAS が発行する一般利用型 CBDC を民間銀行経由で流

通させることを試す実験システム (a proof of concept retail solution) である²⁰。この技術は、世界 27 カ国以上の中央銀行から収集した知見を基に ConsenSys 社と Visa が共同開発したものである。

技術的な特徴として、ConsenSys 社が提供するカスタマイズ可能なブロックチェーンインフラ「Quorum」を基盤としている。このインフラ上で、Codefi Payments という技術を活用することで、金融機関は一般利用型 CBDC の管理を円滑に行える。既存の Visa 決済ネットワークとの統合も可能なため、MAS や金融機関は CBDC を導入しやすい。さらに、Visa の提供する技術により、CBDC はスマートフォンのアプリや物理カードを使用してオフラインでも支払いが可能であり、どこでもいつでも支払いできるユビキタスアクセス (ubiquitous access) を実現している。既存の Visa 決済システムとの相互運用性が確保されているため、一般利用型 CBDC の迅速かつ容易で円滑な導入を可能にする。

また、CBDCgo は BIS (2020) が提示した 14 の基本的特徴のうち、MAS が特に注目する以下の 4 つの特徴に対応している。

- ⑤ 民間や海外のシステムとの相互運用性：既存の Visa の決済インフラとの統合により、世界中の銀行や決済システムと円滑に接続できるため、国際的な

¹⁹ G7 (2021)

²⁰ MAS (2021b) pp.14-15

送金や多通貨決済が容易になる。

- ⑥決済の即時性：ConsenSys の技術により、CBDC での即時決済が実現されており、オンラインショッピングや店舗で、クレジットカードと同様のスピードで支払いを完了できる。
- ⑦サイバー攻撃に対する安全性：Quorum インフラは、許可制ブロックチェーンの高度な暗号化技術を用いて、外部からの不正アクセスやサイバー攻撃から CBDC システムを保護する。
- ⑧大容量データへの対応のための拡張性：Codefi Payments 技術は、大量の決済データを効率的に処理する設計となっており、年間数十億件の取引決済も円滑に行える拡張性を提供している。

このように、CBDCgo は、MAS が重視する相互運用性、即時性、安全性、拡張性という CBDC 導入における設計時に考慮すべき 4 つの基本的特徴を満たしている。これにより、MAS は一般利用型 CBDC の導入において、既存の決済インフラを最大限に活用しつつ、国際的な競争力を高める戦略を展開しようとしている。

②Atomic CBDC Solution

Atomic CBDC Solution は、少額取引では匿名性を確保し、高額取引においてはマネーロンダリング対策（AML）やテロ資金供与対策（CFT）、および詐欺防止のための追跡機能を実現することを目指した実験的なシステムである²¹。この技術は Criteo、Secretarium、Intel の 3 社が共同で開発し、既存の銀行システムと円滑に統合できる点が特徴的である。

Criteo は、広告業界で培った高度なデータ処理技術を応用し、大量の取引データをリアルタイムで効率的に処理するインフラを提供している。これにより、Atomic CBDC Solution は、拡張性と処理速度を兼ね備えたシステムとなっている。Secretarium は、スマートコントラクトを通じて取引データのプライバシーを強化し、暗号化技術によって機密性の高いデータを安全に管理している。また、Intel はハードウェアベースの安全な領域隔離技術を提供し、取引データを外部からの不正アクセスや攻撃から保護している。

技術面では、スマートコントラクトの導入によって取引の効率性が大幅に向上している。特に、高額取引においては、スマートコントラクトが自動的に AML/CFT チェックを実行し、条件を満たした取引を即時に完了させる仕組みが整備されている。この自動処理により、取引の透明性と信頼性が向上し、規制遵守と円滑な決済が同時に実現されている。

さらに、Atomic CBDC Solution は、BIS (2020) で提示された 14 の基本的特徴のうち、MAS が特に注目して

いる次の 4 つの特徴に対応している。

- ⑤民間や海外のシステムとの相互運用性：既存の銀行システムや国際的な決済システムとの円滑な統合が可能であり、グローバルな金融ネットワークに滞りなく接続できる点が際立つ。
- ⑥決済の即時性：スマートコントラクトを活用することで、高額取引も即時に処理され、取引が遅延することなく円滑に完了する。
- ⑦サイバー攻撃に対する安全性：Intel が提供するハードウェアベースの安全な領域隔離技術により、取引データは不正アクセスやサイバー攻撃から強固に守られている。
- ⑧大容量データへの対応のための拡張性：Criteo のリアルタイムのデータ処理技術を活用し、膨大な取引データを迅速かつ効率的に処理する拡張的なシステムが構築されている。

このように、Atomic CBDC Solution は、MAS が重視する基本的特徴を満たし、特に既存システムとの統合や AML/CFT 対策を強化する点で革新的な技術と言える。

③Filia

Filia は、オフラインでも動作可能なトークンベースの CBDC 技術を活用した実験的なシステムである²²。この技術は、デジタル決済が難しい地域やインフラが整っていない環境における利用を想定しており、特に銀行口座を持たない人々に金融アクセスを提供できることを目的として設計されている。

Filia が採用するトークンベースのシステムは、従来の口座ベースのシステムとは異なる仕組みである。例えば、後者の預金の振り込みや電子マネーの送金では、送金元と送金先の口座間で取引が行われ、取引データが銀行や決済プロバイダーのシステム上に記録される。ゆえに、インターネット接続が必須となる。一方、トークンベースのシステムでは、トークン自体が通貨として機能し、ユーザー間で直接やり取りができるため、インターネット接続を介さずに取引を完了できる。

Filia の技術がオフラインでの利用を可能にしている理由は、トークンがユーザーのスマートフォンや物理カードの NFC 機能によって、トークンを直接相手に渡すことで支払いを完了できるからである。この仕組みにより、現金に近い感覚でスマートフォンや物理カードでの利用が容易になり、デジタル技術に不慣れなユーザーにも使いやすい設計となっている。

Filia は、BIS (2020) で提示された 14 の基本的特徴のうち、MAS が特に注目する次の 4 つの特徴に対応している。

- ⑤民間や海外のシステムとの相互運用性：トークン

²¹ MAS (2021b) pp.16-17

²² MAS (2021b) pp.18-19

ベースの技術は、既存の決済インフラと容易に統合できるように設計されており、これにより銀行や決済プロバイダーが既存のシステムを変更することなく、迅速に Filia のシステムに対応できる。例えば、Filia は他国の CBDC システムや国際決済ネットワークとも円滑に連携し、相互運用性が高いため、グローバルな商取引にも円滑に対応できる。これにより、世界規模でのユニバーサルアクセス (universal access) の改善に貢献する。

- ⑥決済の即時性：Filia は、オフライン環境でも即時に決済が可能であるため、特に災害時や通信環境が不安定な地域での利用に適している。
- ⑦サイバー攻撃に対する安全性：Filia のトークンベースのシステムは、取引が個々のトークン単位で管理されており、従来の集中管理システムと比較してサイバー攻撃に対するリスクが分散されている。各トークンには高度な暗号化技術が使用されており、特定のトークンが攻撃されてもシステム全体が影響を受けることはない。この分散管理により、システム全体のセキュリティが強化されている。
- ⑧大容量データへの対応のための拡張性：Filia のトークンベースのシステムは、大量の取引データを効率的に管理できる設計となっており、多数のユーザーが同時に利用しても円滑に取引処理を行える。また、金融包摂を含むユニバーサルアクセスを促進する点でも拡張性を発揮する。例えば、オフライン取引が可能のため、インターネット接続が難しい地域や銀行口座を持たない人々も金融サービスにアクセスできる。また、スマートフォンや物理カードでの使用も可能であり、技術に不慣れなユーザーでも簡単に利用できるため、金融包摂の観点からも広く社会的にも非常に効果的である。

4) シンガポールの CBDC 導入の戦略的特徴

シンガポールの CBDC 導入戦略は、既存の決済インフラを最大限に活用し、国際的な競争力を高めつつ、安全性と効率性の両方を重視する点で特徴的である。特に Global CBDC Challenge の3つの受賞プロジェクト (CBDCgo, Atomic CBDC Solution, Filia) は、MAS が注目する4つの基本的特徴 (相互運用性、即時性、安全性、拡張性) に対して、それぞれ異なるアプローチで対応している。

例えば、CBDCgo は既存の Visa 決済システムとの相互運用性を重視し、一般利用型 CBDC の円滑な導入を促進する技術を提供している。これは、すでに広く普及している決済インフラを活用し、ユーザーにとって使い慣れた環境での CBDC 導入を可能にする点で画期的である。Atomic CBDC Solution は、少額取引の匿名性と高額取引の AML/CFT チェックを両立させるシステムで、

スマートコントラクトによる効率的な取引処理が特徴である。これにより、規制遵守のプロセスを自動化することで安全性を確保しつつ、即時決済の効率性も両立されている。Filia は、トークンベースの技術を活用し、オフライン環境でも利用できるという点で金融包摂を促進している。トークンベースのシステムにより、災害時や通信インフラが整っていない地域でも、即時決済が可能となり、ユニバーサルアクセスを実現している。

さらに、これらの技術は特定用途限定通貨 (PBM: Purpose Bound Money) のような革新的な機能にも対応している。例えば、特定の条件が満たされた場合にのみ使用できる制約付き CBDC を導入することで、教育、医療、災害支援など、指定された用途に対して効率的に資金を管理できるようになっている。これにより、政策的な目的に応じた資金の透明な管理と、経済的な効率性が同時に達成される。

2. 日本の CBDC 導入戦略

1) 日本の CBDC 導入戦略プロジェクトの展開

日本における CBDC の導入は、他国の動向を慎重に見極めながら進められている。日本は、まず技術的・法制的リスクの把握と基盤技術の実証を優先し、理論的知見の向上に注力している。このアプローチにより、国際的な協力を通じて技術基盤を強化し、安全で信頼性の高い CBDC 導入に向けた準備を進めている。

Project Stella (2016 年～) では、欧州中央銀行 (ECB) との協力を通じて、日本銀行が分散型台帳技術 (DLT) やクロスボーダー決済に関する技術を研究してきた²³。このプロジェクト自体は CBDC 導入を直接の目的としたものではなかったが、DLT によるセキュリティ強化や PBM (特定用途限定通貨) の拡張性に関する重要な知見をもたらした。この知見は、後に安全性と拡張性を備えた分散型の技術設計に大きく活用され、理論的基盤の強化に貢献した。

2020 年以降、日本は Project Digital Yen を通じて²⁴、CBDC 導入に向けた基盤技術の調査を本格化した。2021 年の概念実証フェーズ 1 では、CBDC の発行や送金などの基本的な取引が円滑に処理されるかを検証し、処理速度や拡張性の改善が確認された²⁵。特に、1 秒間に処理可能な取引件数や取引遅延時間を最小限に抑えるための技術的対応が評価された。

2022 年のフェーズ 2 では、銀行や決済ネットワークな

²³ 日本銀行 (2020) 16 ページ

²⁴ 日本の CBDC プロジェクトには公式名称がないため、シンガポールのプロジェクトとの対比を容易にするために「Project Digital Yen」と仮称する。

²⁵ 日本銀行 (2022) 1、4 ページ

どの民間の金融システムとの接続が検証された²⁶。既存の国内の銀行間取引や決済ネットワークと CBDC システムが円滑に統合され、リアルタイムで取引が処理されるかが検証された。また、保有額制限、送金予約、一括送金機能など、社会実装を見据えた周辺機能も検証された。

2023 年 4 月に開始された Pilot Project では、CBDC が実際に使用される際にすべての機能が正常に動作し、他の決済システムとの接続が問題なく行えるかが確認されている²⁷。現在は CBDC フォーラムが設置され、日本の民間企業と連携し、金融インフラの相互運用性と、リスク管理に関する制度的調整が主な議題となっている²⁸。

2) 日本の CBDC 導入の戦略的特徴：シンガポールとの比較

日本とシンガポールの CBDC 導入戦略では、それぞれの経済的背景や金融システムの特性に基づき、異なるアプローチが取られている。BIS (2020) の示した CBDC 導入に関する 14 の基本的特徴に照らして比較すると、両国の戦略的違いがより鮮明に浮かび上がる（第 2 表参照）。

日本は、段階的かつ慎重なアプローチを採用し、特に技術的信頼性と法的整備に重きを置いている。以下の BIS の基本的特徴が、日本の戦略における中核と言える。

- ⑦サイバー攻撃に対する安全性
- ⑧決済システムの安全性
- ⑨金融システムの安全性
- ⑬明確な法的根拠

特に⑬明確な法的根拠に関しては、2018 年に設立された日本銀行金融研究所内の法的問題研究会が重要な役割を果たしている。この研究会では、CBDC 導入に伴う法的課題が精査され、CBDC の法的定義や、決済手段としての位置づけ、利用者保護、プライバシー確保といった問題が議論された。これにより、日本は CBDC の導入に向けた法的基盤を強化し、現行の法律や規制に適合するための準備を整えている。

2021 年のフェーズ 1 では、主に CBDC システムの基本機能が適切に動作するか、システムの負荷耐性が評価された。2022 年のフェーズ 2 では、銀行や決済ネットワークなどの既存インフラとの接続が検証され、金融システムの安全性や法的整備が確認された。このように、日本は、既存インフラとの統合と法的整備を優先し、技術リスクを最小限に抑えつつ、安全な進行を目指すアプローチを採っている。

一方、シンガポールは効率性と革新性を重視し、技術の迅速な導入を目指している。そして、Global CBDC Chal-

lege で受賞した 3 つのプロジェクト、CBDCgo、Atomic CBDC Solution、Filia に見られるように、以下の 4 点に重点を置いている。

- ⑤民間や海外システムとの相互運用性
- ⑥決済の即時性
- ⑦サイバー攻撃に対する安全性
- ⑧拡張性

シンガポールは、相互運用性や即時性、拡張性に注力し、金融システムの効率化と国際的な競争力の強化を図っている。特に、CBDCgo は既存の Visa 決済システムとの相互運用性を強化し、Atomic CBDC Solution は AML/CFT 対策の自動化を実現している。さらに、Filia はトークンベースの技術でオフライン決済を可能にし、金融包摂等のユニバーサルアクセスも促進している。

第 3 節 今後の課題と政策的含意

本稿では、伝統的な貨幣論に基づき、CBDC が貨幣としての機能をどのように補完し、発展させるかを論じた上で、BIS の 14 の基本的特徴を基に、シンガポールの Global CBDC Challenge で受賞したプロジェクトと、日本の CBDC 導入に向けた概念実証フェーズ 1、2 を比較した。その結果、シンガポールの CBDC 導入戦略では、即時決済や相互運用性の強化により、国際金融センターとしての競争力を大幅に向上させる方向へ進展していることが明らかとなった。特に、CBDCgo の相互運用性強化や、Atomic CBDC Solution のセキュリティ強化と AML/CFT 対応の両立は、既存の金融システムとのシームレスな統合を実現し、一般利用型 CBDC 導入を通じた効率的な決済システムの再構築に寄与している。

一方、日本の CBDC 概念実証フェーズ 1、2 では、技術基盤の整備に重点を置いているものの、応用面での進展が課題となっている。特に、既存の金融システムとの相互運用性や即時決済の導入に向けた具体的な取り組みが相対的に遅れており、シンガポールのプロジェクトに見られる柔軟な技術応用が、今後の日本にとって重要な参考例となるだろう。また、Filia によるオフライン決済の実現は、日本の一般利用型 CBDC においても、災害時やインフラが不安定な地域において金融サービスを提供する手段として有効であり、取り組むべき重要な課題である。

これらシンガポールの導入戦略の強みを日本でも取り入れるならば、即時決済や相互運用性の強化を通じて、日本の決済システムはより効率的で柔軟なものとなり、デジタル化に対応した決済システムの再構築にも大きく貢献できるだろう。

²⁶ 日本銀行 (2023) 2 ページ

²⁷ 日本銀行 (2024) 8-9 ページ

²⁸ 日本銀行 (2024) 2、26 ページ

参考文献

- 財務省（2023）、「CBDC（中央銀行デジタル通貨）に関する有識者会議取りまとめ」財務省。
- 東京都（2017）、「『国際金融都市・東京』構想』最終報告」東京都。
- 日本銀行（2020）、「中央銀行デジタル通貨に関する日本銀行の取り組み方針」日本銀行。
- 日本銀行（2022）、「概念実証フェーズ1 報告書」日本銀行。
- 日本銀行（2023）、「概念実証フェーズ2 報告書」日本銀行。
- 日本銀行（2024）、「中央銀行デジタル通貨に関する実証実験：パイロット実験の進捗状況」日本銀行。
- 日本銀行金融研究所「中央銀行デジタル通貨に関する法律問題研究会」編（2020）、「『中央銀行デジタル通貨に関する法律問題研究会』報告書」、『金融研究』第39巻第2号、日本銀行。
- Bank for International Settlements (BIS). (2020). *Central Bank Digital Currencies: Foundational Principles and Core Features*. BIS.
- BIS. (2021). *CBDC and Financial Stability*. BIS.
- Committee on Payments and Market Infrastructure and Markets Committee (CPMI-MC). (2018). *CBDC: Digital Form of Central Bank Money*. BIS.
- G7 (2021). *Public Policy Principles for Retail CBDC*. UK Government, HM Treasury. Available at : <https://www.g7.org>.
- International Monetary Fund (IMF). (2020). *The Macroeconomic Implications of CBDC: A Review of the Literature*. IMF.
- Monetary Authority of Singapore (MAS) and Temasek. (2020). *Project Ubin Phase 5: Enabling Broad Ecosystem Opportunities*. MAS.
- MAS. (2021a), *A Retail Central Bank Digital Currency: Economic Considerations in the Singapore Context*, MAS.
- MAS. (2021b). *Global CBDC Challenge: The Future of Central Bank Digital Currency*. MAS, Fintech Festival 2021 Report.
- MAS. (2023). *Orchid Blueprint: Exploring Digital Money Infrastructure in Singapore*. MAS.
- World Bank (WB). (2021a). *CBDC and Financial Disintermediation Risk: A Technical Note*. WB.
- WB. (2021b). *CBDCs for Cross-Border Payments: Opportunities and Challenges*. WB.

近代日本における古戦場の観光資源化に関する 一考察

高山 陽子

An Analysis of Old Battlefields as Tourist Resources in Japan

Yoko TAKAYAMA

はしがき

多くの古戦場は、神社仏閣や宮殿などの記念建造物のある空間と異なり、本来は何もない空間である。古戦場は、戦後、死者を弔うために塚や碑が設置され、そのまま長い間、特に大きな変化もなく古戦場として存在し続けるが、何かのきっかけで劇的な歴史の舞台として観光資源化されることがある。その一例が、幕末から明治にかけて「聖蹟」となった南朝史蹟である。慰霊のための碑から顕彰のための記念碑に代わり、楠木正成や新田義貞などの南朝の武将は湊川神社や藤島神社といった別格官幣社に祀られた。この時期、交通網が整備され、南朝史蹟が観光目的地に組み込まれた。南朝史蹟は、日露戦争や日中戦争など進行形の戦争と結びつけられ、さらに、1911年に南朝正統論が政府によって定められると、皇国史観を具体的に裏付けるものとなった。こうしたイデオロギーに基づく戦場観光は1930年代半ばにピークを迎えるが、皇国史観がタブー視された戦後は南朝史蹟への観光は急激に衰退した。

神社や記念碑は古戦場に意味を持たせる。これらは、戦争がかつてここで繰り広げられたというリアリティや、感情を大きく揺さぶるような体験を人々に与えることがある。こうした感情的な体験とナショナリズムの結びつきについて、林志弦（2022）は「犠牲者意識ナショナリズム」という言葉で説明し、Lloyd（2022）は国家のための犠牲者と自らを感情的に重ね合わせる人々がいると主張する。本稿では、湊川神社や藤島神社などの南朝史蹟を事例として、日本の古戦場の観光資源化において感情とナショナリズムがどのように結びついていったかを明らかにする¹。

第1節 ダークツーリズムにおける語りの重要性

近代的な戦場への観光は慰霊の旅として始まった²。戦場に慰霊碑が建立され、遺族が死者を追悼するために訪れるようになった。第一次世界大戦後、記念碑は死者を個人として追悼する宗教的なものと、近代国家が戦争による犠牲が不可欠であることを主張する顕彰碑の間を揺れ動いていた。前者は、文字を刻んだだけの簡素な大理石の記念碑であり、後者は19世紀までの西洋の伝統的な英雄像の形をしていた。記念碑は集積する特徴を持つため、多くの犠牲者を出した戦場には複数の記念碑が建立され、訪問者は自分の目的に合致した記念碑を目指した。第一次世界大戦を契機に交通網が整備されると、国境を越えて戦場を訪れる人が増えていった。

戦場を訪れる観光は、ダークツーリズムの一つとされる。ダークツーリズムは、2001年、Lennon and Foley（2001）によって人間の死や悲劇にまつわる場所への訪問という意味で使われてから、観光研究における一分野となった³。かつて、ワートルローやゲティスバーグなどへの観光は死の観光（Thanatourism）や戦場観光（Battlefield tourism）と呼ばれる。ワートルローは近代的な戦場観光の典型例である。1815年のワートルローの戦い後、1820年代にライオンの記念碑が決戦地に設置され、その周辺に土産物屋や飲食店が次々に開店した。1850年代にはブリュッセルからの日帰り馬車ツアーが開催され、退役軍人による解説も好評を博した。19世紀後半のイギリスではワートルローの戦いについて記した書籍が大量に刊行されたように、ワートルローは特別な意味を持つようになる。「ワートルローの地は瞬く間に、国家が積極的に主導する帝国主義の文脈において模範的な哀愁およびナショナリスティックな勝利史上主義の聖

¹ 本稿では特殊な場合を除き、旧漢字は新漢字に改め、年号は原則として西暦を用いる。

² Lloyd（1998）

³ 井出（2018）

堂 (shrine) となった」⁴ という。ダークツーリズム研究ではホロコーストの研究蓄積はとりわけ多いが⁵、ゲティスバーグやサムター要塞、イープルやソンム、ガリポリなど、近代国家建設の過程で国家的な聖地となった戦場の研究も目立つ⁶。オーストラリアおよびニュージーランドからの観光客にとって、ガリポリは多くの犠牲者を出したという悲劇の場所であるだけでなく、初めて国際的な舞台で彼らの祖先が ANZAC (Australian and New Zealand Army Corps) として戦った栄誉ある場所であるゆえに欧米研究者の関心を集めるのである。

歴史的な重要性だけがダークツーリズム流行の理由ではない。近代社会では都市への人口集中による土地不足と衛生面の管理から墓を郊外に設置してきた。また、病院で最期を迎える人が大部分を占めることによって、日常生活から死が排除されていった。生活空間における死の不在が死を理解したいという欲求を生み出し、死と関わりのある場所へ人々を誘うようになった⁷。とりわけ近年では感情的 (emotional) という言葉からその訪問動機が説明される。Piekarz (2007) は、戦場とはこの国に所属している「我々」と敵側の「彼ら」を意識できる感情的な場所であると指摘する⁸。また、国共内戦の最前線となった金門島への観光を分析した Chen and Tsai (2021) は、中国人観光客と台湾人観光客の訪問動機を感情的なものだと説明する⁹。

センセーショナルな出来事が起こった場所ほど、多くの観光客をひきつけるゆえに、死や悲劇を観光資源とするダークツーリズムは常に娯楽か教育かという議論を起こしてきた¹⁰。悲劇とは直接、関係のない人々の中には、悲劇を学ぼうとする姿勢の人と、物見遊山的な人があるが、観光地である以上、興味本位で悲劇の場所を訪れる人を排除することはできない。悲劇を観光資源とすることは、犠牲者を記念碑や博物館の設置に利用している¹¹という批判と隣り合わせなのである。

戦場のような空白の場所に設置された記念碑は、新たな景観と戦争の叙述を形成する。近代のメディアでは、その記念碑を訪れる人々の姿が映る。わずか数秒であっても、記念碑のある景観は神聖な場所であること、その場を自身が訪れたとすれば感情的な体験となることを確

約する場面である。特に現代社会では、映像が与える効果は大きく、映像に付随する語りは視聴者に直接、訴えかけてくる感情的なものとなる。戦場や監獄、被災地といった何もない空間を資源とするダークツーリズムでは、ガイドによる語りがことさらに重要なのである¹²。

第2節 古戦場の神社化

日本では近代化の中でどのように古戦場が語られ、記念建造物が作られてきたのか。古くから日本では戦場に塚や供養塔が作られてきた。楠木正成の首塚としては大阪府河内長野市の観音寺、千早城址、大阪市東淀川区、羽曳野市の杜本神社、群馬県館林市の楠木神社にその存在が伝えられている。小楠公こと楠木正行の場合、往生院胴塚 (大阪府東大阪市)、正行寺 (京都府宇治市)、宝篋院首塚 (京都市右京区)、額田首塚 (東大阪市山手町)、飫島墓所 (鹿児島県薩摩川内市上飫町中飫) が確認されている。新田義貞の塚は、福井市の燈明寺畷の新田塚【図1】、福井県坂井市の胴塚、その他4カ所にある¹³。

長い間、ひっそりと立っていた南朝の武将を祀る祠や塚は、幕末の尊王攘夷派の志士たちによって史跡としての価値を見出された。「狐狸の巣窟」となっていた塚を何



図1 新田塚

⁴ Seaton (1999) p.151

⁵ 最近の研究では Dawson, O'Leary and O'Connor (2023) が挙げられる。

⁶ Seaton (1999), Slade (2003) など。

⁷ Brian and Buda (2018) p.814

⁸ Piekarz (2007) p.39

⁹ Chen and Tsai (2021) p.94

¹⁰ Sharpley and Stone (2009) など。

¹¹ Beech (2009) p.212

¹² Milles (2002)、Strange and Kempa (2003)、Ryan (2007)、Phuong M. NGO and Huong T. Bui (2019) など。

¹³ 室井 (2022) 142-176 ページ

とかなければならないという使命感が地元の有志に芽生え、湊川神社、藤島神社、阿部野神社、金崎宮、四条畷神社などの古戦場における神社創建へとつながった。こうした現象は特殊なものではなく、明治期には日本各地で郷土愛から地域の偉人を祀る慣習が広がり、尾山神社や松江神社のような藩祖を祀る神社創建が続いた。その背景には「旧藩士民の藩祖への遺徳追慕の心情」があったという¹⁴。記念碑の建立も同様であり、羽賀（1998）は、「人間の不幸の哀れみの感情、家と遺跡による“歴史”の確認、遺物がもつ呪術的な力への恐れ、こうした総体のなかに史蹟がある」といい、史蹟記念碑は人々に自身が立つ「歴史的な位置」を確認させる効果があると指摘する¹⁵。

南朝ゆかりの武将および皇子を祀る多様な塚や墓などの南朝史蹟の中で最初に神社として創建されたのは、護良親王を祀る鎌倉宮であった。明治天皇は護良親王に対して強い追慕の念を抱いており、即位前より親王を祀るための神座を設け祭儀を行っていた。1869年2月、護良親王終焉の地に神社を創建する勅令を出し、営繕司を設置し、岩尾助之丞に工事を指揮させた。3月11日には神仏混交を避けた簡素な地鎮式が執行され、6月14日に鎌倉宮と命名した。4か月の工事の後、社殿が完成し、7月21日に鎮座祭を行なった。7月23日を例祭日としたが暦制改正後は8月20日が例祭日となった。1873年4月16日の明治天皇の参拝後、6月9日に官幣中社に列せられる¹⁶。

1871年、「官社以下定額・神官職制等規則」（太政官布告第235号）によって、神道は「国家の宗祀」と位置付けられ、神社の格付けが進められた。天皇および皇族につながる神社は官幣社、一宮のような地域の有力な神社は国幣社となり、それぞれ大・中・小に分けられた。皇室縁でもなく、産土の神社でもない武将を祀る神社は別カテゴリーであったので、別格官幣社とされた。鎌倉宮、井伊谷宮、八代宮、金崎宮は官幣中社となり、後醍醐天皇を祀る吉野神宮は官幣大社となった。

楠木正成を祀る神戸の湊川神社は、最初の別格官幣社となった【図2】。1336年の湊川の戦いで戦死した楠木正成の墓に徳川光圀によって「嗚呼忠臣楠子之墓」（1692年）が建立されたことが、神社創建の由来である。吉田松陰は何度もこの地を訪れ、1865年、島津久光は楠木正成、護良親王、北畠親房その他の南朝の忠臣を合祀したいと朝廷に申し出る。さらに1867年、尾張名古屋藩主・徳川慶勝も朝廷に神社建立を奏上するが、実現しなかった。1868年、明治政府は楠木正成を祀る社殿を造営する

表1 南朝関連神社¹⁷

名称	創建年	祭神	場所	由来
鎌倉宮	1869	護良親王	神奈川県鎌倉市	幽閉地
菊池神社	1870	菊池武時・武重・武光	熊本県菊池市	城址
藤島神社	1870	新田義貞	福井県福井市	古戦場→城址
湊川神社	1872	楠木正成	兵庫県神戸市	古戦場 墓
井伊谷宮	1872	宗良親王	静岡県浜松市	墓
名和神社	1878※	名和長年	鳥取県西伯郡	邸宅跡
靈山神社	1881	北畠親房・顕家・顕信・守親	福島県伊達市	城址
阿部野神社	1882	北畠親房・顕家	大阪府大阪市	古戦場
小御門神社	1882	藤原師賢	千葉県成田市	墓
結城神社	1882※	結城宗弘	三重県津市	墓
八代宮	1884	懷良親王	熊本県八代市	城址
金崎宮	1890	尊良親王・恒良親王	福井県敦賀市	城址 古戦場
四条畷神社	1890	楠木正行	大阪府四条畷市	古戦場
吉野神宮	1892	後醍醐天皇	奈良県吉野郡	吉水神社より移築
北畠神社	1928※	北畠顕能・親房・顕家	三重県津市	城址

※別格官幣社に列せられた年 各神社社務所編の書籍およびウェブサイトより作成した



図2 湊川神社 大楠公御墓所入口

布達を發し、造営を兵庫県庁に委任、社殿建設を京都の宮大工・本城清右衛門とする大工棟梁に委ねた。1872年に着工し、1873年8月完成した。完成に先立って、1873年4月、別格官幣社に列せられた¹⁸。

¹⁷ 南朝関連の神社は1994年「建武中興十五社会」を結成し、現在では「建武中興十五社」と称しているが、それ以前は特に定まった総称があったわけではないので、ここでは南朝関係神社と記す。

¹⁴ 高野（2022）205ページ

¹⁵ 羽賀（1998）13ページ

¹⁶ 官幣中社鎌倉宮社務所編（1930）31-33ページ



図3 藤島神社

楠木正成と並んで「忠臣」として崇められた新田義貞を祀る福井の藤島神社は、移転を繰り返し、1901年に足羽山に社殿が建立された【図3】。湊川の戦いで負けた新田義貞は恒良親王・尊良親王を奉じて越前に向かい、金ヶ崎城に籠城するが、足利軍に攻められた尊良親王は自害し、恒良親王は捕虜となる。新田義貞は越前北部に逃げ、1338年、燈明寺で戦死する。この場所で、1656年に発見された兜が新田義貞のものだと判定され、福井藩四代藩主・松平光通が1660年、「暦応元年閏七月二日新田義貞戦死此所」という碑を建てる。それ以降、この地は新田塚と呼ばれる。1870年、福井藩知事・松平茂昭（1836-1890）が新田塚に祠を建て、翌年、新田義貞を祀る別格官幣社・藤島神社となる。神社周辺ではしばしば水害が起こっていたため、地元の有志による藤島義会が義捐金を募り、1881年、南牧野島（現、福井市文京）へ移築した¹⁹。しかし、この地も低地だったため、より南の足羽山に1901年、社殿が建設された。この遷座に対しては、藤島神社と福井市南端の人々が1896～97年の洪水を口実としたと牧野島の住民が批判したという²⁰。

「金ヶ崎の退き口」（1570年）で知られる金崎城址には、尊良親王を祀る金崎宮がある。1876年、教部省調査員が金崎城址を調査した際に、尊良親王自害の地とされる場所で経筒が発掘されるが、確証がないとして保留となった。1878年、片山政治郎（1848-1923）らの敦賀の有志の働きかけによって滋賀県令の籠手田安定（1840-1899）に撰文を依頼し、元敦賀県令の熊谷武五郎（1842-1902）による「金崎城趾碑」が建立された【図4】。建立の背景は「殉難将士の忠魂を奉慰する者なく歴史上著名の城址は徒に叢林繁茂し狐狸の巢窟となりて隠滅せんことを慨嘆し」²¹ たためとされる。藤島神社の建議や住民運動により



図4 金崎古戦場碑

官幣中社・金崎宮創建に至り、1890年12月に地鎮祭が挙行された。1892年、恒良親王を本宮に合祀する旨が下り、翌年5月に親王の鎮座式および奉告祭が行われた²²。

大阪の阿部野神社は、1878年より有志によって北畠顕家の霊を祀る神社の創建が進められてきた【図5】。1882年1月24日、政府は天下茶屋（現、大阪市西成区）に別格官幣社・阿部野神社を創建する旨を発するが、この地が低湿地だったため住吉村字藪山（現、大阪市阿倍野区）に神社を建てることになった。住吉大社の北方に位置する高台にあるこの地は、当時、閑静な別荘地として邸宅が立っていたが、所有者らが土地を寄進し、神社用の土地3492坪を獲得した。この地の近くに大名塚と呼ばれる塚がある。1701年に刊行された攝津地誌の『摂陽群談』



図5 阿部野神社

¹⁸ 和田（1935）62-70 ページ。

¹⁹ 『東京朝日新聞』1884年5月28日

²⁰ 『東京朝日新聞』1897年11月14日

²¹ 石塚（1909）30 ページ

²² 石塚（1909）6-7 ページ

(岡田溪志)に「大名塚、所伝北畠中納言顕家卿の古墳なりと云へり」という記述があり、『太平記』に「阿部野にて討死にし給えば」とあることから、大名塚が顕家の墓だと言われてきたのである²³。

楠木正行自害の地である四条畷には、1868年、住吉平田神社の神主・三牧文吾等が神社創建を願い出るが、時期尚早として認可されなかったが、1878年、大久保利通(1830-1878)揮毫による「贈従三位楠正行朝臣之墓」の碑が建立された【図6】。その後、有志者等が神社創立を懇請し続け、碑から東へ1.3kmの場所に四条畷神社が建立されることになった。1889年6月17日、大阪府知事・西村捨三(1843-1908)が提出した上申書には以下のように、楠木正行を祀ることが教育の上で重要であることが主張された。

戦死ノ地河内国四条畷ニ於テ墓碑建設爾後該地人民非常ニ感発追敬近況ニ至リテハ学校生徒等運動ニ講演ニ集会只管卿ガ忠節ニ欽慕シ大阪市街高等小学生徒モ亦数里ヲ遠シトセズ該墓畔ニテ兵式運動ヲ為スニ至レリ²⁴

『太平記』に記される湊川の戦いに赴く父親との別れ(桜井の別れ)や、足利尊氏から届けられた父親の首を見た正行が自害しようとした話、父親の悲願を叶えるため河内国を統治しながら戦力を蓄えた話などは、「忠孝両全」を示す道德教育の恰好の題材となった。やがて四条畷および桜井のエピソードは教科書に記載され、修学旅



図6 小楠公墓所

行等で訪れるべき場所として認識されるようになる。

国史教科書における楠公父子の記載の変化を分析した谷田(2019)によると、軍国主義化が進むにつれて楠木父子の記述が増えていったと指摘する。1904年から1909年の『小學日本歴史』では楠公父子を特別視する記載は確認できないが、1911年に南朝が正統と定められると、楠木正成は忠臣として称賛されるようになる。日本歴史が国史と改名した1921年以降、南北朝を扱う分量が増え、楠公父子が最も高く称揚された。楠木正成が湊川神社に祀られていること、楠木正行が四条畷神社に祀られていることが教科書に記載され、その時代と南北朝を結びつけられる。その後の『尋常小學国史』(1934-1939)および『小學国史』(1940-1942)では口語体になってわかりやすくなったという他に大きな変更箇所はないが、戦局が厳しくなった時期の『初等科国史』(1943-1945)では、吉野の桜と九段の桜が重なるような記述や南朝忠臣の霊と靖国の英霊が重なるような記載があり、全体的に悲壮感が漂っていると分析する²⁵。

湊川神社の創建や四条畷の大久保利通揮毫の碑の建立は、名和神社や結城神社、阿部野神社などの創建にも大きな影響を与えた。藤島神社の事例からは建立がかなり急速であったことが確認できるように、1870年代から90年代にかけて創建された南朝関連神社がその後、どのように研究および観光化と結びついていったかを整理していく。

第3節 古蹟の保護と顕彰

南朝の武将や後醍醐天皇を祀る神社は地元住民の働きかけによって次々に創建され、1930年代には全国(北海道、青森、秋田、京都、沖縄を除く)で166社に達した。その多くは楠木正成を祀る楠神社や湊川神社、新田義貞を祀る新田神社であった。1934年の「建武中興六百年」の際には「関係十五社」という表記も用いられるようになった²⁶。神社建設に限らず、地域の古蹟を保存・顕彰を目的とした民間団体は各地で誕生した。1879年、最初に設立された保見会は、明治期に衰退した日光の社寺を保存することを目的とした。こうした史跡の保存と顕彰を通した愛郷運動は盛んになり、京都保勝会(1881年)、好古会(1888年)、都農神社保存会(1890年)、真野宮保存立誠会(1894年)、小豆島寒霞溪保勝会(1898年)と続いた²⁷。

1899年、ナショナルな古蹟の保存および研究、顕彰団体として、帝国古蹟取調会が発足した。初代会長には、貴族院議員の九条道孝(1839-1906)が就任した。規約で

²⁵ 谷田(2019)70-82ページ

²⁶ 『建武中興六百年記念会事業報告』(1934)

²⁷ 西村(1993)178-179ページ

²³ 住吉常盤会(1928)414-417ページ

²⁴ 四条畷神社々務所(1938)2ページ

は古蹟を、①皇祖の神蹟、②皇宮の旧蹟、③皇族の陵・墓、④大臣以下名士の墳墓、⑤學術の研究に資すべき古物遺蹟、⑥古社旧寺、と定義した。古蹟に関わる写真や遺物、文書を収集し、保存すること、本部を東京に置き、支部を京都に置くこと、役員には総裁・顧問・会長・副会長・幹事・会計監督・常務員・評議員・協議員・学事顧問・取調員・編輯員を置くこと、調査員は会長の指揮の下、現地に赴き記録を取ることが定められた。さらに、「學術ノ研究ニ資スベキ個物遺跡ハ碑ヲ建テ其由緒ヲ標識シ或イハ之ヲ買収シテ壊敗ヲ防クモノトス」²⁸として、調査に基づいて碑の設置が推奨された。

1900年の『帝国古蹟調査会会報』第1号では湊川神社の碑が取り上げられた。

徳川光圀嘗て楠公忠死の蹟を取調べて摂津湊川の畔に標石を建つ、実に我帝国古蹟保存会顕彰の第一着手といふべき、此建碑ありてより、忠臣義士の朽骨再び光輝を放ちて、当時の功臣今や何れも官社に列せらる、加之、此建碑を去る百七十余年、こゝに明治の維新に遭ふ、これ豈に建碑之が導火線となりしに非ざるを知らんや、古蹟顕彰の国家百年に対する功蹟亦大なりと云ふべし²⁹。

また、楠木正行についてはその墓の所在に関する論考が掲載された。中田憲信(1835-1910)は、楠木正行の墓が往生院六萬寺であるとして、「贈従三位楠正行朝臣之墓」は招魂碑に該当すると主張した。

飯森山下なる南野は小楠公以下将士絶命の処にして忠魂の此に留る所碑を建て神社を設けて祭享の礼を厚ふせらる固より其所たり六萬寺は小楠公遺骸埋葬の所なれば至心敬を致し以て将来永く汚穢に混せしめざるの措置を為さるへからず³⁰。

学事顧問らは各地の古蹟を巡り、現地の様子を綴っている。田中義成(1860-1919)は奈良県賀名生村(現、奈良県五條市西吉野町)の北畠親房の墓や、上野国新田郡市井村の生品神社を訪問し、歴史的に重要な古蹟であるにも関わらず荒廃していることを嘆いている³¹。『会報』は1903年から『古蹟』と改名して月刊誌となるが、帝国古蹟取調会は日露戦争開戦に伴って活動を中止した。

帝国古蹟取調会の発足と同じ1899年、日本歴史地理研

究会(後、日本歴史地理学会と改名)が原秀四郎(1872-1913)、岡部精一(1868-1920)、喜田貞吉(1871-1939)などの10名によって設立された。多くが歴史学を学ぶ若手研究者であった。研究項目は、以下の4点である。すなわち、①古跡・旧都・社寺・陵墓・古城・古戦場・名所等、②地勢の変遷・河川・海岸・山腹等の変動、③古今の地理上の智識・地誌・紀行・地図等、④政治地理・国郡郷里領邑の境界・都市宿駅道路津済の変遷・人口の増減・産物の沿革・地理と文明との関係、である。日本歴史地理研究会は懇談会から始まり、1899年10月には『歴史地理』が創刊された。

『歴史地理』の創刊号において三上参次(1865-1939)は、東京では江戸時代の建物が次々と取り壊され、ほとんど当時の名残のない地域もあるが、「地方には尚其郷土を懐ひ其歴史を重んずるの念強き」³²として、郷土愛に基づく古蹟顕彰が過剰であると問題視する。「地方的感情」の悪例として大阪の高津宮の十分な研究がなされていないにも関わらず顕彰事業が進むことを以下のように批判する。

大阪市にして史蹟の真偽は第二として、事業上の便利に依り、幾多の疑点あるに関らず、経営に易き方を選びて假りに之に定めしと云はゞ吾人は固より此問題の資料乏しくして、根底まで解明し得るゝものに非ざるを知れば、寧其巧を称せんとす³³。

また、当時、北畠顕家の墓についても歴史学者の星野恒(1839-1917)は1903年、『歴史地理』にて「北畠顕家卿の戦没地と其墓」という論文を発表し、顕家の戦死地は和泉の石津であると主張した。北畠公國の墓は、1723年、大名塚と呼ばれていた墓に並河誠所が顕家の墓としたものであり、この地が顕家の墓だと言われてきた。この辺りは古墳が多く、豪族の墓を誤って顕家の墓と伝えられたと主張した。

摂津国東成郡阿部野を以て顕家卿戦没の処と爲し、其地に大名塚と称する古塚を以て卿の墳墓に充て塚上に墓標を建て、明治以降新に其近傍に卿の堂祠を建設し、近日又右の古塚を修繕して大に之を彰表せんとするの企ある由に聞けり…徒に史上の事実を攪乱せんとするに至りては、決して等閑に付して傍観すべからず、因て顕家卿の戦没は和泉の石津にありて摂津の阿部野にあらざりし事実を詳にして、其真妄を明示すべし³⁴。

²⁸ 「帝国古蹟取調会規則」2-3 ページ

²⁹ 「湊川楠公碑について」59 ページ

³⁰ 中田(1901)43 ページ。『会報』第3号で往生院六萬寺は楠木正行の墓ではないとされた。

³¹ 田中(1903)34-36 ページ

³² 三上(1899)4 ページ

³³ 麻郷(1900)62 ページ

³⁴ 星野(1903)1 ページ

三上参次は繰り返し史実とは異なる場所が史跡として観光地化されること、殊更に俗化されることに警鐘を鳴らしている³⁵。齋藤（2015）は、民間の古蹟保存団体は地域の偉人を顕彰することに重点を置いていたのに対して、日本歴史地理研究会は通俗的な歴史観や民間の古蹟保存事業や記念祭の流行を批判したと指摘する³⁶。

日本地理歴史研究会は、一般向けの古戦場の案内書『歴史地理叢書古戦場』を1901年に創刊し、全国36カ所の古戦場を時代順に紹介した。「日本武尊東夷を征す」として最初に焼津が取り上げられ、以下、多賀城・胆沢城、衣河・鳥海・厨川の柵、金沢柵と続き、「豊臣氏滅亡す」の大阪城で終わる。古戦場の来歴を正確に理解することを促し、四条畷神社では以下のように検証が必要であると指摘する。

今四条畷神社は飯森山の西麓の高所に在りて、平野を一眸の間に集め、眺望爽快風景亦佳なりとす。正行の墳墓は神社の西九町、和田源秀の墓は東北五町にありとて、今皆碑石を建て、之を表せり。回面の墓は往生院にありなど雖、共に確かなるものならざる如し。猶一層の考證を要す³⁷。

1900年代初頭は、古蹟の保存や研究が進んだ時期でもあるが、1911年に南朝正統論が唱えられると、南朝史蹟のイデオロギー性が強まっていった。学術的には、明治維新後も南北朝並立説が唱えられていたため、喜田貞吉は国定教科書に北朝と南朝を並立して記述した責任を問われ、1911年、休職処分となった。三上参次は学術的には南北朝並立の立場であったが、政府が南朝を正統とするするならば、それに従うとした³⁸。

皇国史観はこの時期に普及し始めた修学旅行にも影響を与えた。江戸時代以来の伊勢参りは、皇室ゆかりの神社として修学旅行の定番となり、古戦場は日本の歴史と地理を学ぶ地と見なされた。20世紀初頭の修学旅行では、湊川神社や四条畷神社などは住吉神社や熱田神宮などの他の神社と比して各段に特別な場所ではなかったが、1930年代以降、楠木父子の物語が劇的に語られるようになり、楠木父子ゆかりの地を重視する記述が増えてゆく。次の節では修学旅行の展開と古戦場としての南朝史蹟の観光地化の関係を整理する。

第4節 修学旅行と史蹟めぐり

修学旅行の始まりは1888年とされる。「尋常師範学校

準則」において「修学旅行ハ定期ノ休業中ニ於テヶ月六十日以内トシ可成生徒常承食費以外ノ費用ヲ要セサルノ方法ニ依テ之ヲ施行スベシ」³⁹と定められた。これ以前より師範学校では徒歩による行軍のような団体活動が行われていたが、体操や軍事教練が体操科に加わると、修学旅行から行軍の要素が排除され、博覧会見学や名所旧跡の訪問など、教育的な要素が強まっていった⁴⁰。1901年には朝日新聞社主催の満州韓国への修学旅行が企画され、全国から集まった多くの学生が門司や宇品から陸軍の用意した船に乗って大陸へ渡っていった。大陸旅行の様子は連日、新聞に掲載され、新聞は今日的な旅行ガイドブックのような役割を果たした⁴¹。

地理歴史研究会の修学旅行案内は、神社仏閣や城址、古戦場に加えて、藤島神社や菊池神社などの別格官幣社を記載した。例えば福井では「杣山、黒丸、等の地方は延元のむかし新田義貞、義助、義顕等の兄弟父子が賊軍と久しく戦争したりし古跡にして武生町の如きは当時府中と称し足利高経の拠りて義貞と雄を決せし所なり福井市の北方西藤島村大字牧が島に藤島神社あり義貞の令を祀る其北十五丁同大字福萬は実に公の戦死の地なり」⁴²と地理的および歴史的正確さを重視し、藤島神社と新田塚を区別している。

また、1901年、修学旅行の葉として刊行された『日本廻遊修学旅行』は、関ヶ原や桶狭間、長久手などの古戦場を紹介した。鎌倉宮や湊川神社、藤島神社、阿部野神社、四条畷神社などが記されるが、井伊谷宮や八代宮、菊池神社については記載がない。阿部野神社と四条畷神社の地理的な連続性は、「大阪より南行したる北畠顕家が戦没したる阿部野の西を過ぎ大和川を渡れば堺市に至る往昔外国との互市場たりし所にして鉄器鍛通を産す大阪より東行すれば四条畷の古戦場あり正行が戦死の琵琶歌に…」⁴³という記述から確認できる。

実際の修学旅行の記録としては、秋田師範学校が1903年に行ったものが挙げられる。秋田師範学校の生徒51名および教員3名は、1903年4月18日に土崎港を出港し、北陸を回って敦賀から琵琶湖、京都、神戸、大阪、奈良、宇治山田、名古屋、鎌倉、東京、日光、仙台、横手を回り、5月15日に帰還した。金沢を経て福井を訪れた一行は新田義貞死去の地に赴き、次のように記した。

市を流る、足羽川の辺に古城址の聳ゆるを見ては、
転た延喜の昔を想起して、彼の新田義貞が孤軍を以

³⁹ アジア歴史資料センター A15111594400

⁴⁰ 山本（2021）131-132 ページ

⁴¹ 有山（2002）54-57 ページ

⁴² 地理歴史研究会（1902）282 ページ

⁴³ 谷口（1901）97-98 ページ

³⁵ 三上（1917）92 ページ

³⁶ 齋藤（2015）71 ページ

³⁷ 日本歴史地理研究会（1901）86 ページ

³⁸ 生駒（2020）312-318 ページ

て大軍に当り、遂に白羽一矢空しく此足羽河畔の露と消えしに末路の哀れなるに咽び、我等が今馳せ居る此土は皆これ忠臣義士の血を流したる所かと思へば、何となく物悲しく雨さへ尚やまで、天地陰々いと心細げなり…⁴⁴。

湊川神社については、楠木正成の偉業を以下のように讃えている。

古来名将勇士多しと雖も、其至誠、君に忠し、至仁、民を撫し、難に当り死に瀕して断固其色を更めず、終始一貫其畢生を屑くせしもの、今だ楠公の如きを見ず、菊水の香は千載の末其芳益々高く、貴賤老幼殿下に拝伏し涙を以て其偉勳を追称し、其鴻徳を慕ふ…⁴⁵

湊川神社周辺に広がる歓楽街の賑わいを嘆き、「若し楠公にして霊あらば…嗚呼忠臣楠公之墓と云う一孤碑のみありし時代や、恋しう思ひ給ふらん」⁴⁶と述べている。その後、一行は大阪城を訪問する。大阪城の建物は鳥羽伏見の戦いに際して焼失し、当時はわずかに門と櫓が残る程度であり、その様子を「感慨甚だ切なりき」⁴⁷と残している。名古屋には英雄が多かったことや、平泉では『奥の細道』の道筋をなぞるように古蹟を巡る様子が記される。

1918年の富山県立高岡中学の修学旅行を引率した教員は、生徒に新田塚（燈明寺畷）にて礼拝させた様子を以下のように記録した。

公戦死された地点には、疎林に囲まれし小祠がありこの中に越前侯が建てし「新田義貞戦死此所」（其側に歴應元年閏七月二日と書せり）と記した石碑がある。そして其の附近は全部田や畑であつた。先づ生徒一同を祠前に整列させて体拜せしめ、公の精忠遺烈を述べ…⁴⁸。

1918年刊行の『近畿名所一日の遊覧』では、以下のように伊勢や吉野、伏見などの神社や天皇陵への参拝方法が具体的に記される。

四条畷神社は小楠公の霊廟なり、父公正成の意を重いで二代の格勳を尽せし、南朝の忠臣楠正行を祀る処、英霊遠く去つて青苔歳を重ねることも深しと雖

も、楠の香りは長へに伝えて愈よ芳ばし。

汽車は片町線により四条畷駅に下車すべし、片町線は大阪城の東方、片町にありて城東線京橋駅にて接続す、京橋駅は湊町より六里三、大阪駅より二里六、四条畷駅は京橋駅より七里六、片町よりは八里二、城東線大阪、湊町間の各駅より左の如き特定割引乗車券を発売し、尚片道乗車券に対しても特定割引の制定あり⁴⁹。

修学旅行は、歴史を学ぶことが主軸であり、特にその地を拝するような行為は確認できないが、南朝史蹟では「忠臣」に敬意を表する記述や「感激」「涙」「恥」といった感情的な単語が増えてゆく。

1924年刊行の日本最初の旅行雑誌『旅』⁵⁰では、1934年、「建武中興六百年（関係十五社巡拝に就て）」を掲載し、1937年から1938年には「別格官幣社詣うで」として小御門神社や結城神社、藤島神社、霊山神社などの別格官幣社を紹介した。1937年12月号『旅』では「楠公父子の遺跡を訪ねて」というグラビア特集において、大楠公の誕生地、婦人の亀鑑大楠公夫人、小楠公と四条畷という項目が設けられた【図7】。関連する場所の写真は、これまで教科書において文字や挿絵で示されてきた吉野の風景や千早城址、赤坂城址などを写実的に示すだけでなく、「楠公誕生地」の碑や首塚のある観心寺に参拝する人々、笠置山に登る家族の姿を示し、読者に人々が訪れるべき場所やその場における望ましい態度を明確に見せた。『旅』を刊行する日本旅行社は、茶代の廃止などの宿泊施設の合理化や団体旅行の推進、旅行者のモラルの改善だけではなく、団体旅行を通して国民の創出を目指



図7 「楠公父子尽忠の跡をたづねて」『旅』14 (11)

⁴⁴ 港多記（1903）29 ページ

⁴⁵ 港多記（1903）56 ページ

⁴⁶ 港多記（1903）56-57 ページ

⁴⁷ 港多記（1903）62 ページ

⁴⁸ 秋山（1923）14 ページ

⁴⁹ 野田（1918）169 ページ

⁵⁰ 1921年に設立された日本旅行文化会は1924年に日本旅行文化協会となり、日本最初の観光雑誌『旅』を刊行する。1926年に日本旅行協会と改名する。



図8 「神戸」川瀬三郎書店

したのである⁵¹。

1934年から1935年には、「建武中興六百年」を記念した様々な行事が行われた。例えば、大阪放送局は1935年5月22日から4日間にわたって「大楠公史蹟巡り」を放送した。第一日は「楠公誕生地」の赤阪村、第二日は千早城、第三日は楠妣庵、第四日は湊川神社においてそれぞれ講師が講演し、ラジオで中継された⁵²。1939年9月下旬には、大日本青年団と朝日新聞の共催によって、「建武中興社旗継走大会」が実施された。これは南朝関連の15社をつなぐリレーで、ゴールは吉野神宮であった。吉野から最も遠い熊本の八代宮および菊池神社、福島の霊山神社からの走者が9月22日に出発した。9月25日に霊山神社、小御門神社、鎌倉宮の走者が小田原に到着し、9月28日、井伊谷宮を加えた一行が熱田神宮に至る。同日、西からの八代宮、菊池神社は岡山に入る。藤島神社の走者は敦賀へ、名和神社の走者は姫路に到着した。9月29日、名和神社と菊池神社、八代宮の走者が合流し、9月30日、全走者が吉水神社に至る。10月1日、走者らは吉野神宮50年大祭および後醍醐天皇600年御式年祭に参列した。合計9日間で、のべ2万人の青年団員が参加した⁵³。

この時期、修学旅行で一般的になっていった南朝史蹟

が、より神聖な場所として仕切り直されていく様子が『楠氏三代の史蹟めぐり：建武中興六百年記念』から確認できる。この書籍の冒頭では、楠木正成の妻・久子が余生を過ごしたとされる楠妣庵について以下のように記されている。

修学旅行等により楠氏史蹟めぐり御催のむきは楠妣庵に旅行の根拠を置き晝は遺蹟を訪ねて忠魂になみだをさ、げ夜は静に大楠公夫人のおもかげを偲びつ、感謝のねむりに就くという事に改めて従来の旅館宿泊の悪弊を此際一切清算して頂きたい⁵⁴。

吉田初三郎が制作した神戸観光のリーフレットには「桜井の別れ」の絵が掲載されている【図8】⁵⁵。この場には、大阪府知事・渡辺昇（1838-1913）による「楠公父子訣児之處」の碑があり、その裏面には英国公使ハリー・パークス（Harry Smith Parkes）が「1336年の湊川の戦いの前にこの場所で息子と別れた忠臣楠木正成の忠義に捧げる」と記した文字が刻まれている。パークスの小さな英文は碑陰であるにも関わらず、陸軍少将・伊豆凡夫（1864-1944）は「国辱」であるとして、以下のように述べた。

⁵¹ 森（2010）47 ページ

⁵² 第一日、講師：魚澄惣五郎（大阪女子専門学校教授）「大楠公誕生地に立ちて往時を偲ぶ」、第二日、講師：藤田精一（元陸軍士官学校教官）「千早城址を中心とする楠公古戦場」、第三日、講師：大佛次郎（作家）「家庭の大楠公」、第四日、講師：宮地直一（東京帝国大学講師）。「大楠公史蹟巡り」『東京朝日新聞』（1935年5月22日、23日、24日、25日）

⁵³ 1区は4 km、全524区、正奉仕者2名・副奉仕者1名・先駆者1名・随行者20名以上であった。

⁵⁴ 『楠氏三代の史蹟めぐり：建武中興六百年記念』1934年

⁵⁵ 1884年、京都に生まれた吉田初三郎は関西美術院で洋画家の鹿子木孟郎に学び、商業美術の才能を開花させる。1913年、初三郎が最初に描いた鳥瞰図「京都電車案御内図」が皇太子（後の昭和天皇）の目に留まり、鳥瞰図を弟子たちと作成するようになる。1921年には鉄道省から鉄道開通50周年記念としてリニューアルするガイドブック『鉄道旅行案内』の挿絵と装幀を依頼される。



図9 楠公父子訣別之碑

嗚呼古今無双の大忠臣大楠公の遺蹟が茫々として荒れて居るばかりではありません、其の標示の碑が人もあらうに外国の公使に依りて建設され苟も我が国民が其の儘に之を打ち捨て、居たと云ふことは、実に大なる国辱ではないでせうか是れは是非共此一小碑を蹴下するやうな一大碑石を建てねばならぬと其の時日本国民としての責任を考へました⁵⁶。

1913年、この碑を見下ろすような形で乃木希典揮毫の「楠公父子訣別之碑」の碑が建立された【図9】。この地が本当に楠木親子の別れの場所であるかという疑問も寄せられていたが、伊豆は帝国大学資料編纂係に確認し、この場所であると断定できるとして碑の建立に至ったという⁵⁷。この時期、満州戦跡保存会が発足し日露戦争の激戦地となった旅順の二〇三高地に乃木希典揮毫の爾霊山の碑が建立された。戦跡を保存する理由として、永遠に忠烈を顕彰し、世界史に貢献することが掲げられ、1916年に水師営会見所の碑、1918年に乃木保典戦死の碑と東鷄冠山北堡壘の碑が建立された。1930年代に入ると、これらの記念碑を結ぶルートが確立し、多くの日本人が旅順観光へ出かけた⁵⁸。

1934年以降に「建武中興」を題した書籍を見ると、「涙」「恥」「感激」という言葉が頻繁に使用されていることが確認できる。1901年刊行の『歴史地理叢書古戦場』では各古戦場の由来と記念建造物について淡々と述べられているだけであるが、1930年代になると、古戦場の説明に

は感情を掻き立てるような言葉が増えてゆく。自己犠牲の叙述と古戦場の神社や古蹟などの視覚的な装置およびそこで開催されるイベントが密接に結びつき、その場を訪れることが国民の喫緊の義務であるかのような錯覚を抱かせる効果がもたらしたと推測される。このようなナショナリズムについて、林志弦（2022）は以下のように述べる。

東アジアにおいて戦争と変乱で非業の死を遂げた人の霊魂が大儀に殉じた戦死者へと昇華されるのは、近代国家による国民儀礼の導入以降であった。…「殉教」の概念は、来世での復活を保証する終末論的な信仰と結びつき、「犠牲こそ勝利につながる」という確信を生んだ⁵⁹。

戦場観光と歴史教育の結びつきは近代国家ではしばしば起こる現象である。Chylińska (2020) はラツワヴィツェのパノラマや記念碑が戦場の景観を再構築した事例からポーランドにおけるラツワヴィツェ戦い（1893-1894）がナショナル・アイデンティティを再構築したことを論じている。ある戦争はナショナルな歴史の語りから除外される一方で、ある戦争はナショナルな神話となり、学校のカリキュラムに取り入れられナショナル・アイデンティティや集合的記憶を再構築する道具として用いられると指摘する⁶⁰。

湊川神社では軍事的なイベントが開催され、ナショナル・アイデンティティを作り出す場となった。日清戦争期には、神戸港に近い湊川神社は出征部隊の休憩所となった。「出征に当って御神前に額いで一死奉公を誓ひ私かにみづから第二の楠公たらんことを心に期して戦場に赴いた将士の数は甚だ多きに達した」⁶¹という。同社境内は日清戦争後、祝勝会の会場となり、1895年2月16日から開催された威海衛陥落祝捷会には4000名以上の市民が集まった。日露戦争期も同様で1904年3月7日、650名の出征部隊による最初の湊川神社への正式参拝があり、続いて48,000名以上が参拝した。戦後の大捷報会も盛大に行われた。特に戦利品として東郷平八郎より寄贈された軍艦三笠の帆柱の破片と、陸軍省より寄贈されたロシア軍の23cmカノン砲は多くの市民の関心を引き付けた興味を寄せた⁶²。さらに、1937年の日中戦争全面化以降、湊川神社を訪問する人の数が増え、その様子は日清日露戦争期を彷彿とさせるものであったという⁶³。

⁵⁹ 林志弦（2022）46 ページ

⁶⁰ Chylińska (2020) p.789

⁶¹ 藤巻（1939）223 ページ

⁶² 藤巻（1939）232-233 ページ

⁶³ 藤巻（1939）325 ページ

⁵⁶ 伊豆（1936）143 ページ

⁵⁷ 伊豆（1936）146 ページ

⁵⁸ 高山（2012）

南北朝時代の古戦場の観光化は、塚や碑の発見および再評価に始まり、神社建立と戦争の叙述の確立を経て、修学旅行などの目的地として取り入れられる形で進んだ。1920年代以降の交通網の整備と大衆雑誌の普及によって南朝史蹟は、訪れるべき場所と認識されるようになった。1930年代、楠木父子や新田義貞の自己犠牲の叙述は教科書だけではなく、他のメディアにも登場し、1934年以降の「建武中興六百年」の一連のイベントでは南朝史蹟は皇国史観を可視化する装置となった。戦後の非軍国主義化の中で、こうしたイデオロギーは薄まり、観光地としての南朝史蹟の意義を喪失させた。かつて主要な駅と神社を結んでいた鉄道（結城神社と新松阪を結ぶ伊勢電気鉄道、井伊谷宮と浜松駅を結ぶ遠州鉄道奥山線、菊池神社と上熊本駅を結ぶ熊本電気鉄道、金崎宮と敦賀駅を結ぶ敦賀港線）が相次いで廃線となった。また、2023年12月の近鉄富田林駅から千早城や赤阪城へ向かう金剛バスの路線の廃止は、大きなニュースとして取り上げられた⁶⁴。参拝者が減少した古戦場としての南朝史蹟とは反対に、近年になって資料館や銅像が建設された事例もある。最後にこうした事例に触れて、本稿を終わらせたい。

おわりに

南朝史蹟に神社や石碑が建立された一方で、関ヶ原や桶狭間、長久手の3か所は、1930年代になってようやく国指定史跡の古戦場となった。国指定史跡の碑は建立されたが、歴史資料館のような建物は設置されなかった。長久手には1985年に長久手市郷土資料室が、関ヶ原には2020年に岐阜関ヶ原古戦場記念館がそれぞれ建設された。愛知県豊明市の桶狭間には桶狭間古碑（1816年設置）があったことから国指定の史跡となったが、近年では名古屋市緑区が今川義元戦死の地とされ、2010年に桶狭間古戦場公園として整備された。こちらにはNPO法人桶狭間古戦場保存会が運営する観光案内所が設置され、ボランティアガイドによる古戦場ツアーが行われている。また、岐阜関ヶ原古戦場記念館でもボランティアが史蹟の案内やイベントの運営などを実施している。

このように、近年では古戦場は地域活性化のための観光資源と見なされ、地方自治体や地元のボランティアによって支えられている。さらに、有志らが広場や公園などに武将の銅像を設置することもある。例えば、東京都府中市の分倍河原駅前には1988年、新田義貞像が設置され、熊本県菊池市には1992年、菊池武光像が設置された【図10】。菊池武光像の碑文には、「菊池の地は十数年余り九州の政治文化の中軸となる」と記され、新田義貞像



図10 菊池武光像

の碑文には「市民の郷土史への理解を深めるとともにこれを後世に伝えるためこの分倍河原合戦にゆかりのモニュメントを制作しこの地に設置するものである」と記される。南朝の「忠臣」という側面よりも地域の偉人という側面を強調することで、21世紀における地域の観光資源となりうるのである。

参考文献（漢字音読み）

- 秋山吉次郎（1923）、「新田左中將戦死の地と藤島神社」『上毛及上毛人』74、13-15 ページ
- 山輝雄（2002）、『海外観光旅行の誕生』吉川弘文堂
- 生駒哲郎（2022）、「戦前の南北朝時代研究と皇国史観」呉座勇一（編）『南朝研究の最前線：ここまでわかった「建武政権」から後南朝まで』朝日文庫、311-332 ページ
- 石塚資雄編（1909）、『金崎宮参拝案内記』金崎宮社務所
- 井出明（2018）、『ダークツーリズム：悲しみの記憶を巡る旅』幻冬舎新書
- 伊豆凡夫（1936）、「大楠公桜井駅趾建碑に就いて」近藤保雄編『護国の神大楠公：大楠公六百祭記念』精神運動社
- 大橋義三（1904）、「楠公の首塚」『古蹟』3（4）、17-18 ページ
- 岡田蔵造（1934）、「建武中興六百年（関係十五社巡拝に就て）」『旅』（1）、10-14 ページ
- 官幣中社鎌倉宮社務所編（1930）、『護良親王と鎌倉宮』官幣中社鎌倉宮社務所
- 小林健三（1937）、『建武中興と金崎』金崎宮御祭神六百年大祭奉賛会
- 齋藤清衛（1937）、「南朝の史蹟を訪ねて」『旅』14（12）、44-47 ページ
- 齋藤智志（2015）、『近代日本の史蹟保存事業とアカデミズム』法政大学出版局
- 芝野懐風（1937）、「別格官幣社まうで」『旅』14（11）、18

⁶⁴ 「金剛バス廃止：金剛バス運行最終日」『毎日新聞』（2023年12月21日）

芝野懷風 (1938)、「別格官幣社めぐり」『旅』15 (2)、82
-83 ページ
四条畷神社々務所 (1938)、『別格官幣社四条畷神社社誌』
四条畷神社々務所
住吉常盤会編 (1928)、『住吉村誌』住吉常盤会
高野信治 (2022)、『神になった武士：平将門から西郷隆
盛まで』吉川弘文堂
高山陽子 (2012)、「聖地の記憶－旅順の事例から」『亜細
亜大学国際関係紀要』21、137-166 ページ
田中義成 (1903)、「古蹟巡覽小記 (一)」『古蹟』2 (2)、
34-37 ページ
谷口流鶯 (1901)、『日本廻遊修学旅行』文陽堂
谷田博幸 (2019)、『国家はいかに「楠木正成」を作った
のか』河出書房新社
地理歴史研究会編 (1902)、『日本全国巡遊学生遠足修学
旅行案内』田中宋栄堂
中田憲信・多田好問・薄井龍之 (1900)、「河内国六萬寺
小楠公墳墓の覈査」『帝国古蹟取調会会報』1、15-29
ページ
中田憲信 (1902)、「小楠公墳墓調査第二」『帝国古蹟取調
会会報』2、38-43 ページ
西村幸夫 (1993)、「「史蹟」保存の理念的枠組みの成立
「歴史的環境」概念の生成史」『日本建築学会計画系論
文報告集』452、177-186 ページ
日本歴史地理研究会編 (1901)、『歴史地理叢書古戦場』
六盟館
野田彩霞 (1918)、『近畿名所一日の遊覧』野田文六
羽賀祥二 (1998)、『史蹟論：19 世紀日本の地域社会と歴
史意識』名古屋大学出版会
藤巻正之 (1939)、『湊川神社六十年史 本編』湊川神社
星野恒 (1903)、「北畠顕家卿の戦没地とその墓」『歴史地
理』5 (8)、701-708 ページ
麻郷 (小林庄次郎) (1900)、「史跡顕彰に先たつ研究」『歴
史地理』2 (2)、148-150 ページ
三上参次 (1899)「東京市の史蹟及び史的物件の保存に就
て」『歴史地理』1 (3)、73-76 ページ
三上参次 (1917)、「史蹟保存と愛知縣」『史蹟名勝天然紀
念物保存協会報告書第 5 回報告』73-99 ページ
室井康成 (2022)、『日本の戦死塚：首塚・胴塚・千人塚
(増補版)』角川ソフィア文庫
森正人 (2010)、『昭和旅行誌：雑誌『旅』を読む』中央
公論社
山本志乃 (2021)、『団体旅行の文化史：旅の大衆化とそ
の系譜』創元社
林志弦〔澤田克己 (2022)〕、『犠牲者意識ナショナルリズ
ム：国境を超える「記憶」の戦争』東洋経済新報社
和田恒彦編 (1935)、『大楠公：大楠公六百年祭銅像建設

除幕式記念』神戸新聞発行所

Beech, John (2009) “‘Genocide Tourism,’” in Sharpley,
Richard and Philip R. Stone eds., (2009), *The Darker
Side of Travel: The Theory and Practice of Dark
Tourism*, Channel View Publications, pp.207-223.
Brian, Avital and Dorina Maria Buda (2018), “Unravel-
ling Fear of Death Motives in Dark Tourism,” in Phil-
ip R. Stone, Rudi Hartmann, Tony Seaton, Richard
Sharpley and Leanne White eds., *Palgrave Handbook
of Dark Tourism Studies*, Palgrave Macmillan, pp.
811-839.
Chen, Chien-Min and Tsung-Hsien Tsai (2021), “Tourist
Motivations in Relation to a Battlefield: A Case Study
of Kinmen,” in Alan A. Lew ed., *Tourism Places in
Asia: Destinations, Stakeholders and Consumption*,
Routledge, pp.78-101.
Chylińska, Dagmara (2020), “‘Nameless Landscape’-
What Can Be Seen and Understood on a Battle-
fields?” in *Tourism Geographies*, 22(4-5), pp.787-812.
Dawson, Amando, Sinéad O’Leary and Noello O’Connor
(2022), “Holocaust Tourism: Education or Exploita-
tion?” in *Tourism & Heritage Journal*, 4, pp.37-52.
Karki, Neeru (2019), “Dark Tourism: Understanding the
Concept and Recognizing the Values,” in *Journal of
APF Command and Staff College*, 2(1), pp.42-59.
Lennon, John and Malcolm Foley (2001), *Dark Tourism:
the Attraction of Death and Disaster*, South-Western
Cengage Learning.
Llyod, David W. (1998), *Battlefield Tourism: Pilgrimage
and the Commemoration of the Great War in Britain,
Australia and Canada, 1919-1939*, Berg Publishers.
Mandelartz, Pascal and Tony Johnson (2016), *Thana-
tourism: Case Studies in Travel to the Dark Side*,
Goodfellow Publishers Ltd.
McDonald, Kate (2019), “War, Firsthand, at a Distance:
Battlefield Tourism and Conflicts of Memory in the
Multiethnic Japanese Empire,” in *Japan Review*, 33,
pp.57-85.
Migel, Angel, Madurga Garcia and Mendez Grillo (2023),
“Battlefield Tourism: Exploring the Successful Mar-
riage of History and Unforgettable Experience: A
Systematic Review,” in *Tourism Hospitalities*, 2023(4),
pp.307-320.
Milles, William F.S. (2002), “Auschwitz: Museum Inter-
pretation and Dark Tourism,” in *Annals of Tourism
Research*, 29(4), pp.1175-1187.
Piekarz, Mark (2007), “It’s Just a Bloody Field! Ap-
proaches, Opportunities and Dilemmas of Interpretat-

- ing English Battlefields,” in Chris Ryan ed., *Battlefield Tourism: History, Place and Interpretations*, Elsevier, pp.29-47.
- Phuong M. NGO and Huong T. Bui (2019), “Contested Interpretation of Vietnam War Heritage: Tour Guides’ Mediating Roles,” in *Journal of Tourism & Adventure*, 2(1), pp.61-84.
- Ryan, Chris (2007), “Forts Sumter and Moultrie: Summer Cruise into a Catalyst for War,” in Chris Ryan ed., *Battlefield Tourism: History, Place and Interpretation*, Elsevier, pp.235-247.
- Seaton, A.V. (1999), “War and Thanatourism: Waterloo 1815-1914,” in *Annals of Tourism Research*, 26(1), pp. 30-158.
- Sharpley, Richard and Philip R. Stone (2009), *The Darker Side of Travel: The Theory and Practice of Dark Tourism*, Channel View Publications.
- Slade, Peter (2003), “Gallipoli Thanatourism: the Meaning of ANZAC,” in *Annals of Tourism Research*, 30(4), pp.779-794.
- Strange, Carolyn and Michael Kempa (2003), “Shade of Dark Tourism: Alcatraz and Robben Island,” in *Annals of Tourism Research*, 30(2), pp.386-405.

新聞・雑誌

- 「新田義会」『東京朝日新聞』1884年5月28日
- 「藤島神社移転の儀と土民の請願書」『東京朝日新聞』1897年11月14日
- 「藤島神社の変遷」『東京朝日新聞』1899年10月8日
- 「大楠公史蹟巡り」『東京朝日新聞』（1935年5月22日、23日、24日、25日）
- 「踏査記事 別格官幣社詣うで 顕家公の霊山神社に詣で、」『旅』14(11)、1937年、8-11ページ
- 「特輯旅のグラフ 第一特輯グラヴィア 楠木父子尽忠の跡をたづねて」『旅』14(12)、1937年
- 「金剛バス廃止：金剛バス運行最終日」『毎日新聞』（2023年12月21日）

その他

- 港多記編（1903）、『第三回修学旅行記』
- 神戸市観光課（1942）、『神戸史蹟めぐり』
- 吉田初三郎（1930）、「神戸」川瀬三郎書店（国際日本文化研究センター 吉田初三郎鳥瞰図データベース）
<https://iif.nichibun.ac.jp/YSD/>（2024年9月9日最終アクセス）
- 吉野神宮奉賛会編（1939）、『吉野神宮誌』

韓国における公的年金制度の現状と課題

金 明中

Current Status and Challenges of the Public Pension System in Korea

Myoung-Jung KIM

1. はじめに¹

韓国における公的年金制度は、一般被用者・自営業者などを対象とする「国民年金」や特定職業従事者のみを対象とする「特殊職域年金」に分かれている。「特殊職域年金」は、さらに、公務員を対象とする「公務員年金」、軍人を対象とする「軍人年金」、私立学校の教職員を対象とする「私立学校教職員年金」、郵便局職員を対象とする「別定郵便局職員年金」に区分することができる。一方、国民年金や特殊職域年金などの公的年金を受給していない高齢者や受給をしても所得額が一定水準以下の高齢者の所得を支援するために一般会計を財源とする「基礎年金」が2008年1月から実施されている。

社会保険方式の公的年金の中では1960年に公務員年金が最も早く導入され、その後1963年に軍人年金が公務員年金から分離され実施された。1975年に導入された私立学校教員年金は、1978年に対象者を私立学校の事務職員まで拡大し、その名称を私立学校教職員年金に変更し、今まで実施されている。1988年にはついに一般国民を対象とする国民年金制度が導入され、1992年には、郵便局の職員を対象とする別定郵便局²職員年金制度が実施された。1999年4月からは都市地域の自営業者まで国民年金の対象者になり、いわゆる国民皆年金制度の時代が到来することになった（表1）。しかしながら、失業や倒産等により保険料を未納・滞納している人が多く、年金を受け取るための最低の受給資格期間10年（特例適用、原則は25年）を満たせない人が多かった。また、当時的高齢者は年金に加入する機会すらなく、老後生活に対する準備が十分ではない人が多かった。その結果、韓国の高齢者の相当数が経済的に厳しい状況に置かれることになった。そこで、韓国政府は高齢者の基本的な所得を保証する目的で2008年に一般会計を財源とする基礎老齢年金制度を導入、2014年から「基礎年金」に名称を

変更し現在まで実施している。

実際、韓国における高齢者の経済的状況はあまりよくない。2021年における韓国の66歳以上高齢者の相対的貧困率（所得が中央値の半分を下回っている人の割合）は39.3%で、2021年のデータが利用できるOECD加盟国の中で二番目に高い水準を記録した（最も高い国はエストニアで41.3%、図1）³。韓国の高齢者貧困率が他の国と比べて高い理由としては、制度をスタートする際に対象から外れた人や年金の受給資格期間を満たしていない人がまだ多く、公的年金（国民年金、公務員年金、軍人年金、私学年金）が給付面においてまだ成熟していないことが挙げられる。2019年現在、公的年金の老齢年金の受給率⁴は約53.2%で、まだ多くの高齢者が公的年金の恩恵を受けていないことが分かる。

今後年金が給付面において成熟すると、高齢者の経済的状況は現在よりはよくなると思われるが、大きな改善を期待することは難しい。なぜならば韓国政府が年金の持続可能性を高めるために所得代替率（平均標準報酬に対するモデル年金額の割合）を引き下げる政策を実施しているからである。導入当時70%であった所得代替率は、2028年までに40%までに引き下がることが決まっている。所得代替率は40年間保険料を納め続けた被保険者を基準に設計されているので、非正規労働者の増加など雇用形態の多様化が進んでいる現状を考慮すると、実際

³ 韓国政府は、韓国の場合、住宅を保有している高齢者が多いため、OECDのように現金収入だけを基準にすると、貧困率が実際よりも高く出ると見ており、新しい指標の開発に乗り出す必要があると主張している。しかしながら、韓国保健社会研究院が高齢者世帯が保有している不動産を現金収入に換算した場合の貧困率に及ぼす影響を分析したところ、影響があまり大きくないという分析結果が出た。

⁴ 65歳以上人口の中で少しでも老齢年金を受給している人の割合、保険料ではなく一般会計を財源とする基礎年金のみの受給者、障害年金や遺族年金の受給者を除外して計算。

¹ 本稿は、金明中（2021）『韓国における社会政策のあり方』旬報社を加筆・修正したものである。

² 日本の特定郵便局に相当する。

表 1 韓国における主な公的年金制度の概要

区分	導入年度	保険料率	受給資格	年金支給開始年齢	支給方式	所得代替率	支給額算定基準	管掌機関 (執行機関)
国民年金	1988	9% (職場：労使折半、地域：全額本人負担、農漁村地域は政府補助金あり)	10年以上加入	2013年61歳～ 2033年65歳 (段階的に引上げ)	年金	2008年50% (40年) →2028年40%	基準所得月額	保健福祉部 (国民年金公団)
公務員年金	1960	18% (個人：9%、 国：9%)	10年以上 勤務	2021年まで60歳、 2022年61歳～ 2033年65歳 (段階的に引上げ)	年金と一時 金のうち選 択可能	56.1% (33年加入)	全在職期間の 平均基準所得 月額	行政安全部 (公務員年金公団)
私立学校 教職員年金	1975							教育科学技術部 (私立学校教職員 年金公団)
軍人年金	1963	14% (個人：7%、 国：7%)	19年6か月 以上勤務	退職時に支給		62.7% (33年加入)		国防部 (保健福祉 官質)

(出所) 国民年金公団 (2019) 「国民年金統計年報 2018」、公務員年金公団 (2016) 「2015 年度公務員年金統計集」、国防部 (2016) 「2015 年度軍人年金統計年報」、私学年金ホームページ「2015 統計年報」から筆者作成

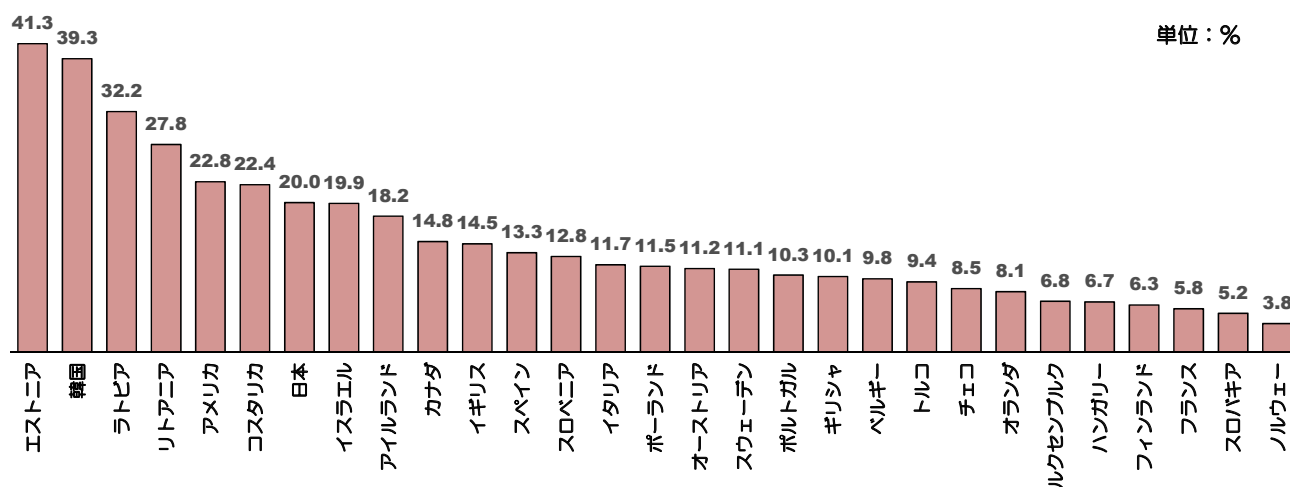


図 1 OECD 加盟国の 66 歳以上の相対的貧困率 (2021 年基準)

注 1) 相対的貧困率：OECD では、等価可処分所得 (世帯の可処分所得を世帯人数の平方根で割って算出) が全人口の中央値の半分未満の世帯員を相対的貧困者として定義している。

(出所) OECD Data, Poverty rate.

表 2 生まれ年と国民年金の支給開始年齢

生まれ年	～1952 年	1953 年～1956 年	1957 年～1960 年	1961 年～1964 年	1965 年～1968 年	1969 年～
支給開始年齢	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳

注) 2012 年までは 60 歳、2013 年からは 5 年ごとに 1 歳ずつ引き上げ

多くの被保険者の所得代替率は政府が発表した基準を大きく下回ることになる。

また、国民年金の支給開始年齢は 60 歳から 65 歳に段階的に引き上げられることが決まっており (表 2)、実際の退職年齢との間に差が発生している。韓国政府は長い間 60 歳定年を奨励していたものの、多くの労働者は 50 代半ばから後半で会社から押し出された。ようやく 2013 年 4 月 30 日に「雇用上の年齢差別禁止および高齢者雇用促進法改正法」 (以下、「高齢者雇用促進法」) が国会で成立したことにより、2016 年からは従業員数 300 人以上の事業所や公的機関に、さらに 2017 年からは従業員数 300 人未満のすべての事業所や国、そして地方自治体に 60 歳

定年が義務化された。しかしながら、今後国民年金の支給開始年齢が 65 歳になると、また、所得が減少する期間が発生することになる (年金を 60 歳から受け取る繰上げ受給制度があるので所得の空白期間は発生しない)。

従って、今後高齢者の貧困を解決するためには、国民年金の支給開始年齢と定年を同じ年齢にし、所得が減少する期間をなくす必要がある。一方では、公的年金制度の持続可能性を高めるための対策が求められる。2003 年に 100 兆ウォンを超えた国民年金基金の積立金は、2023 年 12 月時点では 1,035 兆ウォンまで増加しており、今後さらに増加することが予想されている。しかしながら、年金を受給する高齢者が増加することにより積立金はや

がて減少に転じ、2054 年ごろには積立金が枯渇すると推計された。

公的年金の受給資格がないあるいは給付額が少ない高齢者が多いので韓国では多くの高齢者が自分の子どもや親戚からの仕送りなど私的な所得移転に依存して生活を維持してきた。しかしながら過去と比べて子どもの数が減り、長期間に渡る景気低迷により若年層の就職も厳しくなっており、子どもから私的な所得移転を期待することは段々難しくなっている。

2. 韓国における公的年金制度の概要

(1) 特殊職域年金

以下では一般的に特殊職域年金と言われている公務員年金、私立学校教職員年金、軍人年金、別定郵便局職員年金制度の概要について説明を行いたい。

1) 公務員年金

李承晩大統領の下 1960 年に最初に導入された公務員年金は、長期勤務に対する褒賞や職務に対するインセンティブ的性格が強かった。導入当時 2.3% であった被保険者の保険料率は、現在は 9.0%（国の負担分 9.0% で合計 18%）まで引き上げられた（保険料の負担割合は国と折半）。一般的に給付は被保険者の保険料や国の負担分で賄われるが、不足分が発生した場合には国あるいは地方自治体の補助金で補う。公務員年金の積立金は 2001 年にすでに枯渇しており、2023 年には約 4.5 兆ウォンの赤字を記録し、2093 年には赤字額が 15 兆ウォンに増加すると推計されている。

公務員年金は国民年金に比べて給付算定方式が異なるなど恩恵が多いという世論の指摘があり、今まで 4 回の改革が行われ（1995 年、2000 年、2009 年、2015 年）、その結果、年金の支給開始年齢が引き上げられた。しかしながら、公務員年金の所得代替率は 56.1%（33 年加入）で、国民年金の 40%（40 年加入）より高く、実際に 2021 年に給付された 1 ヶ月平均月給付額は、公務員年金が 253.7 万ウォンで、国民年金の 55.0 万ウォンより 4.6 倍も高い。さらに、1 ヶ月平均保険料と 1 ヶ月平均給付額の差も毎年拡大しており、政府からの支援金は毎年増加している。

2) 私立学校教職員年金

私立学校教職員年金は、1975 年に教員を対象に導入され、1978 年には事務職員に、1984 年には研究機関の教授などにも拡大・適用されることになった。保険料率は、教員と職員ともに 18.0% であるが、教員の場合は、個人 9.0%、法人 5.294%、国 3.706% の割合で、職員の場合は個人 9.0%、法人 9.0% の割合で保険料を負担している。

私立学校教職員年金は制度の施行が遅れたので、まだ積立金は増加しているが、給付支出の増加により、積立金の増加率は毎年減少している。

3) 軍人年金

1963 年公務員年金法から独立してスタートした軍人年金は、早い時期に退職し、長期間年金を受給する受給者が多いことや給付支給方式の寛大さ⁵ から、すでに 1973 年には支出が収入を上回り、当期収支の赤字が発生するなど早い時期から財政状況が悪化した。現在は、給付額の約 50% を国庫負担で賄っており、年金受給者が増加することにより、国庫負担額は毎年増加した。軍人が負担する保険料率は 7% に設定されている。

4) 別定郵便局職員年金制度

別定郵便局法の改正によって 1982 年に別定郵便局法退職給与制度として実施された別定郵便局職員年金制度は 1992 年から年金制度として拡大・実施されることになった。別定郵便局年金管理団は、保険料徴収や給付支給関連業務を担当している。2022 年 12 月現在の被保険者数は 3,302 人、受給者数は 2,576 人、保険料率は 9.0% である。

(2) 国民年金制度

1) 国民年金制度の歴史

韓国は 1960 年代にアメリカや日本からの資金調達やそれを財源とした持続的な経済開発計画の実施によって飛躍的な経済成長を遂げた。経済成長とともに都市への人口集中と核家族化が急速に進み、今まで家族に任されていた老親の扶養などに対する国の責任が大きくなった。特に、高齢者に対する所得保障政策の重要度が認識されるなかで、1973 年国民の生活向上や福祉増進を目標に「国民福祉年金法」が制定・公表され、1974 年 1 月から国民年金制度を施行する予定であったものの、1973 年に起きたオイルショックによって制度の施行は無期限延期されることになった。それ以降いくつかの議論を経て 1981 年の下半期からの国民年金の導入が計画されたものの、1979 年 10 月の朴正熙⁶ 大統領の暗殺事件、1980 年の光州民主化運動が続いて起きることによって、公的年金制度の導入は暫くの間、皆の記憶から消えてしまった。

公的年金の導入に対して再び政府が動き始めたのは 1984 年ごろである。1980 年代に入って公的年金導入に対する議論が再び始まったのは、出生率や死亡率の低下により高齢化が急速に進展し始めたからである。政府は 1984 年 8 月に「国民福祉年金実施準備委員会」を立ち上げ、1986 年 6 月には「国民年金実施準備のための関連者会議」を開き国民年金制度の導入を具体的に議論し始めた。その後も国民年金の導入に対して財政的な問題など

⁵ 2013 年 7 月から年金給付の算定基準を退職直前の 3 年間の平均報酬月額から全在職期間の平均基準所得月額に変更した。

⁶ 韓国の第 5 ～ 9 代大統領。

を理由に反対の動きがあったものの、公的年金の導入を主張する研究者などの努力によって1986年8月11日、当時の全斗煥⁷大統領は「全国民を対象とする医療保険制度の実施」、「最低賃金の導入」とともに「国民年金の導入」を発表することになり、ついに1988年から国民年金制度が施行された。

導入当時には10人以上の事業所の正規労働者を対象として施行された国民年金制度は、それ以降、加入範囲を拡大し1992年には5人以上の事業所へ、1995年には農漁民および農漁村地域自営業者へ、1999年4月には都市地域自営業者へ、2003年7月には5人未満の事業所の雇用者に拡大・適用することになった（表3）。

年金の基本構造は報酬比例年金のみの1階建てで、財政方式は賦課方式により運営されている。保険料率は、制度への加入を促進するために1988年から5年間3%に抑制されていたものの、1993年には6%に、1998年には9%まで引き上げられた。保険料は使用者と労働者、そして、退職金から拠出された。例えば、1996年の保険料率6%は使用者と労働者がそれぞれ2%ずつ負担し、退職金

から2%が支出される仕組みであった。その後1999年に退職金からの保険料を拠出する仕組みが廃止され、1999年4月以降の保険料拠出は労使が折半する形で変更された。

一方、地域居住者の場合には保険料の負担による年金制度への未加入を回避する目的で保険料の引き上げ時期を雇用者より延ばして適用した。たとえば、農漁村地域の場合は2000年から6%に、都市地域の場合は、2000年7月に4%に引き上げた後、1年に1ポイントずつ引き上げ2005年7月からは9%の保険料率を適用している。韓国政府は、国民年金制度が農漁村地域に拡大・施行された1995年から農漁業に従事している被保険者の経済的負担を緩和する目的で年金保険料を国庫で補助する制度を導入し、現在まで実施している（保険料を納付する月のみ支援、農漁業による所得より他の所得が多い時には支給を中止、保険料の月額が9万ウォン以上の場合1ヶ月4.5万ウォンを支援、保険料の月額が9万ウォン未満の場合は1ヶ月保険料の半分の支援）。

2) 国民年金制度の現況

国民年金の被保険者数は、2023年現在2,238万人まで増加した（図2）。このうち、事業所被保険者数は1,481万人で全被保険者の66.2%を、地域被保険者数は671万人で33.8%を占めている。

老齢年金の受給者は2003年の82万人から2023年には554万人まで増加した。男女別の割合は、2023年12月時点で男性が61.7%で女性の38.3%を大きく上回った。老齢年金の受給者の男性割合が高い理由としては、韓国では日本のように「第3号被保険者制度」が実施されていないことが挙げられる（図3）。

2003年には今後さらに進むことが予想される少子高齢化や労働力人口の減少による年金財政の悪化に対応するために保険料率の引き上げが提案された。すなわち、9%に固定されている保険料率を2010年から5年ごとに1.3ポイントずつ引き上げ、2030年以降は15.9%を維持するというのがその主な内容である。しかしながら政権交代によるビジネスフレンドリー政策や景気低迷などが原因で保険料の引き上げは無期限延期された。

導入当時70%であった所得代替率⁸は、1998年の年金改正によって1999年から60%に引き下げられた。さらに韓国政府は年金財政枯渇の懸念などを理由に2008年からは所得代替率を50%に調整してから、毎年0.5ポイントずつ引き上げ2028年までには40%までに引き下げることを決めた（図4）。しかしながら、このような所得代替率はあくまでも定まった期間の間（40年）、保険料を納め続けた被保険者を基準として設計されており、実際多くの被保険者の所得代替率はそれほど高くないの

表3 国民年金制度の沿革

1960.01.01	公務員年金の導入
1963.01.01	軍人年金の導入
1973.12.24	国民福祉年金法制定
1975.01.01	私立学校教職員年金の導入
1986.12.31	国民年金法公布（旧法廃止）
1987.09.18	国民年金管理公団設立
1988.01.01	常用労働者10人以上の事業所に対して国民年金制度を実施
1992.01.01	常用労働者5～9人の事業所に対して適用拡大
1993.01.01	年金保険料率の引き上げ（6%）、特例老齢年金の支給開始
1995.07.01	農漁村地域に国民年金制度の適用範囲を拡大
1998.01.01	年金保険料率の引き上げ（9%）
1999.04.01	都市地域居住者などに対して適用範囲を拡大
2003.07.01	常用労働者1人以上の事業所まで適用範囲を拡大
2008.01.01	完全老齢年金（加入期間20年）の支給を開始
2008.07.01	基礎老齢年金制度の実施
2009.08.07	国民年金と4つの職域年金の連携事業を開始
2011.01.01	社会保険の徴収統合により、徴収業務を移管
2011.04.01	障害者福祉法上の障害等級の審査開始
2014.07.01	基礎老齢年金制度を基礎年金制度に改正して施行
2016.08.01	失業クレジット制度の施行
2018.08.01	日雇い労働者の加入基準を改善（1か月20日→1か月8日）
2022.01.01	日雇い及び短時間労働者の加入対象に所得基準を追加して拡大適用
2022.07.01	地域加入者（事業の休止、失業または休職中で保険料の納付ができない者）に対して年金保険料を支援

（出所）国民年金公団（2023）「国民統計年報2022」

⁷ 韓国の第11代大統領。

⁸ 平均標準報酬に対するモデル年金額の割合である。

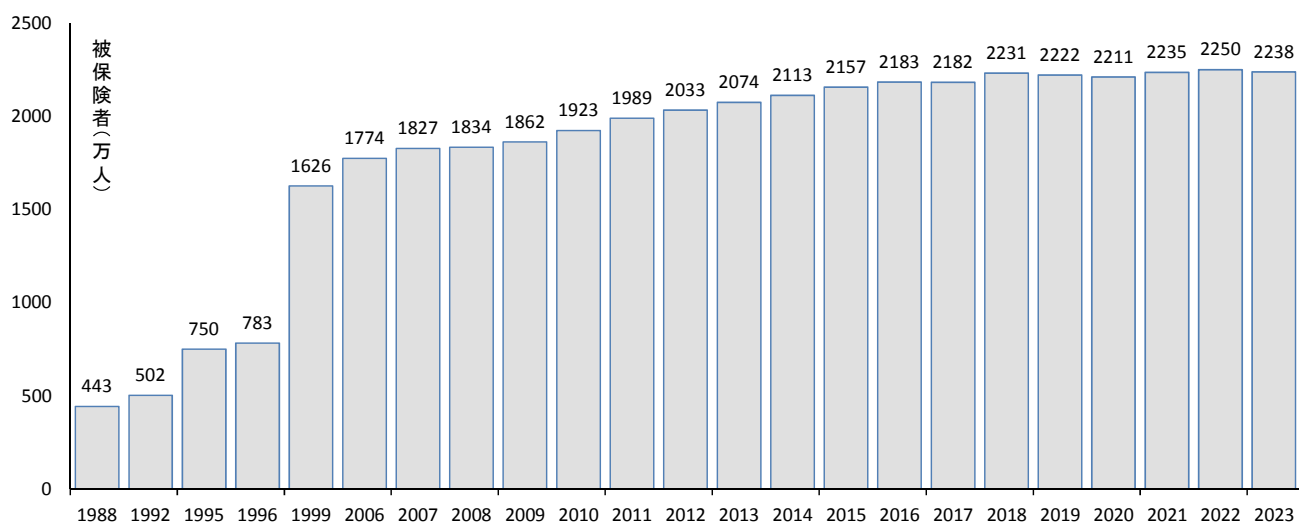


図2 被保険者数などの推移

(出所) 国民年金公団(2024)『2023年12月基準国民年金統計』から筆者作成

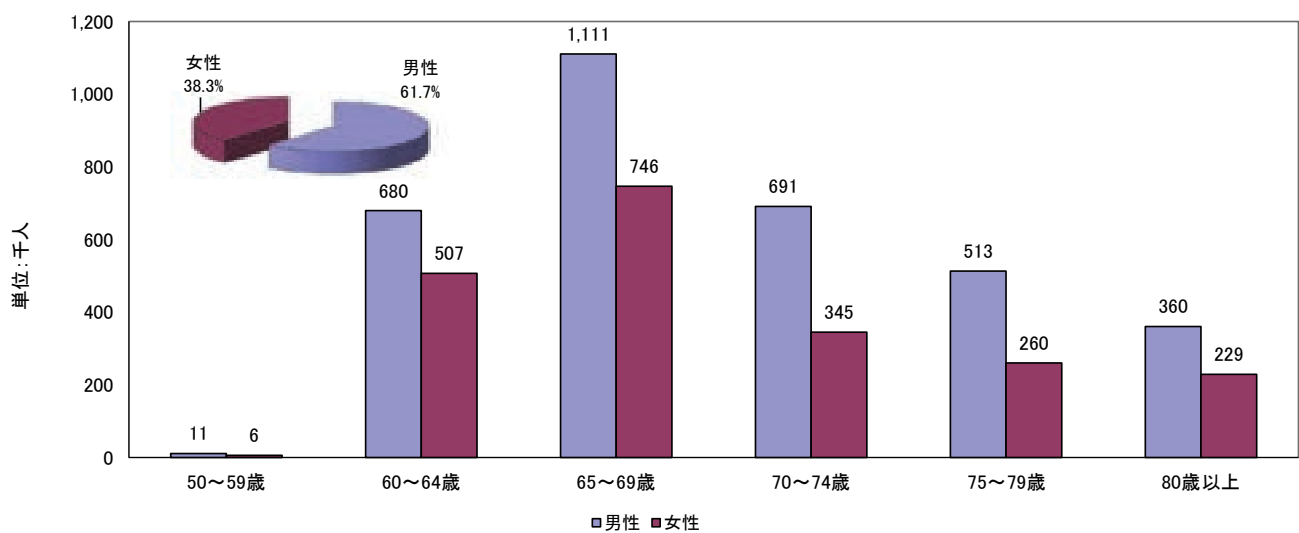


図3 国民年金の年齢階級・性別受給者数

(出所) 国民年金公団(2024)『2023年12月基準国民年金統計』から筆者作成

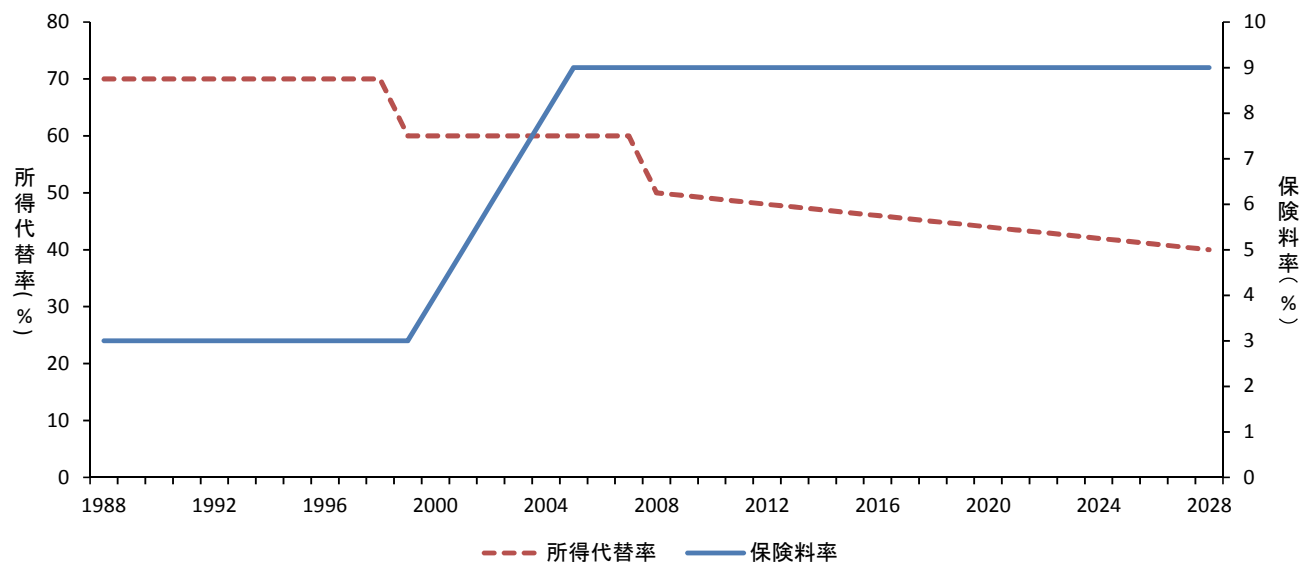


図4 国民年金の保険料率と所得代替率の推移

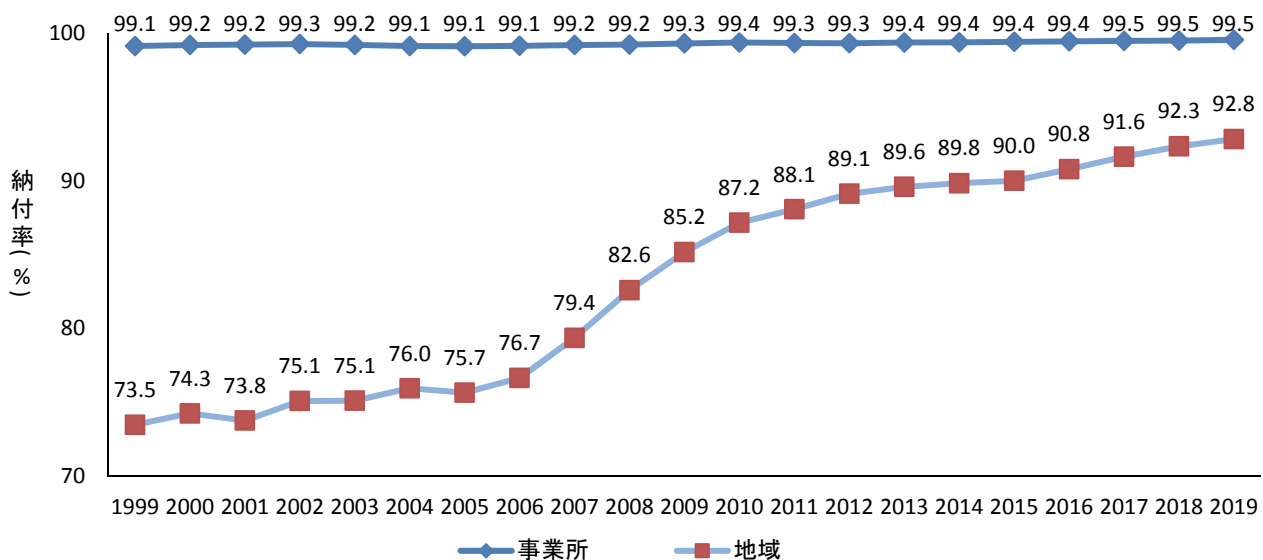


図5 職場や地域における保険料納付率の推移

注) 納付率は金額基準

(出所) 国民年金公団『国民年金統計年報』各年から作成

が現実である。

国民年金の保険料納付率は、事業所の被保険者が100%近く納付していることに比べて、地域の被保険者の納付率は事業所の被保険者のそれに及んでいない。雇用者は労使折半で保険料を負担していることに比べて、地域の被保険者は保険料全額（標準所得月額額の9%）を本人が負担している。図5は事業所と地域の被保険者における保険料納付率の推移を示しており、地域の被保険者の保険料納付率が継続的に上昇していることが確認できる。では、なぜ納付率は改善されたのか。その一つの理由として、未納者の多くが納付例外者などとして指定されたことが考えられる。2013年における地域の被保険者に占める納付例外者⁹の割合は53.4%で、2002年以降継続的に上昇している。また、韓国政府は自営業者などの地域の被保険者の所得を正確に把握し労働者との社会保険料および租税の不公平問題を迅速に解決する目的で社会保障審議委員会の議決によって国務調整室、福祉部、財政經濟部、国税庁、企画予算委員会など関連する8つの中央部署と市民・労働団体などが参与する「自営業者所得把握委員会」を新設した。また、現金の代わりにクレジットカード等のキャッシュレス決済を奨励している。

3. 公的年金制度の主な改革¹⁰

(1) 国民年金法の2007年改正

年金制度は1997年と2007年に大きな改革が行われた。次は2007年の改革の内容である。

- ・所得代替率の引き下げ：保険料率は9%を維持する代わりに、所得代替率は40年加入時、既存の60%から2008年には50%、2009年からは毎年0.5%ずつ段階的に下げて2028年からは40%になるように変更した。これは当時の推計で2047年になると年金の積立金が枯渇することを懸念し、将来世代の負担を少しでも緩和させるための措置である。但し、改正法以前にすでに年金を受給している人には、所得代替率の引き下げは適用されず、既存の所得代替率60%がそのまま適用される。
- ・減額老齢年金の支給率の引き上げ：減額老齢年金とは、被保険者の加入期間が10年以上20年未満である場合に給付される年金のことである。韓国政府は年金制度に加入したものの、年齢が理由で継続して年金制度に加入できず、年金の受給資格（被保険者期間20年）を満たしていない人に一定金額の年金を給付し、老後生活を保障する目的でこの制度を設けた。減額老齢年金の支給額は、20年を基準として1年が足りない場合には5%が、10年が足りない場合には50%が減額され、さらに2.5%が差し引かれてから年金が支給されていた。改正法では追加的に減額される2.5%をなくすることにより、減額老齢年金の支給額が増加することになった。

⁹ 日本の保険料納付猶予制度に当たる。被保険者が倒産や失業により年金保険料を納めることが困難な場合、一定期間の間、保険料の納付を猶予する制度。納付猶予になった期間は年金額には反映されない。

¹⁰ 金明中（2022）「韓国の年金制度」『年金と経済』2022.7、vol.41 No.2 から一部引用。

なった。

- ・繰り下げ年金制度の導入：在職者老齢年金の受給権者が希望する際には、年金の受給時期を繰り下げることが可能になった。年金の受給時期を繰り下げると1月当たり0.5%の年金が加算される。
- ・返還一時金の支給時期を調整：従来は国民年金の被保険者が公務員年金等他の公的年金の被保険者になった場合、その時点で返還一時金が支給されたが、改正法により60歳になってから返還一時金が支給されることになった。
- ・求職給付（日本の失業給付に相当）を受給していても老齢年金を支給：改正法以前には、雇用保険から求職給付をもらう場合、老齢年金の支給が停止されたが、改正法以後には求職年金と年金の両方が支給されることになった。
- ・出産クレジット制度の導入：2008年1月1日以降、第2子以降を出産する場合、国民年金の未加入期間を加入期間として認める出産クレジット制度を実施することを決めた。出産クレジット制度の実施により、2人以上の子どもを出産すると、未加入期間の最長12ヶ月から最長50ヶ月までが年金の加入期間として認められる（子ども2人は12ヶ月、3人は30ヶ月、4人は48ヶ月、5人は50ヶ月）。また、出産クレジット制度の適用により資格期間の充足だけでなく、保険料納付の義務も履行されることになった。出産クレジット制度に係るすべての費用は国の負担になる。
- ・軍服務クレジット制度の導入：2008年1月1日以降、入隊し兵役の義務を担当した者は、国民年金の加入期間が6ヶ月認められ、老齢年金の算定に反映されることになった。軍服務クレジット制度に係るすべての費用は国の負担になる。
- ・遺族年金受給条件の男女間差別を解消：改正法以前には妻が死亡した場合、夫は60歳以上あるいは障がい等級2級以上ではないと遺族年金を受給することができなかったが、改正法以降には男性にも年齢や障がい等級に関係なく遺族年金が支給されることになった。
- ・障がい年金の給付対象を拡大：従来は国民年金に加入している間に初診日があっても、その疾病や負傷が加入以前に発生したものとして認められる場合、障がい年金は支給されなかったが、改正法の施行以降は国民年金に加入する以前に発生した疾病でも、加入中に初診日があると、障がい年金が支給されることになった。
- ・障がい年金の給付対象を拡大：従来は遺族年金が受給できる子どもや孫は18歳未満であり、18歳に達すると、遺族年金の受給権が消滅されることにより、受給期間が短い場合には受給した給付額が死亡した被保険者が納付した保険料より少ないケースが発生すること

があった。しかし改正法では遺族年金の受給者である子どもや孫が18歳に到達して受給した遺族年金の給付額総額が死亡一時金より少ない場合にはその差額を支給するように調整した。

- ・給付の差押えを制限：支給された給付額が一定金額以下である場合には、口座に支給された給付額は差押えをすることができないように改正し、年金の受給権より保護されることになった。
- ・標準所得月額額の廃止：22万ウォンから360万ウォンまでの所得月額を45等級に区分した標準所得月額額の等級制を廃止し、実質所得を基準に年金保険料を賦課するように調整した。
- ・資格取得月の年金保険料を免除：従来は毎月末に国民年金の被保険者資格を取得しても一ヶ月分の保険料を納めることになっていたが、被保険者の経済的負担を考慮し、加入資格を取得した月の保険料は免除されることになった。
- ・農漁民に対する年金保険料の国庫支援を継続的に実施：農漁民として認められた被保険者（任意加入者を含む）の保険料の一部を国が負担する（保険料の1/2を超えない範囲で支援、2007年度の場合、最高1ヶ月23,400ウォンを支援）制度を2014年12月31日まで実施することを決めた。
- ・所得の縮小、脱税に関する資料を国税庁に通知：所得の縮小、脱税に関する資料がある場合には国税庁に通知し、国税庁がその資料に基づき税務調査を実施した場合、その結果を公団に通知するようにする規定を作成した。

（2）基礎年金制度の実施

1) 老齢手当および敬老年金

基礎老齢年金制度を施行する以前には、高齢者に対する所得保障政策として老齢手当（1991年施行）や敬老年金（1998年施行）が実施されていた。老齢手当制度は、老後所得保障が十分ではない70歳以上の低所得高齢者の所得を保障し、老後生活の安定を伴う目的として1991年に導入され、1997年からは支給対象年齢を65歳以上に拡大した。支給金額は65歳以上の生活保護対象者の場合は1人当たり35,000ウォン、80歳以上の居宅・施設保護対象者には1人当たり50,000ウォンが支給された（1997年の65歳以上高齢者に対する受給率は9.0%）。

1998年には老齢手当に代わり、敬老年金制度が実施された。敬老年金制度は、1998年の国民皆年金の施行を迎えて年齢上の理由によって年金に加入することができなかった低所得高齢者の所得保障を目的に施行された制度である。

敬老年金制度の対象は65歳以上の高齢者のうち、生活保護制度の受給対象者や低所得者で、本人や扶養義務者の所得、世帯所得、世帯員数、財産等を考慮して選別した。

表 4 敬老年金受給者数の動向

単位：人、%

区分		1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
合計	人数	623,479	574,700	565,898	583,755	585,000	618,592	618,531	619,385	612,756	654,187
	%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
国民基礎生活保障制度を受給している高齢者数	人数	248,764	288,303	333,561	345,769	339,000	346,113	360,360	378,149	387,286	406,448
	%	39.9%	50.2%	58.9%	59.2%	57.9%	56.0%	58.3%	61.1%	63.2%	62.1%
国民基礎生活保障制度の受給者以外の低所得高齢者数	人数	374,715	286,397	232,337	237,986	246,000	272,479	258,171	241,236	225,470	247,739
	%	60.1%	49.8%	41.1%	40.8%	42.1%	44.0%	41.7%	38.9%	36.8%	37.9%
対高齢者割合		20.4%	18.0%	16.7%	16.4%	15.5%	15.6%	14.9%	14.2%	13.4%	13.6%

(出所) 韓国保健社会研究院 (2007) 「老後所得保障強化のための敬老年金改編方案」

給付額は以前には一人当たり月最低1万5千ウォンから最大5万ウォンの間が支給されたが、最後の年である2007年には最低支給額が月3万5千ウォンに引き上げられた。敬老年金制度の受給者数は10年間年平均60万人前後であったが、65歳以上高齢者の増加により受給率は1998年の20.4%から2007年には13.6%まで減少した(表4)。

2) 基礎老齢年金

韓国政府は上記の敬老年金制度の代わりに2008年から「基礎老齢年金」を実施した。基礎老齢年金は、国民年金や特殊職域年金などの公的年金を受給していない高齢者や受給をしていても所得額が一定水準以下の高齢者の所得を支援するための補完的な性格を持つ制度である。この制度は、65歳以上の全高齢者のうち、所得と財産が少ない70%¹¹の高齢者に定額の給付を支給する制度で、2008年1月からは70歳以上の高齢者に、2008年7月からは65歳以上の高齢者に段階的に拡大・実施した。

基礎老齢年金の給付は所得認定額によって決められた。所得認定額とは、高齢者世帯の月所得に財産の価値を年利5%で計算した金額を合算した金額である。すなわち、高齢者一人世帯の場合所得認定額が87万ウォン以下、高齢者夫婦の場合には所得認定額が139.2万ウォン以下(2014年基準)である場合に基礎老齢年金が受給できた。

※所得認定額＝月所得評価額＋財産価値を1ヶ月の所得に換算した金額*

* 財産価値を1ヶ月の所得に換算した金額＝{(財産－基礎控除額)+(金融資産－金融控除額)－負債}×所得換算率(5%)÷12ヶ月

基礎老齢年金の給付額は、単身世帯である場合には1ヶ月当たり最大96,800ウォン、夫婦世帯である場合には最大154,900ウォンが支給された。基礎老齢年金の財源は、国と地方自治体が共同で負担する仕組みになっているが、地方自治体の高齢化率や財政状況により国庫補助率は40～90%の間で差等適用される。「基礎老齢年金

法」では2009年から受給者の割合が65歳以上人口の70%になることを明記しているが、実際に2009年から2012年までの平均受給者割合は67.4%(2009年68.9%、2010年67.7%、2011年67.0%、2012年65.8%)で、70%には至らなかった。

3) 基礎年金制度

2014年7月からは既存の「基礎老齢年金制度」を改正した「基礎年金制度」が実施されている。「基礎年金制度」は、朴槿恵前大統領の選挙公約の一つであり、既存の「基礎老齢年金制度」の給付額を引き上げた制度である。つまり、2013年時点で単身世帯には1ヶ月当たり最大96,800ウォン、夫婦世帯には154,900ウォンが支給されていた給付額が最低10万ウォンから最大20万ウォンまで調整された。

文在寅政権は基礎年金の最大給付額を2018年9月から月25万ウォンに引き上げた。さらに、2019年4月からは所得下位20%の高齢者の基礎年金の給付額を既存の月25万ウォンから月30万ウォンに引き上げ、2021年からは所得下位70%の高齢者にまでも最大30万ウォンの支給対象に含まれることになった。基礎年金の給付額はその後も引き上げられ、2024年現在の最大給付額は月334,810ウォン(約36,829円、1ウォン＝0.11円で換算、以下同一)まで引き上げられた(物価上昇率3.6%を反映)。

(3) 公的年金連携制度の実施

韓国政府は、高齢者の年金受給権や老後の所得を保証する目的で2008年から公的年金連携制度を実施している。既存の年金制度では、被保険者が受給資格期間¹²を満たさず、転職などの理由によって既存の年金制度から脱退、移動した場合、他の年金制度に加入しても年金の受給資格期間を満たさなかったという理由で各制度から一時金だけが支給され、被保険者の年金権や所得が十分に保障されていなかった。しかしながら、公的年金連携制度の実施によって被保険者は受給資格期間を満たさな

¹¹ 2008年1月から2008年12月までには、高齢者のうち所得と財産が少ない70%の高齢者に支給。

¹² 被保険者が国民年金や特殊職域年金からの給付を受けるために必要な期間。

くても、加入していたすべての年金制度の加入期間を合算してそれが受給資格期間以上になった場合には正常の老齢年金がもらえる仕組みに変わった。

(4) 社会保険徴収業務の統合¹³

韓国では雇用保険制度が導入された1995年以降、社会保険料の徴収業務の統合作業が推進された。2009年に社会保険徴収業務と関連する6つの法律の改正作業が進み、2011年からは4大社会保険の¹⁴徴収業務を一元化し健康保険公団で運営・管理している。以下は徴収業務が統合されるまでの流れである。

- ・2008年4月22日：関係長官会議等で徴収業務だけを健康保険公団に委託する方案を決定。→国民の受容性、制度の安全性を考慮。
- ・2008年7月17日：徴収統合の推進業務を国務総理室から福祉部に移管→根拠：社会保険徴収統合推進企画団構成および運営に関する規定
- ・2008年8月11日：公的機関先進化推進課題で「公的企業先進化推進計画（第1次）」に含めて推進。
- ・2009年6月4日：社会保険発展と徴収統合のための政労使合意→福祉部長官、労働部長官、3大公団理事長、3つの労組委員長が署名。
- ・2010年1月27日：社会保険徴収統合関連法律改正完了。
- ・2011年1月1日：4大社会保険徴収業務一元化（図6）。

→4大社会保険の徴収業務を一元化し健康保険公団に委託。資格管理、賦課、給付関連業務は既存通り、各公団で実施。

4大社会保険の徴収業務の統合によって①被保険者の保険料納付の簡素化、②事業主の事務簡素化とそれによる費用の節減、③各社会保険公団の運営費節減と余剰人材の活用による社会保険サービスの改善、④徴収費用の節減という効果が発生することが期待された。では、効果はあったのだろうか。国民健康保険公団が、2012年3月に発表した「社会保険徴収業務の統合1年後の効果」では、社会保険徴収業務の統合は、告知・収納業務の効率化、事業費の節減、徴収実績の向上などに寄与していると説明している。

4大社会保険徴収業務の統合が被保険者に与えた最も大きな影響は、4大社会保険の各公団別に告知されていた保険料が1枚の紙に纏まって告知されたことであり、その結果被保険者は4大社会保険の保険料納付を1回に済ませることになった。また、保険料の納付方式も既存の告知書、自動振込、インターネットバンキング、インターネットジロ¹⁵、仮想口座、CD/ATM以外に、コンビニ支払い、モバイル決済、無請求書¹⁶、統合徴収ポータル（インターネット）が追加され、納付者にとってはより納付しやすい環境が提供されることになった。

さらに、社会保険の徴収管理対象事業所が統合以前の

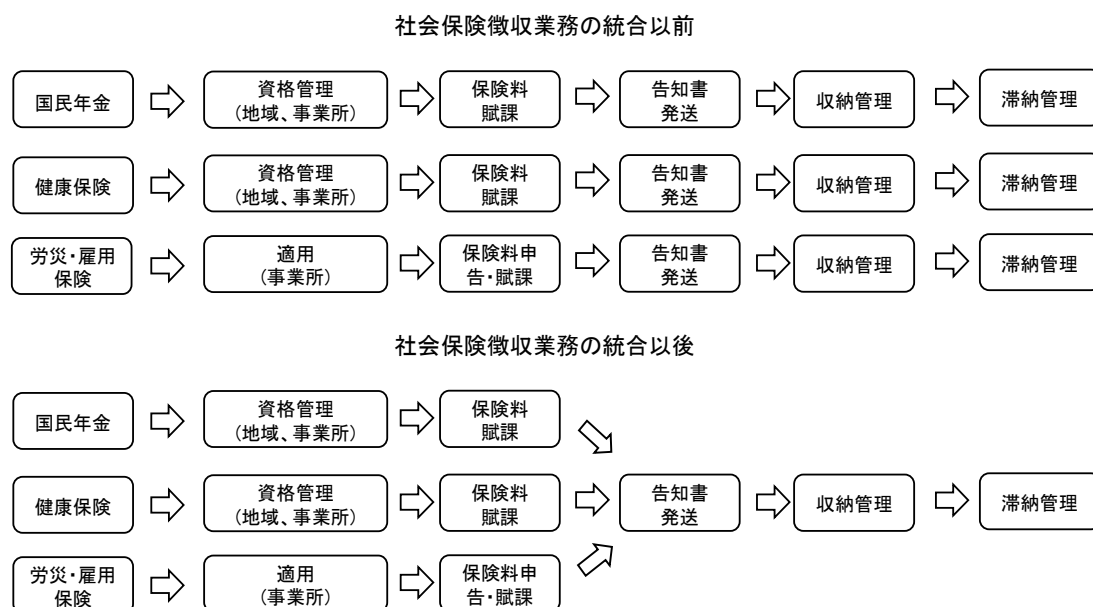


図6 社会保険徴収業務の統合前後の比較
（出所） 保健福祉部「社会保険徴収業務」ホームページ

¹³ ソル ジョンゴン（2010）「4大社会保険の徴収統合推進現況と今後の計画」『保健福祉フォーラム』を参照して作成

¹⁴ 健康保険、年金、雇用保険、労災保険

¹⁵ 請求された公共料金をインターネットサイトで納付する仕組み。

¹⁶ 請求書を持参しなくても、本人であることが確認できる住民登録証を銀行に提示し公共料金を納付する方法。

表5 2011年4大社会保険の徴収実績比較

単位：％、％p、億ウォン

区分	2011年 徴収率	比較分析							
		目標 徴収率	増減率 (％p)	前年 徴収率	増減率 (％p)	3年平均 徴収率	増減率 (％p)	5年平均 徴収率	増減率 (％p)
			徴収額		徴収額		徴収額		徴収額
合計	97.3	96.9	0.4 ↑ 3,164	97.1	0.2 ↑ 1,229	96.8	0.5 ↑ 3,340	96.5	0.8 ↑ 5,817
健康保険	99.2	98.4	0.6 ↑ 2,761	99.1	0.1 ↑ 456	98.6	0.6 ↑ 2,102	98.2	1.0 ↑ 3,419
国民年金	94.8	94.7	0.1 ↑ 155	94.6	0.2 ↑ 440	94.7	0.1 ↑ 156	94.5	0.3 ↑ 727
雇用保険	98.9	98.6	0.3 ↑ 119	98.5	0.4 ↑ 164	97.9	1.0 ↑ 436	97.3	1.6 ↑ 707
労災保険	97.9	97.6	0.3 ↑ 129	97.5	0.4 ↑ 169	96.3	1.6 ↑ 646	95.5	2.4 ↑ 964

(出所) 国民健康保険公団(2012)「4大社会保険徴収統合1年」

322万ヶ所から142万ヶ所に減ったことは、保険料の滞納事業所をより効率的に管理することになったと言えるだろう。このような努力の結果であるだろうか。保険料の納付率は社会保険の徴収業務を統合する以前の2010年の97.1%から2011年には97.3%に少し改善された(表5)。

また、不動産、自動車など健康保険公団の幅広い情報が利用できることにより、国民年金、雇用・労災保険の未納事業所に対する財産の差し押さえ件数も増加することになった。徴収を担当するステップは統合以前の3,062人から2,541人に521人が減り、人件費286億ウォンが節減することになり、請求費用も年間122億ウォンが減少した。

(5) ドゥルヌリ事業の実施(2012年7月)

韓国政府は従業員数10人未満の小規模事業所に国民年金と雇用保険の保険料の一部を支援する事業である「ドゥルヌリ事業」を2012年7月から施行している。2012年7月時点で1ヶ月当たりの平均賃金が125万ウォン未満の労働者を雇用した事業主と労働者の保険料を最大50%まで支援したことを皮切りに対象者を年々拡大し、2015年1月には1ヶ月当たりの平均賃金が125万ウォン未満の労働者を雇用した事業主と労働者まで適用範囲を広げた。2024年からは適用対象者を従業員数10人未満の事業所で働いている労働者の内、1ヶ月の平均賃金が270万ウォン未満の新規加入勤労者と事業主、そして、6ヶ月間雇用保険と国民年金の資格取得の履歴がない新規被保険者に調整した。

(6) 失業クレジット制度(2016年8月)

2016年8月からは求職活動中の失業者が年金保険料の納付を希望する際に、本人が保険料の25%だけを納付すれば、政府が保険料の75%を支援する失業クレジット制度が施行されている(最大12ヶ月まで支援)。対象者は、国民年金の保険料を1ヶ月以上納付した履歴がある18歳

以上60歳未満の失業手当の受給者である。ただし、失業者全員が失業クレジットを申請できるわけではない。つまり、財産税課税標準の合計が6億ウォン以下、年間総合所得(事業・勤労所得を除く)が1680万ウォン以下である必要がある。金融所得、年金所得と土地、建築物、住宅などの財産が多い高所得・高額財産家は支援対象から除外される。失業クレジット制度の財源は雇用労働部の一般会計(保険料の25%分)、国民年金基金(保険料の25%分)、雇用保険基金(保険料の25%分)が均等負担する(2021年の予算額は329億ウォン)。

(7) 公務員年金改正

公務員年金改正案は2015年5月29日に国会で成立され、2016年1月1日から施行されている。改正の主な内容は次の通りである。

- ・保険料率の引上げ：既存に7%であった保険料率を段階的に引き上げ、2020年には国民年金と同様に9%に調整¹⁷。
- ・年金支給率¹⁸の引き下げ：1年に1.9%であった年金支給率を段階的に引き下げ、2035年には1.7%に調整¹⁹。
- ・年金支給率に所得再分配²⁰要素を適用：年金支給率1.7%のうち1%に対して、所得再分配要素を適用。
- ・年金の支給開始年齢を統一：任用時期によって異なっていた年金の支給開始年齢を65歳に統一。2016年～2021年退職：60歳、2022年～2023年退職：61歳、2024年～2026年退職：62歳、2027年～2029年退職：

¹⁷ 2016年8%、2017年8.25%、2019年8.75%、2020年9%

¹⁸ 退職年金、早期退職年金などを算定するために、在職期間に応じて平均所得月額に掛ける割合。

¹⁹ 2016年1.878%、2020年1.79%、2025年1.74%、2035年1.7%

63 歳、2030 年～2032 年退職：64 歳、2033 年以降退職：65 歳。

- ・遺族年金支給率の引き下げ：70%から60%に引き下げ
- ・年金の給付額を5年間凍結：物価スライドの適用を5年間中止
- ・分割年金制度の導入：離婚時に年金給付額の2分の1を配偶者に支給
- ・年金の受給資格期間の短縮：既存の20年から10年に短縮
- ・公務員年金法第3条第1項第1号の改正により、時間選択制採用型公務員、時間選択制任期制公務員、一時任期制公務員が公務員年金法の適用対象となった（2018年9月21日から）

(8) 国民年金制度改正案を提示（2018 年）

韓国政府は2018年12月14日に国民年金と基礎年金（65歳以上の高齢者のうち、所得認定額が下位70%に該当する者に支給される年金）を合わせ、月100万ウォン（約10万円）前後の年金給付を保障する内容の国民年金制度改正案を提示した。韓国の保健福祉部がこの日発表した「第4次国民年金総合運営計画案」には、所得代替率（国民年金の給付水準、40～50%）と保険料率（9～13%）、そして基礎年金給付額（月額30万～40万ウォン）を調整した四つの案が提示されており、その詳細は次の通りである。

①第1案：「現行制度維持案」

第1案は、現在の保険料率（9%）と所得代替率（40%）を維持し、基礎年金を2021年に月額30万ウォンに引き上げる案である²¹。2007年に改正された国民年金法によると、2018年現在45%である所得代替率は毎年0.5%ずつ引き下げられ2028年には40%になるように設計されている。第1案が実施されると、平均所得者（1ヶ月の所得が250万ウォンである者）が国民年金に25年間加入した場合の国民年金と基礎年金を合わせた実質給付額（以下、平均所得者の1ヶ月平均給付額）は86.7万ウォンとなる。

②第2案：「基礎年金強化案」

²⁰ 所得再分配とは、公務員年金法附則第13条第2項に規定された事項で、退職前の3年間の公務員全体の基準所得月額平均額に対する本人の全期間平均基準所得月額の相対的な割合を求め、基準所得月額に適用する数値。2016年以降毎年年金支給率の1%は所得再分配し、1%を除いた年金支給率及び在職期間30年超過時点からは個人平均基準所得月額を適用。

²¹ 基礎年金の最大給付額は2018年9月から月25万ウォンに引き上げられた。2019年からは段階的に最大30万ウォンに引き上げることも決まっている。

第2案は、第1案のように現在の国民年金制度を維持しながら、65歳以上の高齢者のうち、所得認定額が下位70%に該当する者に支給される基礎年金を月額40万ウォンに引き上げる案である。基礎年金が上がると、平均所得者の1ヶ月平均給付額は101.7万ウォンとなる。但し、第2案を実施するためには韓国政府の財政負担が大きい。韓国政府は、基礎年金を月額40万ウォンに引き上げた場合、2022年だけで20.9兆ウォンが、さらに2026年には28.6兆ウォンの関連予算が必要であると推計している。

③第3案：「老後所得保障強化案①」

第3案は保険料率を引き上げて、所得代替率を高める案である。つまり、第3案では、現在9%である保険料率を2021年から5年ごとに1ポイントずつ引き上げ、2031年には12%とすることにより、所得代替率を45%に高めることを提案している。第3案が実施されると平均所得者の1ヶ月平均給付額は91.9万ウォンとなる。

④第4案：「老後所得保障強化案②」

第4案も第3案と同じく、保険料率を引き上げて、所得代替率を高める案である。第4案では、現在9%である保険料率を2021年から5年ごとに1ポイントずつ引き上げ、2036年には13%にし、所得代替率を50%に高めることを提案している。その場合、平均所得者の1ヶ月平均給付額は97.1万ウォンとなる。

国民年金の積立金が底をつく年は、四つの改正案を適用した場合、第1案と第2案が2057年、第3案が2063年、第4案が2062年と試算された（表6）。

また、2018年12月24日には「第4次国民年金総合運営計画案（以下、計画案）」が国務会議²²で審議・発表された。計画案では、上記で説明した四つの改正案以外にも年金制度の信頼性向上に向けての改善案が発表された。その主な内容は次の通りである。

①国の支給保障を明示

年金制度が国民に信頼されるように、年金の給付を国が保障するという内容を明確化するように法律の改正を推進する。

②地域の低所得被保険者の保険料支援

事業中断、失職などにより保険料の納付が難しい地域の被保険者の保険料を支援する事業を推進する。

③職場の被保険者や農漁民の保険料支援対象を拡大

労働者10人未満事業所の事業主とその事業所に従事している労働者の社会保険料を最大90%まで支援する事業の労働者の所得基準を1ヶ月190万ウォンから210

²² 国務会議は、韓国政府の権限に属する重要な政策を審議する機関であり、大統領、国務総理と15人以上30人以内の国務委員で構成される。大統領が議長、国務総理が副議長を務める。

表 6 国民年金制度改正案の比較

	第1案 「現行制度維持案」	第2案 「基礎年金強化案」	第3案 「老後所得保障強化案①」	第4案 「老後所得保障強化案②」
平均所得者の1か月平均給付額	86.7万ウォン（2028年）	101.7万ウォン（2028年）	91.9万ウォン（2021年）	97.1万ウォン（2021年）
所得代替率	40%（2028年までに段階的に引き下げ）	40%（2028年までに段階的に引き下げ）	45%（2021年から段階的に引き上げ）	50%（2021年から段階的に引き上げ）
保険料率	9%	9%	12%（2031年まで段階的に引き上げ）	13%（2036年まで段階的に引き上げ）
基礎年金の給付額	30万ウォン（2021年まで）	30万ウォン（2021年まで） 40万ウォン（2022年以降）	30万ウォン（2021年まで）	30万ウォン（2021年まで）
積立金が枯渇する年	2057年	2057年	2063年	2062年

注）4つの改進黨案は、平均所得者の1か月平均給付額（月所得250万ウォンの平均所得者が国民年金に25年加入した場合の国民年金と基礎年金を合わせた実質給付額）に基づいている。

（出所）保健福祉部（2018）「第4次国民年金財政計算に基づいた国民年金の総合運営計画」から筆者作成。

万ウォンに拡大する（最低賃金の引き上げによる事業者の負担緩和と、労働者の雇用保障が目的）。

④国民年金出産クレジット制度の拡大

子どもが2人以上の世帯については、年金保険料を追加納付したと認める出産クレジット制度の対象を拡大する。

- ・現在：子どもが2人以上の世帯が年金を受給する際に、12ヶ月分の保険料を追加で納付したと認定し年金を支給。子どもが2人から1人増えるごとに18ヶ月分の保険料を追加で納付したと認定。上限は50ヶ月。
- ・改善案：出産及び子育てによる社会的貢献を認め、子どもが1人である場合でも6ヶ月分の保険料を追加で納付したと認定。子どもが2人の場合は12ヶ月、子どもが3人の場合は18ヶ月の保険料を追加で納付したと認定。上限は50ヶ月。

2018年の第4次国民年金総合運営計画案には、上記の改善案以外にも、遺族年金の給付水準、分割年金の給付水準、死亡一時金制度の改善などが含まれている。この改正案が実施されると、確かに、高齢者の所得水準や年金の持続可能性は現在より改善されるだろう。但し、課題は多い。まず、基礎年金の給付額を増やすことにより発生する財源をどこから確保するのかに対する議論が十分ではない。また、20年間固定されていた国民年金の保険料率を引き上げて、年金の給付水準を改善することは望ましいことであるものの、景気低迷が続く中で企業や労働者の負担を最小化しながら政策が実現できる方法に関する具体的な議論はこれからである。国民年金制度の改正案が高齢者の所得水準改善と年金の持続可能性拡大に繋がるように議論を重ねる必要がある。

（9）最近の議論および検討の動向

1）基準所得月額の上限額の引き上げ

2024年7月から国民年金保険料の算定基準である基準所得月額の上限額が590万ウォンから617万ウォン、下限額が37万ウォンから39万ウォンに上方修正されることになった。国民年金保険料算定の基準となる基準所得

月額は法令に基づいて毎年調整しており、国民年金被保険者全体の最近3年間の平均所得（A値）の変動率を反映して基準所得月額の上下限額も調整している。保健福祉部は2024年1月9日、国民年金審議委員会の審議を経て基準所得月額の上限度を調整し、1月23日に保健福祉部告示（「国民年金基準所得月額の下限額と上限額の告示」）改正を完了した。2024年度基準所得月額の調整により、国民年金の最高保険料は前年より2万4,300ウォン引き上げられた55万5,300ウォンとなり、最低保険料は前年より1,800ウォン引き上げられた3万5,100ウォンとなる。上・下限額の調整で一部の被保険者は保険料が引き上げられるため、年金給付額の算定の基礎となる被保険者個人の生涯平均所得月額が高くなり、年金受給時により多くの年金給付額を受け取るようになった。

2）電子証明書発行サービスがスタート

2024年から年金・健康・雇用・労災保険の4大社会保険の電子証明書発行サービスがスタートした。被保険者と事業所それぞれの加入内容確認書、事業所の被保険者名簿の発給を希望する場合は「4大社会保険情報連携センター」ホームページ（www.4insure.or.kr）から申請することができる。

3）国民年金制度の改革案の提示

韓国政府は2024年9月4日国民年金制度の改革案を発表した。改革案の主な内容は次の通りである。保険料率の引き上げまず、保険料率を現行の9%から13%に段階的に引き上げる案を提案した。保険料率は1988年の国民年金制度導入当時は3%だったが、1993年に6%、1998年に9%に引き上げられた後、9%が維持されている。

区分（2025年基準）	50代	40代	30代	20代
保険料の引き上げ期間（13%まで）	4年	8年	12年	16年

保険料率は、世代間の公平性を高めるため、20代から50代まで、出生年によって保険料率の引き上げ速度に差をつける案を推進する。保険料率を13%に引き上げる際、各世代別の代表年齢（2025年）を20歳、30歳、40

歳、50歳とし、残存納付期間が10年の50歳は年1%p、納付期間が20年の40歳は年0.5%p、30歳と20歳はそれぞれ年0.33%p、0.25%pずつ引き上げる方針である。

・所得代替率の調整：40%→42%

所得代替率は42%水準に上方修正する。国民年金導入当時70%であった所得代替率は、1999年に60%、2008年に50%に引き下げられた後、毎年0.5%pずつ引き下げられ、2028年まで40%に調整される予定だったが、財政安定とともに所得保障も重要であるという議論を反映して、2024年の所得代替率である42%水準を維持する計画だ。

・年金積立金の運用収益率向上：1%p+a

年金積立金の運用収益率も1%p以上向上させる。1988年の制度導入以降、2023年末までの累積収益率は5.92%に達している。昨年の第5次財政推計時に導き出された長期収益率は4.5%だったが、これを5.5%以上に引き上げる計画だ。韓国政府は年金積立金の運用収益率を1%p向上させた場合、積立金の枯渇時期を、2056年から2072年までに延長することができると見通した。

・自動安定化装置の導入

国民年金に自動安定化装置を導入する案も検討する。自動安定化装置とは、人口構造の変化、経済状況などと連動して年金額を調整する装置だ。現在は年金額に物価上昇率を反映している。今後は最近3年平均の国民年金被保険者数の増減率（保険料収入）と期待余命増減率（給与支出）などを追加的に反映して年金引き上げ額を調整する方針だ。給与支出が保険料収入より多くなる2036年に自動安定化装置を導入すると、基金が枯渇する年は2088年になる。

4. 今後の課題

2024年における韓国人の平均余命は、84.3歳（男性81.4歳、女性87.1歳）で、国民年金が導入された1988年の70.7歳（男性66.5歳、女性74.8歳）に比べると13歳以上も長生きすることになった。しかしながら、1997年のアジア通貨危機や最近の経済のグローバル化などの影響などで50歳前後に非自発的に会社を辞めることが多く、退職した者は20～25年という老後に対する公的あるいは私的な準備が必要である。1988年に導入された国民年金制度は満額の年金を受給するためには40年という加入期間が必要であり、2028年になってからはじめて、国が約束した所得代替率によって満額の給付が受けられる。だが、所得代替率は国民年金制度が導入された以降継続的に引き下げられ、満額を受給しても将来年金給付だけで健康で文化的な生活が保障されるとはいえない状況である。

また、公的所得保障制度が十分ではなかった時代には、子女からの経済的支援によって生活をするのが一

般的だったが、出生率が低下し核家族化が進んだ現在においては、子女からの経済的支援を期待することもなかなか難しくなったのが現実である。特に、国民年金が給付面で成熟の段階に入る2028年以前に退職を迎えるベビーブーム世代の老後所得を、国としてどのように保障し、財源を確保するかについて十分な検討が行われるべきである。年金財政の安定化のためには保険料率の引き上げは避けられない措置であり、2024年9月に発表された年金改革案が実現されると、1998年に9%になった以降、国民年金の保険料率は27年ぶりに引き上げられることになる。

また、定年と年金支給開始年齢のギャップを埋めるための対策を急ぐべきである。国民年金の支給開始年齢は60歳から65歳に段階的に引き上げられており、実際の退職年齢（定年60歳）との間に差が生じている。高齢者の所得を保障するためには国民年金の支給開始年齢と定年を同じ年齢にし、所得が減少する期間をなくす対策を取らなければならない。

公的年金制度の改革とともに労働市場の改革も大事である。多数の若者や女性、そして高齢者が労働市場で十分に活躍しておらず、彼らの多くは非正規労働などの不安定労働者として労働市場に参加しているケースが多い。彼らにとっては将来の所得保障より現在の所得保障がより大事な問題かも知れない。

現在の年金制度を持続可能な制度にするためには何より、雇用を拡大し雇用の安全性を維持させることが肝要である。今後、韓国政府がどのような雇用政策を行い、年金制度を維持して行くのか、今後の動きに注目するところである。

参考文献

- 金明中（2021）『韓国における社会政策のあり方』旬報社
金明中（2022）「韓国の年金制度」『年金と経済』2022.7、vol.41 No.2
国民年金公団（2023）「2022年国民年金統計年報」【국민연금공단（2023）「2022년 국민연금통계연보」】
国民健康保険公団（2012）「4大社会保険徴収統合1年」【국민건강보험공단（2012）「4대사회보험징수통합1년」】
国防部（2016）『2015年度軍人年金統計年報』【국방부（2016）『2015년도군인연금통계연보』】
公務員年金公団（2016）『2015年度公務員年金統計集』【공무원연금공단（2016）『2015년도공무원연금통계집』】
政府24（2024）「2023年12月基準国民年金統計」【정부24（2024）「2023년 12월 기준 국민연금통계」】
統計庁（2023）「2022年退職年金統計結果」【통계청（2023）「2022년 퇴직연금통계 결과」】
私学年金ホームページ（2016）「2015統計年報」【사학연금 홈페이지（2016）「2015통계연보」】

東アジアの域内貿易における担い手と役割の変化 1995 年と 2023 年の比較から

大泉 啓一郎

Changes in players and roles in intra-regional trade in East Asia: A comparison between 1995 and 2023

Keiichiro OIZUMI

はしがき

本稿は、1995 年と 2023 年の東アジアの貿易データを用いて、域内貿易における近年の主要な担い手とその役割の変化を整理・分析するものである¹。

東アジアは、20 世紀後半以降、世界において最も急速な経済成長を遂げた地域のひとつである。東アジアの名目 GDP の世界に占めるシェアは 1960 年の 8.9% から 2023 年には 26.0% に上昇した。この地域的な経済成長の実現について、世界銀行は「東アジアの奇跡」として評価し、21 世紀に入ると「東アジアの再興」という視点で将来の課題を検討した。

この経済成長には、輸出志向型工業化が大きく寄与したとされる（末廣 2014、大野ほか 2024）。実際に、東アジアの輸出は 1965 年の 174 億ドルから 2023 年には 7 兆 5500 億ドルに増加し、世界輸出に占めるシェアは 9.2% から 31.7% に急拡大した。当初の輸出先は、主にアメリカや欧州など先進国であったが、時間の経過とともに東アジアに属する国・地域向けの輸出、いわゆる域内貿易が増えた。1965 年の 40 億ドルでしかなかった域内輸出は、2023 年には 3 兆 5840 億ドルに達し、域内輸出比率は 31.5% から 47.5% に上昇した。

域内貿易の活性化には、分業体制の変化も大きく影響している。1980 年代までは垂直貿易や工業製品の産業間貿易が中心であったが、1990 年代以降は中間財の取引が中心となる産業内貿易（工程間分業）が増加した。また、1990 年代までは多国籍企業の国際戦略を反映した「事実上の経済統合」が域内貿易を推進してきたが、2000 年以降は、多くの FTA（自由貿易協定）、EPA（経済連携協

定）が締結・発効され、「制度上の経済統合」が域内貿易の新たな推進力となった（大泉・後藤 2018）。

本稿の構成は以下の通りである。

第 1 節では、本稿の視点を明示し、使用するデータおよび整理・分析方法について説明する。第 2 節では、域内貿易の動向を全製品から概観し、第 3 節では、電子・電機関連製品、第 4 節では繊維衣服関連製品に焦点を当て、具体的な域内貿易の担い手の変化と特徴について述べる。第 5 節では、本稿の結論と今後の研究課題について記す。

本研究は、科研 24K15462「米中貿易摩擦のベトナムおよびタイの貿易に対する影響に関する比較分析」（代表者 宮島良明）の支援を受けたものである。

第 1 節 本稿の視点と活用データと整理・観察の方法

1. 本稿の視点

本稿は、東アジアの域内貿易データを整理・分析するに際して、以下の 3 つの視点を重視した。

第 1 は、中国と ASEAN の台頭に関する評価である。表 1 は、東アジアの名目 GDP を 100 とした場合に日本、韓国・香港・台湾、中国、ASEAN のそれぞれが占める割合を示したものである。1995 年と 2023 年の数値を比較すると、地域全体において勢力が大きく変化していることがわかる。中国の名目 GDP が東アジアに占める割合は 1995 年の 9.1% から 2023 年には 62.5% に劇的に増加し、ASEAN のそれも 9.1% から 12.8% に拡大した。他方、日本は 69.4% から 14.9% に大幅に縮小し、韓国・台湾・香港の合算値は 2005 年には 15.5% に上昇したものの、その後低下し、2023 年には 9.8% に縮小している。あたかも中国と日本、ASEAN と韓国・台湾・香港の立ち位置が逆転したような構成となっている。

第 2 は、ASEAN 加盟国の国単位でのパフォーマンスである。これまで、域内貿易の議論は、ASEAN 全体を

¹ 本稿の東アジアは、日本、中国、韓国、台湾、香港、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの 15 カ国・地域とする。

表1 東アジアの GDP の内訳

	日本	韓国・台湾・香港	中国	ASEAN
1995	69.4	12.4	9.1	9.1
2000	62.9	13.7	15.3	8.2
2005	50.3	15.5	23.8	10.3
2010	36.9	11.6	38.6	12.9
2015	21.8	11.3	54.5	12.4
2023	14.9	9.8	62.5	12.8

(資料) IMF World Economic Outlook, Apr. 2024 より筆者作成。

一括りにした分析が主流であった。たしかに、2015年にASEAN 共同体が結成され、ASEAN という地域単位での評価は重要である。しかし ASEAN 加盟各国の経済発展の程度には大きな格差があり、そのパフォーマンスは当然異なる。そこで本稿では、ASEAN 各国が域内貿易のなかでどのように役割を変えたのかに焦点を当てる。これは、各国の今後や ASEAN 共同体の未来を考える上で重要な視点である。

第3は、取引財ごとの評価である。東アジアの域内貿易については、総額の変化だけでなく、完成品や原料・中間財（部品や加工品）などの財の性質に着目した分析が増加している。本稿では、とくに原材料・中間財と完成品の区分が比較的容易な電子電機製品と繊維衣服製品を取り上げ、整理・分析をした。表2は、全品目および電子電機関連製品の完成品と部品、繊維衣服関連製品の完成品と原材料の輸出入比率を整理したものである。それぞれ異なった動きを示していることがわかる。たとえば、全品目では域内比率は輸出入ともに比較的安定的に推移しているのに対して、電子電機関連製品については完成品と部品は、輸出入比率ともに上昇傾向にあり、輸入比率は高水準にあるという特徴を持つ。他方、繊維衣服関連製品については、完成品と原材料はともに輸出比率は低下しているものの、輸入比率では完成品は低下傾向、原材料は上昇傾向にあるという特徴がある（詳細は後述）。このように取り上げる財によって域内貿易の変化と特徴が異なる。

2. データと整理・分析の方法

本稿で使用するデータは UNCTADstat である²。

対象国・地域は、日本、韓国、中国、台湾、香港、ASEAN（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）の15カ国・地域である。

対象品目は、1) 全品目、2) 電子電機完成品、3) 電子電機部品、4) 繊維衣服完成品、5) 繊維衣料原材料とした。これらに含まれる品目（SITC コード）は以下の通りである。

電子電機完成品：751、752、761、762、763、775

電子電機部品：759、764、772、776

繊維衣服完成品：84

繊維衣服原材料：26、65

観察年は1995と2023年とした。

各節のデータの整理・分析は以下の3つに区分される。

- 1) 域内外貿易の概要：輸出入総額の変化、世界に占めるシェアを算出し、世界における東アジアの立ち位置を確認する。また、域内外に区分した輸出入総額とその比率から担い手の変化を確認する。
- 2) 域内輸出の内訳：1995年と2023年の取引額上位の組み合わせを示し、域内取引の担い手が具体的にどのように変化したかを確認する。その際、ASEAN 全体と ASEAN 国別に区分して考察を加えた。また、2015年から2023年の増加額上位取引を整理することで、近年の変化を示した。本稿ではA国・地域からB国・地域への輸出をA→Bで示した。
- 3) 各国の域内比率の変化：1995年と2023年の東アジア各国の域内輸出比率と域内輸入比率を整理するとともに、図1のように各国をプロットし、東アジアの域内貿易の状況を鳥瞰できるようにした。たとえば、A国のB財の貿易が、1995年には第1象限に位置したとする（図の○）。この場合、A国のB財は、域内輸出比率と域内輸入比率がともに高く、その取引が域内を中心に行われていることを示す。それが2023年に第4象限に位置を変えたとする（図の●）。第4象限は、域内輸出比率が低く（域外輸出比率が高く）、域内輸入比率は高いことを示す。すなわちA国のB財の輸入は主に域内から賄われるが、A国で生産されたB財の多くは域外に輸出されるようになったことを示す。

東アジア各国・地域の域内輸出比率、域内輸入比率は表13、表14を参照。

なお、○は1995年●は2023年の状況を示す。各国の略称は以下の通り。BRU：ブルネイ、CAM：カンボジア、INO：インドネシア、LAO：ラオス、MAL：マレーシア、MYA：ミャンマー、PHI：フィリピン、SIN：シンガポール、THA：タイ、VIE：ベトナム、PRC：中国、HKG：香港、TAP：台湾、KOR：韓国、JPN：日本

² 本稿で使ったデータは、すべて <https://unctad.org/statistics> からダウンロードできる。

表 2 東アジアの域内比率

(%)

	全品目		電子電機関連製品				繊維衣服関連製品			
			完成品		部品		完成品		原材料	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
1995	49.2	51.3	28.1	75.6	51.8	67.0	36.4	82.8	67.2	68.6
1996	50.0	50.5	28.5	75.2	54.1	64.8	37.3	82.6	67.8	68.1
1997	48.9	50.7	25.6	74.3	54.7	63.9	39.2	84.5	65.6	68.9
1998	42.5	51.7	21.5	76.0	52.1	63.8	34.5	85.0	61.2	70.0
1999	44.7	53.5	23.8	77.6	54.8	65.9	34.5	88.8	61.5	73.4
2000	47.6	55.0	27.3	79.6	57.2	68.8	34.8	89.8	61.6	76.4
2001	47.6	54.2	28.7	77.8	60.2	69.5	35.3	89.5	60.8	74.6
2002	49.2	56.5	29.8	81.7	64.7	73.9	34.9	88.9	60.0	75.9
2003	50.7	57.7	31.6	85.0	66.5	77.4	34.4	89.1	58.6	74.9
2004	51.2	58.0	32.1	87.0	64.8	79.1	33.5	89.2	56.7	72.1
2005	50.6	57.8	33.0	87.4	64.8	81.0	27.8	89.4	54.3	72.8
2006	49.8	57.2	33.0	87.7	65.0	81.8	26.2	89.5	52.8	71.4
2007	49.0	56.7	33.5	88.6	66.2	82.5	24.7	89.1	50.4	72.2
2008	48.5	53.2	33.3	89.3	65.6	82.4	23.2	88.0	47.4	72.1
2009	50.0	55.1	33.6	89.9	68.1	83.7	24.2	88.6	47.7	74.1
2010	51.0	54.8	34.4	91.5	68.0	84.6	22.6	87.5	46.6	69.6
2011	51.4	52.0	35.5	91.8	68.1	85.2	23.8	85.4	45.5	65.4
2012	52.2	51.7	36.5	92.0	70.9	85.7	26.6	84.3	45.2	64.1
2013	53.1	50.9	35.6	91.7	72.0	85.6	27.9	83.2	45.6	65.8
2014	51.6	51.5	34.4	91.2	70.8	86.2	25.5	81.2	44.5	69.3
2015	50.6	56.0	34.9	91.4	70.5	87.7	25.0	80.5	44.9	71.6
2016	50.6	57.1	35.8	90.9	69.8	87.6	25.4	79.9	45.4	74.1
2017	50.9	55.8	34.4	90.3	70.3	87.7	25.4	79.2	45.1	73.0
2018	51.2	54.5	35.2	89.5	69.7	87.7	26.2	78.4	44.6	71.7
2019	50.5	54.4	34.4	89.6	69.4	86.8	26.0	77.0	43.7	73.6
2020	50.6	57.0	32.6	90.3	70.8	86.6	26.0	76.5	36.4	75.6
2021	50.2	55.7	32.6	91.8	71.3	88.2	23.5	74.3	40.7	73.4
2022	48.7	53.2	31.9	90.9	68.7	87.3	24.8	74.0	40.2	72.1
2023	47.5	52.3	32.0	90.6	67.6	87.2	25.6	72.7	39.8	72.6

(資料) UNCTADstat より筆者作成。

第2節 域内貿易の全体像（全品目）

1. 域内外貿易の概要

東アジアにおける全品目の輸出額は1995年の1兆3230億ドルから2023年には7兆5470億ドルに大幅に増加した。世界輸出に占めるシェアも25.8%から32.0%に上昇した。同様に、輸入額も1兆2580億ドルから6兆

6690億ドルに増加し、シェアは24.2%から27.9%に上昇した。東アジア全体でみた貿易収支は、1995年以降一貫して黒字を維持しており、黒字幅は660億ドルから8610億ドルに増加した。

輸出を域内外に区分すると、域外輸出額は、1995年の6720億ドルから2023年には3兆9720億ドルに増加した。これに対し、域内輸出額は6510億ドルから3兆5750億ドルに増加した。期間を通じて域内外の輸出額はほぼ同額であり、域内輸出比率は1995年が49.2%、2023年が47.5%であり、年による変動はあるものの、比較的安定的に推移している（前掲表2）。

輸入では、域外輸入額は1995年の6100億ドルから2023年は3兆1570億ドルに増加し、域内輸入額も同様に6480億ドルから3兆5280億ドルに増加した。域内輸入比率は1995年が51.5%で2023年が52.8%であり、こちらも安定的に推移している。

東アジアの輸出入は、域内外ともに偏りなく拡大が続けているものの、担い手は大きく変化している。域外輸出のシェアをみると、1995年には日本（37.9%）、香港（12.8%）、韓国（12.8%）が高かったのに対して、2023年は中国（55.6%）、日本（9.2%）、韓国（8.4%）が高く、

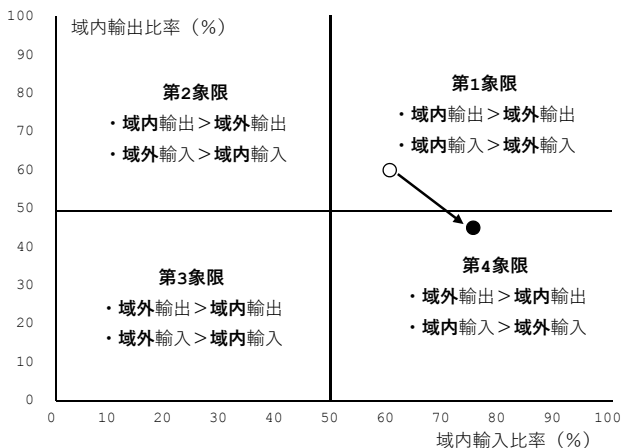


図1 域内比率の変化

(資料) UCTADstat より筆者作成。

表3 東アジア域内貿易上位5取引（全品目）と近年の増加額

（％）

（100万ドル）

	1995			2023				2015-2023		
	輸出国・地域	輸入国・地域	シェア	輸出国・地域	輸入国・地域	シェア		輸出国・地域	輸入国・地域	金額
1	日本	ASEAN	13.4	中国	ASEAN	12.0	1	ASEAN	中国	193,518
2	中国	香港	10.8	ASEAN	中国	11.1	2	中国	ASEAN	190,769
3	ASEAN	ASEAN	10.5	ASEAN	ASEAN	10.4	3	ASEAN	ASEAN	110,014
4	ASEAN	日本	7.5	中国	香港	7.5	4	台湾	中国	56,140
5	中国	日本	5.6	台湾	中国	5.7	5	中国	韓国	53,003

（注） 輸入データから作成

（資料） UNCTADstat より筆者作成

表4 東アジア域内貿易上位10取引と近年の増加額

（％）

（100万ドル）

	1995			2023				2015-2023		
	輸出国・地域	輸入国・地域	シェア	輸出国・地域	輸入国・地域	シェア		輸出国・地域	輸入国・地域	金額
1	中国	香港	10.8	中国	香港	7.5	1	ベトナム	中国	62,304
2	中国	日本	5.6	台湾	中国	5.7	2	中国	ベトナム	58,928
3	日本	韓国	5.1	中国	日本	4.8	3	台湾	中国	56,140
4	日本	台湾	4.7	韓国	中国	4.6	4	インドネシア	中国	54,280
5	日本	中国	4.5	日本	中国	4.6	5	中国	韓国	53,003
6	日本	香港	4.5	中国	韓国	4.1	6	マレーシア	中国	49,628
7	日本	シンガポール	4.0	中国	ベトナム	3.1	7	中国	インドネシア	33,634
8	日本	タイ	3.4	中国	中国	3.0	8	中国	台湾	32,607
9	日本	マレーシア	3.3	マレーシア	中国	3.0	9	中国	タイ	32,139
10	マレーシア	シンガポール	2.7	ベトナム	中国	2.6	10	台湾	香港	31,323

（注） 輸入データから作成

（資料） UNCTADstat より筆者作成

日本と中国の立場が逆転した。他方、域内輸入についても、1995年が日本（28.9%）、香港（13.5%）、中国（13.0%）が高かったのに対して、2023年は中国（32.8%）、香港（11.6%）、日本（9.9%）と日本と中国の順番が入れ替わっており、中国の急成長と日本の相対的後退が顕著である。

2. 域内貿易の内訳

次に各国・地域の取引額から域内貿易の構成変化を検討する。

表3は域内貿易額が多いものから上位5組み合わせを整理したものである。

1995年に最も多かったのは日本→ASEANで、域内貿易の13.4%を占めた。次いで中国→香港（10.8%）、ASEAN→ASEAN（10.5%）、ASEAN→日本（7.5%）、中国→日本（5.6%）の順であった。この上位5組み合わせだけで47.8%を占め、構成国・地域は、ASEANが4、日本が3、中国が2、香港が1となっていた。

一方で、2023年に最も多かったのは中国→ASEAN（12.0%）で、以下ASEAN→中国（11.1%）、ASEAN→ASEAN（10.4%）、中国→香港（7.5%）、台湾→中国（5.7%）の順となった。この上位5組み合わせで46.7%を占め、構成国・地域は、ASEANが4、中国が4、香港と台湾が1となった。

ASEANを国別に分類してランキングを再編すると、1995年では、第7位に日本→シンガポール、第8位に日

本→タイ、第9位に日本→マレーシアがあり、日本がシンガポール、タイ、マレーシアというASEAN諸国への輸出が多かったことがわかる（表4）。この傾向はプラザ合意以降の日本企業による東南アジア進出本格化と合致する動きである。これに対して、2023年は第7位に中国→ベトナム、第9位マレーシア→中国、第10位ベトナム→中国が入り、とくに中国とベトナムの関係が強化されていることがわかる。

次に近年の域内貿易の変化を捉えるために、2015年から2023年の取引の増加額を算出すると、第1位がベトナム→中国、第2位が中国→ベトナムとなり、2010年代後半に中国とベトナムの関係が急速に強化されていることが見て取れる（表4の右欄）。さらに、第4位インドネシア→中国、第7位に中国→インドネシアなど、中国とインドネシアの関係が強まっていることが確認できる。

3. 各国の域内比率の変化

次に各国の域内比率の変化を分析する。

1995年の域内輸出比率ではブルネイが94.8%で最も高く、次いでカンボジア（69.8%）、ミャンマー（66.5%）の順になっている。ブルネイの輸出の53.1%は日本向けである。他方、域内輸出比率が低い国は、フィリピン（41.1%）、日本（42.4%）、韓国（47.0%）である。

これに対して、2023年の域内輸出比率は、ラオス（84.7%）が最も高く、次いで香港（72.0%）、ブルネイ（71.1%）が高い。ちなみに、ラオスの輸出は中国向けが

35.5%、タイ向けが30.4%と、この2カ国だけで65.9%を占める。他方、域内輸出比率が最も低いのはカンボジア（31.4%）で、中国（34.7%）、ベトナム（44.8%）となっている。

カンボジアの域内輸出比率は1995年の69.8%から2023年に35.5%へと大幅に低下した。これは域外輸出が同期間に2億6000万ドルから147億5000万ドルへと57倍以上に増加したためであり、なかでも米国向けが1500万ドルから74億9500万ドルと劇的に増加したことが寄与した。これは、東アジアのサプライチェーンがカンボジアに拡大し、同国からアメリカ向けの完成品の輸出する機会が増えたことを背景とする（後述）。

一方、域内輸入比率は、1995年に最も高かったのはミャンマー（89.0%）で、次いでカンボジア（87.9%）、ラオス（87.0%）の順になっており、いずれも大陸東南アジア諸国である。これらの国では中国、タイからの輸入が多い。他方、域内輸入比率が最も低いのは日本（35.4%）、韓国（39.6%）、台湾（48.4%）であり、これらの国・地域は輸出入ともに域外（主にアメリカ）との関係が強かったことが原因している。

これに対して、2023年の域内輸入比率をみると、ラオス（95.7%）、カンボジア（93.3%）、ミャンマー（89.0%）と高く、その水準は上昇した。他方、域内輸入比率が最も低いのは中国（40.2%）で、韓国（46.1%）、日本（46.5%）も低水準にあるものの、中国が域外からの輸入を増加させており、中国が世界のアブソーバーとしての機能を高めていることがわかる。

1995年と2023年を比較すると、多くの国・地域が第1象限（域内輸出比率＞域外輸出比率、域内輸入比率＞域外輸入比率）に位置している（図2）。また域内輸入比率が上昇する方向へと動いていることも確認できる。そのなかでカンボジアとベトナムが域内輸出比率を低下させ、逆にラオスが域内輸出比率を高めているなどの動き

も観察できる。また中国は域内輸出入比率をともに低下させているが、これは域外輸出入でのプレゼンスを高めていることに起因する。

第3節 電子電機機器製品

域内貿易でもっとも注目を集めているのは電子電機機器の生産ネットワークである。

1. 電子電機機器完成品

1) 域内外貿易の概要

UNCTADは電子電機関連製品については完成品と部品に区分して集計している。本節ではまず完成品の貿易動向を分析する。

東アジアの電子電機完成品の輸出額は1995年の1228億ドルから2023年には4050億ドルに増加した。世界輸出に占めるシェアは49.0%から57.0%に上昇し、同地域の競争力が高まっていることがわかる。一方、輸入額は620億ドルから1580億ドルに増加したものの、輸出額を大きく下回る。また、世界輸入に占めるシェアも小さく、かつ23.8%から21.0%に低下した。その結果、東アジア全体の収支黒字幅は610億ドルから2470億ドルに増加した。

輸出を域内外に区分すると、域外輸出額は、1995年の880億ドルから2023年に2760億ドルへ、域内輸出額は、360億ドルから1300億ドルへと増加した。域内輸出比率は1995年の28.1%から2023年に32.0%に上昇した（前掲表2）。

輸入では、域外輸入額は1995年の148億ドルから2023年は149億ドルとほぼ横ばいである一方、域内輸入額は470億ドルから1430億ドルに大幅に増加した。域内輸入比率は1995年の76.0%から2023年が90.6%に上昇しており、域内需要の大部分を域内からの輸入で賄う構造が形成されている。

担い手では、域外輸出のシェアを高いものから、1995年が日本（28.7%）、シンガポール（23.0%）、香港（11.0%）の順になっており、日本とNIEsが中心であった。ところが、2023年は中国（70.7%）が圧倒的なシェアを占め、タイ（5.3%）、香港（5.0%）が続く。日本のシェアは1.7%と低く、競争力の後退が顕著である。

域内輸出については、1995年ではシンガポール（22.3%）、日本（19.8%）、マレーシア（11.3%）が高く、日本とASEAN諸国が主要な輸出国であった。それが、2023年になると、中国（56.9%）、香港（13.4%）、タイ（6.6%）となり、中国が域内取引の中心となっている。中国が域内外輸出において電子電機完成品で圧倒的存在感を示すようになったことが示された。

2) 域内貿易の内訳

次に域内貿易の内訳を各国・地域の取引額から分析する。

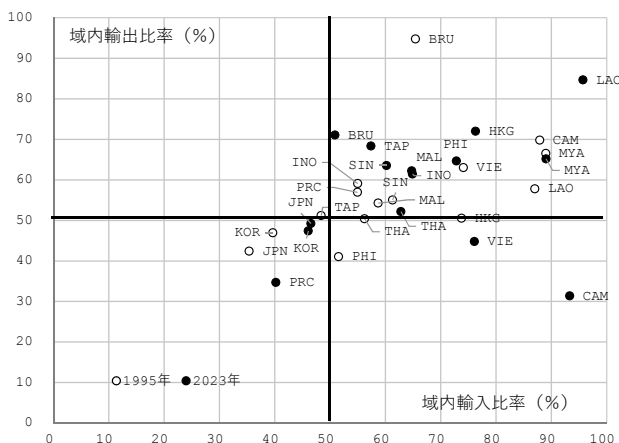


図2 域内輸出入比率（全品目）

（資料） UNCTADstat より筆者作成。

1995年に最も多かったのは中国→香港（19.3%）であり、次いでASEAN→日本（15.6%）、ASEAN→ASEAN（13.0%）、ASEAN→香港（7.1%）、日本→ASEAN（7.0%）の順になっている（表5）。この上位5組み合わせだけで62.0%を占め、構成国・地域は、ASEANが5、日本と香港が2、中国が1であった。とくにASEANのプレゼンスが高かった。

これに対して、2023年は中国→ASEAN（15.5%）が最も多く、以下中国→日本（14.0%）、中国→香港（12.3%）、ASEAN→中国（10.5%）、台湾→中国（7.9%）の順となった。この上位5組み合わせで60.2%を占め、構成国・地域は、中国が5、ASEANが2、香港と台湾、日本が1となり、域内の取引の中心が中国にシフトしていることが確認できる。

ASEANを国別に分類してランキングを再編すると、1995年では第2位にシンガポール→日本（7.0%）、第4位にマレーシア→シンガポール（6.0%）、第5位に日本→シンガポール（5.1%）、第7位にシンガポール→香港（4.5%）、第8位にマレーシア→日本（3.8%）、第9位にタイ→シンガポール（3.8%）、第10位にタイ→日本（3.1%）がランクインしており、日本とASEAN諸国との関係が強かったことがわかる（表6）³。

2023年になると、ASEAN諸国でランキングされたのは、第6位のタイ→中国（4.3%）、第7位に中国→シンガポール（3.8%）、第8位に中国→タイ（3.3%）、第10位にベトナム→中国（2.9%）となり、域内の電子電機完成品の取引が日本とASEANから中国を中心としたものへの移行が確認できる。

近年の域内貿易の変化を2015年から2023年の取引の増加額からみると、第1位が台湾→中国、第2位が中国→韓国と北東アジア内での取引が目立つが、第3位が中国→ベトナム、第5位が中国→タイ、第6位が中国→インドネシアがランクインしており、中国の電子電機完成品のASEAN向け輸出が増加していることがわかる（表6の右欄）。また、第7位のベトナム→韓国、第8位のベトナム→中国、第9位のタイ→中国からは、中国と韓国の生産拠点の移転に伴う逆輸入的な輸出の増加を示している。

3) 各国の域内比率

次に各国の域内比率の考察をみる。

1995年の域内輸出比率ではベトナム（85.8%）と最も高く、次いでブルネイ（62.4%）、フィリピン（56.6%）の順である⁴。他方、域内輸出比率が最も低いのは日本（21.2%）で、韓国（21.9%）、台湾（26.1%）であった。

表5 東アジア域内貿易上位5取引（電子電機完成品）と近年の増加額
（%）

1995				2023			2015-2013			
	輸出国・地域	輸入国・地域	シェア	輸出国・地域	輸入国・地域	シェア		輸出国・地域	輸入国・地域	金額
1	中国	香港	19.3	中国	ASEAN	15.5	1	台湾	中国	8,876
2	ASEAN	日本	15.6	中国	日本	14.0	2	中国	ASEAN	8,193
3	ASEAN	ASEAN	13.0	中国	香港	12.3	3	中国	韓国	3,324
4	ASEAN	香港	7.1	ASEAN	中国	10.5	4	ASEAN	中国	2,578
5	日本	ASEAN	7.0	台湾	中国	7.9	5	ASEAN	韓国	2,188

（注） 輸入データから作成

（資料） UNCTADstat より筆者作成。

表6 東アジア域内貿易上位10取引（電子電機完成品）と近年の増加額
（%）

1995				2023			2015-2023			
	輸出国・地域	輸入国・地域	シェア	輸出国・地域	輸入国・地域	シェア		輸出国・地域	輸入国・地域	金額
1	中国	香港	19.3	中国	日本	14.0	1	台湾	中国	8,876
2	シンガポール	日本	7.0	中国	香港	12.3	2	中国	韓国	3,324
3	日本	香港	6.7	台湾	中国	7.9	3	中国	ベトナム	2,027
4	マレーシア	シンガポール	6.0	中国	韓国	6.6	4	台湾	香港	2,022
5	日本	シンガポール	5.1	中国	中国	5.8	5	中国	タイ	1,805
6	台湾	日本	4.7	タイ	中国	4.3	6	中国	インドネシア	1,613
7	シンガポール	香港	4.5	中国	シンガポール	3.8	7	ベトナム	韓国	1,608
8	マレーシア	日本	4.5	中国	タイ	3.3	8	ベトナム	中国	1,592
9	タイ	シンガポール	3.8	中国	台湾	3.0	9	タイ	中国	1,488
10	タイ	日本	3.1	ベトナム	中国	2.9	10	中国	台湾	1,387

（注） 輸入データから作成

（資料） UNCTADstat より筆者作成。

³ 表中の中国→中国は、中国国内にある経済特別区・保税區から本国への輸入と考えられる。

これに対して、2023 年になると域内輸出比率は、ブルネイ（74.6%）、香港（55.5%）、シンガポール（55.4%）が高く、とくにシンガポールや香港が域内輸出の重要な担い手になっていることは注目される。もっとも域内輸出比率は低いが、前述の通り金額では中国は圧倒的に多いことには注意したい。他方、域内輸出比率が最も低いのはカンボジア（5.6%）、台湾（17.9%）、ミャンマー（20.3%）となっている。カンボジアとミャンマーの輸出額は少額であるものの、簡易な電子電機製品の生産が始まったこと、台湾においては、米中貿易摩擦の影響で米国への輸出拠点を中国から移転したことが推察される。

一方、域内輸入比率は、1995 年に最も高かったのはカンボジア（98.7%）で次いでミャンマー（97.1%）、ラオス（96.8%）で、いずれも大陸東南アジア諸国であった。他方、域内輸入比率が最も低いのは韓国（53.5%）、タイ（63.8%）、日本（64.2%）であったが、いずれも 50% を上回っており、域内が主たる輸入先であることに変わりはない。

2023 年の域内輸入比率をみると、ミャンマー（97.9%）、ラオス（97.7%）、ベトナム（93.8%）であり、いずれも大陸東南アジア諸国である。他方、域内輸入比率が最も低い国・地域をみてもシンガポール（81.0%）、ブルネイ（86.7%）、台湾（88.9%）といずれも 80% を上回っており、東アジアのすべての国・地域で電子電機完成品の域内輸入が圧倒的に多いと評価するべきである。

1995 年と 2023 年を比較すると、ほとんどの国・地域が第 4 象限（域外輸出比率＞域内輸出比率、域内輸入比率＞域外輸入比率）に集中しており、かつ全体として域

内輸入比率が高くなっていることが確認できる（図 3）。このことは東アジアにおける電子電機製品の完成品の自給率が高いことを示すものである。

2. 電子電機部品

1) 域内外貿易の概要

次に電子電機部品について検討する。

東アジアの電子電機部品の輸出額は 1995 年の 2390 億ドルから 2023 年には 1 兆 7430 億ドルに増加した。世界輸出に占めるシェアは、50.4% から 72.3% に上昇し、東アジアは電子電機部品の世界への供給地となっていることが明らかである。他方、輸入額も 1820 億ドルから 1 兆 4200 億ドルに増加し、世界に占めるシェアは同期間に 38.3% から 53.9% に上昇した。東アジア全体でみると電子電機部品の貿易収支は黒字で、黒字幅は 570 億ドルから 3240 億ドルに増加した。

輸出を域内外に区分すると、域外輸出額は、1995 年の 1150 億ドルから 2023 年に 5650 億ドルに増加したのに対し、域内輸出額は、1240 億ドルから 1 兆 1780 億ドルに飛躍的に増加した。その結果、域内輸出比率は 1995 年の 51.8% から 2023 年に 67.6% に上昇した（前掲表 2）。

輸入では、域外輸入額は 1995 年の 600 億ドルから 2023 年は 1410 億ドルに増加したのに対して、域内輸入額は 1220 億ドルから 1 兆 2790 億ドルに増加した。域内輸入比率は 1995 年が 67.0% から 2023 年には 87.2% に上昇した。ほとんどの電子電機部品が東アジア内で調達されていることがわかる。

次に担い手をみると、域外輸出のシェアでは 1995 年が日本（39.4%）、シンガポール（14.0%）、台湾（11.0%）が上位を占めており、日本と NIEs がその中心であった。しかし、2023 年は中国（46.7%）、香港（12.3%）、ベトナム（10.7%）が上位を占めるようになった。中国はもちろん、ベトナムの躍進も際立っている。

他方、域内輸出についても、1995 年には日本（33.5%）、シンガポール（15.3%）、香港（12.6%）が主導し、中国のシェアは 4.8% でしかなかった。それが、2023 年になると、中国（24.8%）、香港（21.4%）、台湾（15.2%）が上位を占め、日本のシェアは 4.4% に後退した。これは、東アジアにおける電子電機完成品の生産拠点を日本から部品供給を行うという形態は縮小したことを示す。

2) 域内貿易の内訳

次に域内貿易の構造を各国・地域の取引額から分析する。

1995 年に最も多かったのは日本→ASEAN（17.2%）、次いで ASEAN→ASEAN（16.1%）、日本→香港（6.2%）、日本→台湾（5.8%）、中国→香港（4.9%）の順になっている（表 7）。この上位 5 組み合わせだけで 50.2% を占め、構成国・地域は、日本と ASEAN が 3、香港が 2、中国と台湾が 1 であった。日本が東アジアの重要な部品供給

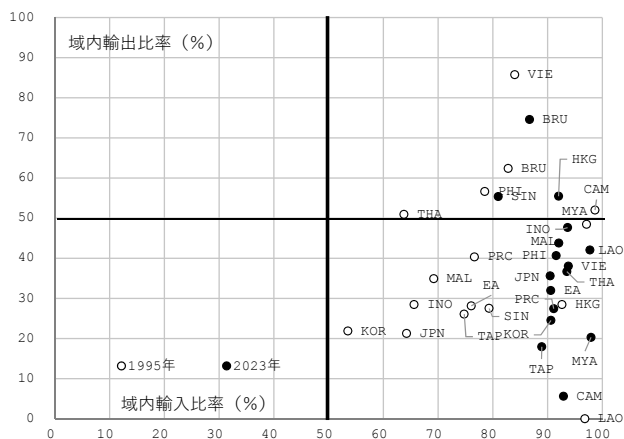


図 3 域内輸出入比率（電子電機完成品）

（資料） UCTADstat より筆者作成。

⁴ これらの国が上位にランキングされるのは、いずれも輸出額はいずれも少額にとどまっていること、ほかの国の電子電機製品の輸出が主に域外向けであったために高いためと考えられる。

国であったことが読み取れる。

これに対して、2023 年は台湾→中国（11.9%）、中国→香港（11.7%）、中国→ASEAN（7.6%）、ASEAN→中国（7.2%）、韓国→中国（6.7%）の順となった。この上位 5 組み合わせで合計は 45.1%であり、1995 年に比べて取引先が分散している。上位 5 取引の構成国・地域は、中国が 5 とすべてに関わっており、ほか ASEAN が 2、韓国、香港、台湾が 1 であり、上位 10 取引に拡大しても日本がランクインしていない。

ASEAN を国別に分類してランキングを再編すると、1995 年では第 1 位が日本→シンガポール（7.8%）、第 4 位にマレーシア→シンガポール（5.8%）、第 5 位に日本→マレーシア（5.5%）、第 10 位にシンガポール→マレーシア（3.4%）であり、日本と ASEAN、とくにシンガポール、マレーシアで電子電機部品のネットワークが形成されていることが示唆される（表 8）。

一方、2023 年になると、ASEAN でランキングされたのは、第 6 位の台湾→シンガポール（11.6%）だけであり、電子電機部品の域内ネットワークが日本・ASEAN から中国・香港・韓国・台湾が中心となったものに変ったことがわかる。

近年の域内貿易の変化を 2015 年から 2023 年の取引の増加額からみると、第 1 位が台湾→中国、第 2 位が台湾→香港と北東アジア間の取引であるが、第 3 位がベトナム→中国、第 5 位が台湾→シンガポール、第 6 位が中国

→ベトナム、第 7 位が韓国→ベトナムとなっており、電子電機部品におけるベトナムの存在感が高まっている（表 8 の右欄）。

3) 各国の域内比率の変化

次に各国の域内比率の変化を考察する。

1995 年の域内輸出比率ではミャンマー（87.5%）、ベトナム（84.8%）、カンボジア（81.2%）が多い。これらの国の輸出額自体はいずれも少額にとどまる。他方、域内輸出比率が最も低いのはラオス（2.4%）で、フィリピン（42.8%）、台湾（45.7%）であり、ラオスは別として、これら 2 国はアメリカへの輸出が多いことに起因している。

これに対して、2023 年になると域内輸出比率は、ミャンマー（89.5%）、台湾（84.2%）、シンガポール（81.7%）となっている。1995 年に域外輸出が中心であった台湾は現在では域内に電子電機部品の多く輸出するようになっている。これは東アジアにおける電子電機部品の需要が増加し、かつ要求する部品の質も向上していることを示している。他方、域内輸出比率が低いのはカンボジア（7.4%）、ベトナム（46.4%）、中国（52.5%）である。

一方、域内輸入比率は、1995 年に最も高かったのは、香港（77.9%）、シンガポール（76.1%）、ベトナム（72.6%）となっている。他方、域内輸入比率が低い国・地域はブルネイ（42.6%）、カンボジア（47.9%）、日本（50.9%）で、ブルネイ、カンボジアは少額であるので重要ではな

表 7 東アジア域内貿易上位 5 取引（電子電機部品）と近年の増加額

(%)

(100 万ドル)

	1995			2023				2015-2013		
	輸出国・地域	輸入国・地域	シェア	輸出国・地域	輸入国・地域	シェア		輸出国・地域	輸入国・地域	金額
1	日本	ASEAN	17.2	台湾	中国	11.9	1	台湾	中国	64,010
2	ASEAN	ASEAN	16.1	中国	香港	11.7	2	中国	ASEAN	42,476
3	日本	香港	6.2	中国	ASEAN	7.6	3	台湾	ASEAN	41,488
4	日本	台湾	5.8	ASEAN	中国	7.2	4	台湾	香港	30,328
5	中国	香港	4.9	韓国	中国	6.7	5	ASEAN	香港	27,443

(注) 輸入データから作成

(資料) UNCTADstat より筆者作成。

表 8 東アジア域内貿易上位 10 取引（電子電機部品）と近年の増加額

(%)

(100 万ドル)

	1995			2023				2015-2023		
	輸出国・地域	輸入国・地域	シェア	輸出国・地域	輸入国・地域	シェア		輸出国・地域	輸入国・地域	金額
1	日本	シンガポール	7.8	台湾	中国	11.9	1	台湾	中国	64,010
2	日本	香港	6.2	中国	香港	11.7	2	台湾	香港	30,328
3	日本	台湾	5.8	韓国	中国	6.7	3	ベトナム	中国	24,649
4	マレーシア	シンガポール	5.8	中国	中国	5.9	4	中国	台湾	20,949
5	日本	マレーシア	5.5	台湾	香港	4.7	5	台湾	シンガポール	19,582
6	中国	香港	4.9	台湾	シンガポール	3.0	6	中国	ベトナム	18,975
7	日本	韓国	4.8	中国	韓国	3.0	7	韓国	ベトナム	18,330
8	日本	中国	4.2	中国	台湾	2.9	8	中国	韓国	13,032
9	韓国	日本	3.4	中国	日本	2.7	9	韓国	台湾	12,872
10	シンガポール	マレーシア	3.4	日本	中国	2.7	10	中国	香港	12,233

(注) 輸入データから作成

(資料) UNCTADstat より筆者作成。

いが、日本のそれが低いことの原因は改めて検討してみる必要がある。

これに対して、2023 年の域内輸入比率をみると、カンボジア（98.0%）、ラオス（95.8%）、香港（94.0%）が高い。他方、域内輸入比率が低いのはブルネイ（76.4%）、マレーシア（80.0%）、フィリピン（82.0%）であるが、ブルネイは少額であり、マレーシアやフィリピンはアメリカの電子電機部品メーカーが多いことに原因する。

1995 年と 2023 年を比較すると、多くの国・地域が第 1 象限（域内輸出比率＞域内輸出比率、域内輸入比率＞域外輸入比率）に集中しており、かつ全体として輸入比率が上昇していることが確認できる（図 4）。これは、東アジアにおける電子電機製品部品の自給率が向上していることを示している。

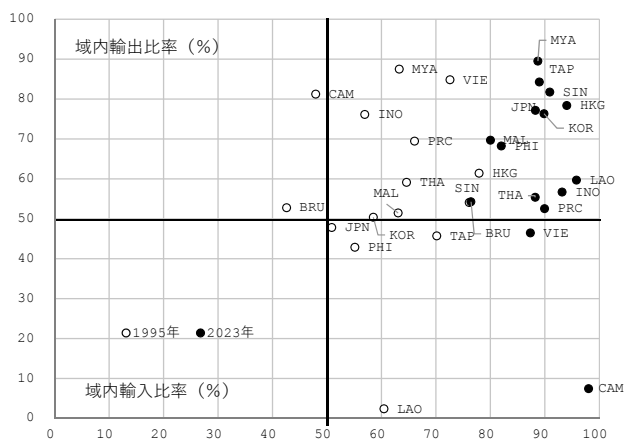


図 4 域内輸出入比率（電子電機部品）

（資料） UNCTADstat より筆者作成。

ここで電子電機完成品が第 4 象限に集中し、電子電機部品が第 1 象限に集中するという関係を考察しよう。図 5 の縦軸と横軸は同じであるが、1995 年と 2023 年の各国の完成品の域内輸出比率と部品の域内輸入比率の関係を各国ごとにプロットした（図 5）。これにより、第 4 象限に集中していることがわかる。これは域内で部品を調達し、域外に完成品を輸出する構造が形成されていることを示すものである。また、1995 年に比べて 2023 年は域内輸入比率が上昇しており、域内の生産ネットワークが一段と強化されていることが確認できる。

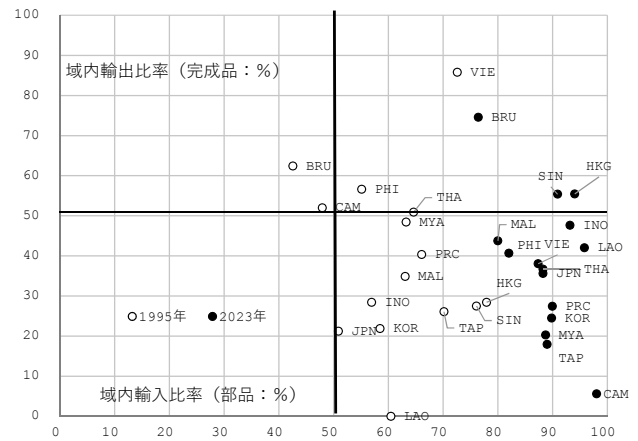


図 5 域内輸出入比率（電子電機関連製品）

（資料） UNCTADstat より筆者作成。

第 4 節 繊維衣服関連製品と域内貿易

1. 繊維衣服関連製品の完成品

UNCTADstat は繊維衣服を原材料・完成品と区別していないが、ここで SITC26 と SITC65 を原材料、SITC84 を完成品とみなして検討する。

1) 域内外貿易の概要

東アジアの繊維衣服完成品の輸出額は 1995 年の 1680 億ドルから 2023 年には 5440 億ドルに増加した。世界輸出に占めるシェアは、40.7% から 44.4% に上昇した。一方、輸入額は 1740 億ドルから 4870 億ドルに増加し、世界に占めるシェアは 38.3% から 53.9% に上昇した。東アジア全体の繊維衣服完成品の貿易収支は 1995 年の 70 億ドルの赤字から 2023 年には 570 億ドルの黒字へと転じた。

輸出を域内外に区分すると、域外輸出額は、1995 年の 430 億ドルから 2023 年に 1800 億ドルに増加し、他方、域内輸出額は、250 億ドルから 620 億ドルに増加した。輸出額の増加が輸入額のそれを大きく上回ったことから、域内輸出比率は 1995 年が 36.4% から 2023 年に 25.6% に低下した。東アジアで生産された繊維衣服の多くが域外に輸出されているのである。

輸入では、域外輸入額は 1995 年の 60 億ドルから 2023 年は 180 億ドルに増加し、域内輸入額が 300 億ドルから 490 億ドルに増加した。輸入でも域外の増加が域内のそれを上回ったため、域内輸入比率は 1995 年の 82.8% から 72.7% に低下した（前掲表 2）。ただし高水準を維持していることには変わりはない。

輸出の担い手は、域外輸出では 1995 年には中国（59.5%）と圧倒的に多く、香港（18.3%）、韓国（8.3%）と順になっている。2023 年も中国（46.7%）が高い状況は続くが、以下、香港（12.3%）、ベトナム（10.7%）となっており、ベトナムの急成長が目立つ。

表9 東アジア域内貿易上位5取引（繊維衣料完成品）と近年の増加額

（％）

（100万ドル）

	1995			2023				2015-2023		
	輸出国・地域	輸入国・地域	シェア	輸出国・地域	輸入国・地域	シェア		輸出国・地域	輸入国・地域	金額
1	中国	香港	37.1	中国	日本	26.5	1	ASEAN	日本	2,376
2	中国	日本	34.9	ASEAN	日本	17.2	2	ASEAN	韓国	2,091
3	韓国	日本	6.1	ASEAN	韓国	11.3	3	ASEAN	中国	1,274
4	ASEAN	日本	5.2	中国	ASEAN	9.5	4	中国	ASEAN	786
5	ASEAN	ASEAN	3.3	中国	韓国	8.1	5	ASEAN	ASEAN	765

（注）輸入データから作成

（資料）UNCTADstat より筆者作成。

一方、域内輸出については、1995年は香港（38.6%）、中国（21.4%）、タイ（9.1%）が主な輸出国・地域であり、ASEAN諸国ではタイが大きな役割を果たしていた。それが、2023年になると、中国（69.2%）が圧倒的に多い構造に変わり、以下、ベトナム（13.5%）、カンボジア（4.1%）がこれ続く。

2) 域内貿易の内訳

次に域内貿易の構造を各国・地域の取引額から分析する。

1995年に最も多かった取引は中国→香港（37.1%）、中国→日本（34.9%）で、この上位2取引で72%を占めた（表9）。次いで韓国→日本（6.1%）、ASEAN→日本（5.2%）、ASEAN→ASEAN（3.3%）の順であり、この上位5組み合わせだけで86.6%を占めていた。構成国・地域は、日本とASEANが3、中国が2、香港と韓国が1であった。

これに対して、2023年は中国→日本（26.5%）が最も高く、次いでASEAN→日本（17.2%）、ASEAN→韓国（11.3%）、中国→ASEAN（9.5%）、中国→韓国（9.5%）となっている。この上位5組み合わせの合計は72.6%と1995年に比べて担い手が分散した。上位5取引の構成国・地域は、ASEANと中国が3、韓国と日本が2であった。

ASEANを国別に分類してランキングを再編すると、1995年ではシェアが低いものの、第4位がタイ→日本

（1.7%）、第5位にマレーシア→シンガポール（1.5%）、第8位にインドネシア→日本（1.3%）、第10位にベトナム→日本（1.2%）がランクインし、日本がASEANの繊維衣料完成品の主要な輸入国となっていることがわかる（表10）。

2023年になると、第2位にベトナム→日本（8.7%）、第4位にベトナム→韓国（7.8%）、第6位にベトナム→中国（3.3%）、第7位に中国→シンガポール（2.6%）、第8位にミャンマー→日本（2.5%）、第9位にカンボジア→日本（2.3%）と、多くのASEAN諸国がランクインしている。輸出国としてのベトナムの躍進、日本の輸入先が多国化していることが読み捉える。

近年の域内貿易の変化を2015年から2023年の取引の増加額からみると、第1位がベトナム→韓国、第2位がベトナム→日本、第3位がベトナム→中国と上位3組み合わせのすべてにベトナムが関与している（表10右欄）。第4位がミャンマー→日本、第5位がカンボジア→日本と低所得地域から繊維衣料完成品の域内輸出が増えていることが確認できる。さらに、第8位に中国→インドネシア、第9位にシンガポール→マレーシア、第10位に中国→フィリピンがランクインしており、上位10組み合わせのうち9つがASEAN諸国がかかわるものであり、繊維衣料完成品でのASEAN諸国のプレゼンスが一段と向上していることがわかる。

表10 東アジア域内貿易上位10取引（繊維衣料完成品）と近年の増加額

（％）

（100万ドル）

	1995			2023				2015-2023		
	輸出国・地域	輸入国・地域	シェア	輸出国・地域	輸入国・地域	シェア		輸出国・地域	輸入国・地域	金額
1	中国	香港	37.1	中国	日本	26.5	1	ベトナム	韓国	1,625
2	中国	日本	34.9	ベトナム	日本	8.7	2	ベトナム	日本	1,391
3	韓国	日本	6.1	中国	韓国	8.1	3	ベトナム	中国	893
4	タイ	日本	1.7	ベトナム	韓国	7.8	4	ミャンマー	日本	654
5	マレーシア	シンガポール	1.5	中国	香港	7.4	5	カンボジア	日本	498
6	日本	中国	1.4	ベトナム	中国	3.3	6	中国	韓国	389
7	中国	韓国	1.4	中国	シンガポール	2.6	7	中国	タイ	305
8	インドネシア	日本	1.3	ミャンマー	日本	2.5	8	中国	インドネシア	271
9	香港	日本	1.3	カンボジア	日本	2.3	9	シンガポール	マレーシア	261
10	ベトナム	日本	1.2	中国	台湾	2.1	10	中国	フィリピン	222

（注）輸入データから作成

（資料）UNCTADstat より筆者作成。

3) 各国の域内比率の変化

次に各国の域内比率の変化をみると、1995年において域内輸出比率が高い国は、中国（61.4%）、ベトナム（56.0%）、日本（55.2%）であった。他方、域内輸出比率が最も低いのはラオス（0.7%）で、ブルネイ（3.7%）、フィリピン（9.5%）であり、ラオス、ブルネイは少額であること、フィリピンはアメリカへの輸出が多いことが、その要因としてあげられる。

これに対して、2023年になると域内輸出比率が高い国は、韓国（66.4%）、日本（61.8%）、シンガポール（53.4%）、となっており、繊維衣服完成品では競争力を失いつつある3カ国の域内比率が高いことは注目される。他方、域内輸出比率が低いのはブルネイ（8.1%）、ラオス（11.1%）、カンボジア（14.7%）であるが、25%を下回る国は、フィリピン（20.3%）、タイ（21.0%）、インドネシア（22.7%）、中国（24.4%）があげられる。

一方、1995年の域内輸入比率は、ミャンマー（98.2%）、ラオス（97.8%）、カンボジア（96.8%）が高かった。他方、域内輸入比率が低い国・地域は韓国（57.0%）、台湾（64.4%）、フィリピン（67.0%）であるが、いずれも50%を大幅に上回っており、域内輸入が少ないというわけではない。

2023年の域内輸入比率をみると、ミャンマー（98.4%）、ラオス（96.4%）、カンボジア（93.4%）と高い国は1995年と同じ顔ぶれとなった。他方、域内輸入比率が低いのは中国（39.8%）、香港（62.8%）、シンガポール（70.7%）であり、高価な繊維衣服を域外から輸入しているなどの消費の変化に着目する必要がある。

1995年と2023年を比較すると、多くの国・地域が第4象限（域外輸出比率＞域内輸出比率、域内輸入比率＞域外輸入比率）に集中しているが、域内輸入比率が低下し、域外輸出が増加している傾向がみられる（図6）。

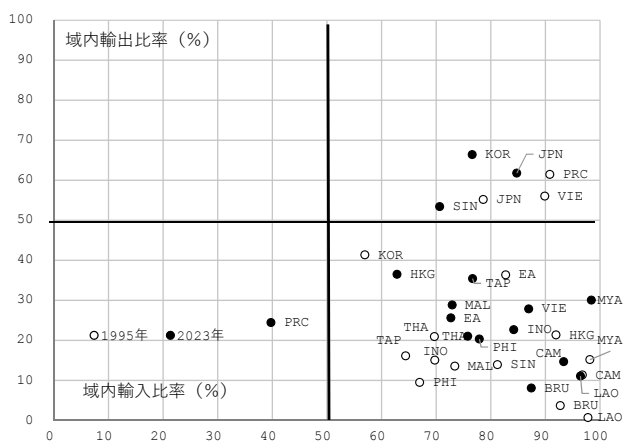


図6 域内輸出入比率（繊維衣服完成品）

（資料） UCTADstat より筆者作成。

2. 繊維衣服関連製品の原材料

1) 域内外貿易の概要

次に繊維衣服の原材料について考察する。

東アジアの繊維衣服原材料の輸出額は1995年の720億ドルから2023年には1910億ドルに増加し、世界輸出に占めるシェアは、37.0%から50.0%に上昇した。一方、輸入は610億ドルから890億ドルに増加し、世界輸入に占めるシェアは同期間に32.9%から25.8%に低下した。東アジアの繊維衣服原材料の貿易収支の黒字は1995年の110億ドルから2023年には1020億ドルへと増加した。

輸出を域内外に区分すると、域外輸出額は、1995年の240億ドルから2023年に1150億ドルに増加し、他方、域内輸出額は、480億ドルから760億ドルに増加した。域外輸出の増加額が域内輸出のそれを大きく上回ったことから、域内輸出比率は1995年が67.2%から2023年に39.8%に低下した（前掲表2）。

輸入では、域外輸入額は1995年の190億ドルから2023年は240億ドルに増加したが、域内輸入額は420億ドルから650億ドルに増加し、域内輸入比率は1995年の68.6%から72.6%に上昇した。

担い手については、域外輸出のシェアでみると、1995年には韓国（25.3%）、中国（20.4%）、台湾（14.1%）が高かった。これに対して2023年になると、中国（81.6%）が圧倒的なシェアを占めるようになり、韓国（4.5%）、ベトナム（3.1%）と2位以下を大きく引き離している。

一方、域内輸出については、1995年は香港（24.1%）、中国（20.4%）、台湾（19.7%）が上位を占め、そのほか韓国（15.3%）、日本（12.1%）と北東アジア諸国・地域が高かった。それが、2023年になると、中国（59.5%）と圧倒的なシェアを持ち、以下、ベトナム（10.1%）、台湾（7.9%）が続く。繊維衣服原材料においてもベトナムの躍進が注目される。

2) 域内貿易の内訳

次に域内貿易の内訳を各国・地域の取引額から考察する。

1995年に取引額が最も多かったのは中国→香港（14.5%）、台湾→香港（10.1%）、台湾→中国（7.4%）、韓国→香港（7.3%）、日本→中国（6.3%）であった（表11）。この上位5組み合わせは45.6%を占め、構成国・地域は、中国と香港が3、台湾が2、韓国と日本が1であり、北東アジアに集中していたことがわかる。

これに対して、2023年は中国→ASEAN（39.8%）が突出して多くなり、続く中国→日本（7.5%）、ASEAN→ASEAN（7.3%）、ASEAN→中国（5.8%）、韓国→ASEAN（5.5%）を大きく引き離している。この上位5組み合わせの合計は65.9%と1995年に比べて上昇している。その構成国・地域は、ASEANが5、中国が3、日本と韓国が1であり、ASEANの躍進が目立つ。

表 11 東アジア域内貿易上位 5 取引（繊維衣料原材料）と近年の増加額

(%)

(100 万ドル)

	1995			2023				2015-2023		
	輸出国・地域	輸入国・地域	シェア	輸出国・地域	輸入国・地域	シェア		輸出国・地域	輸入国・地域	金額
1	中国	香港	14.5	中国	ASEAN	39.8	1	中国	ASEAN	11,255
2	台湾	香港	10.1	中国	日本	7.5	2	ASEAN	ASEAN	1,593
3	台湾	中国	7.4	ASEAN	ASEAN	7.3	3	中国	韓国	565
4	韓国	香港	7.3	ASEAN	中国	5.8	4	ASEAN	中国	562
5	日本	中国	6.3	韓国	ASEAN	5.5	5	ASEAN	韓国	499

(注) 輸入データから作成

(資料) UNCTADstat より筆者作成。

表 12 東アジア域内貿易上位 10 取引（繊維衣料原材料）と近年の増加額

(%)

(100 万ドル)

	1995			2023				2015-2023		
	輸出国・地域	輸入国・地域	シェア	輸出国・地域	輸入国・地域	シェア		輸出国・地域	輸入国・地域	金額
1	中国	香港	14.5	中国	ベトナム	18.4	1	中国	ベトナム	5,388
2	台湾	香港	10.1	中国	日本	7.5	2	中国	インドネシア	1,705
3	台湾	中国	7.4	中国	インドネシア	7.1	3	中国	カンボジア	1,496
4	韓国	香港	7.3	中国	カンボジア	5.2	4	中国	ミャンマー	1,351
5	日本	中国	6.3	中国	韓国	5.0	5	ベトナム	中国	896
6	韓国	中国	5.6	ベトナム	中国	4.2	6	中国	タイ	722
7	中国	日本	4.9	韓国	ベトナム	3.4	7	中国	韓国	565
8	香港	中国	4.4	台湾	ベトナム	3.1	8	ベトナム	韓国	565
9	中国	韓国	3.5	中国	タイ	3.1	9	中国	フィリピン	447
10	日本	香港	2.7	日本	中国	3.0	10	ベトナム	カンボジア	432

(注) 輸入データから作成

(資料) UNCTADstat より筆者作成。

ASEAN を国別に分類して再編すると、1995 年には ASEAN 諸国が上位 10 組み合わせにいずれの国もランクインされていなかった（表 12）。しかし、2023 年になると、第 1 位に中国→ベトナム（18.4%）、第 3 位に中国→インドネシア（7.5%）、第 4 位に中国→カンボジア（5.2%）、第 6 位にベトナム→中国（4.2%）、第 7 位に韓国→ベトナム（3.1%）、第 8 位に台湾→ベトナム（3.1%）、第 9 位に中国→タイ（3.1%）と、ASEAN 諸国が関わる組み合わせが 7 つに増加した。

近年の域内貿易の変化を 2015 年から 2023 年の取引の増加額からみると、第 1 位が中国→ベトナム、第 2 位が中国→インドネシア、第 3 位が中国→カンボジア、第 4 位が中国→ミャンマー、第 6 位が中国→タイ、第 9 位が中国→フィリピンと、中国が ASEAN 諸国への繊維衣服原料の輸出を急増させていることがわかる（表 12 の右欄）。また第 5 位がベトナム→中国、第 8 位がベトナム→韓国、第 10 位がベトナム→カンボジアとベトナムが繊維衣服原材料の輸出国としての地位を高めている。

3) 各国の域内比率の変化

次に各国の域内比率の変化を検討する。

1995 年の域内輸出比率では香港（79.2%）、ベトナム（78.0%）、ブルネイ（77.2%）が高かった。一方、域内輸出比率が最も低いのはカンボジア（5.4%）で、ラオス（12.2%）、フィリピン（37.8%）であるが、いずれの取引額も小さい。

これに対して、2023 年になると域内輸出比率は、香港（74.4%）、台湾（68.7%）、ベトナム（68.0%）となっている。他方、域内輸出比率が低いのはカンボジア（30.4%）、ラオス（35.7%）、中国（32.5%）である。

一方、域内輸入比率は、1995 年に最も高かったのはミャンマー（97.0%）、ラオス（96.2%）、カンボジア（93.9%）となっている。他方、域内輸入比率が低い国・地域は韓国（54.1%）、日本（48.6%）、台湾（44.5%）である。

これに対して、2023 年の域内輸入比率をみると、高いものからカンボジア（98.7%）、ミャンマー（98.3%）、ラオス（95.4%）と順番は変わるが、1995 年と同じ顔ぶれである。他方、域内輸入比率が低いのは中国（39.2%）、マレーシア（70.0%）、台湾（73.4%）であり、中国以外の域内輸入比率は高い。

1995 年と 2023 年を比較すると、多くの国・地域が第 1 象限（域外輸出比率＞域内輸出比率、域内輸入比率＞域外輸入比率）に集中しているが、中国以外の国・地域では域内輸入比率を高めていることがわかる（図 7）。

電子電機の場合と同様に、第 4 象限に集中する完成品と、第 1 象限に集中する原材料の関係を検討する（図 8）。完成品の域内輸出比率と原材料の域内輸入比率の関係を 1995 年と 2023 年についてプロットすると第 4 象限に集中し域内から部品を調達し、域外に完成品を輸出する構造にある。1995 年に比べて 2023 年は域内輸入比率が高

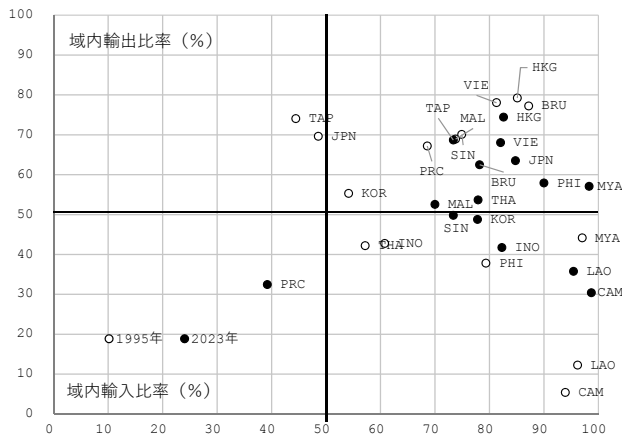


図7 域内輸出入比率（繊維衣服原材料）
（資料） UCTADstat より筆者作成。

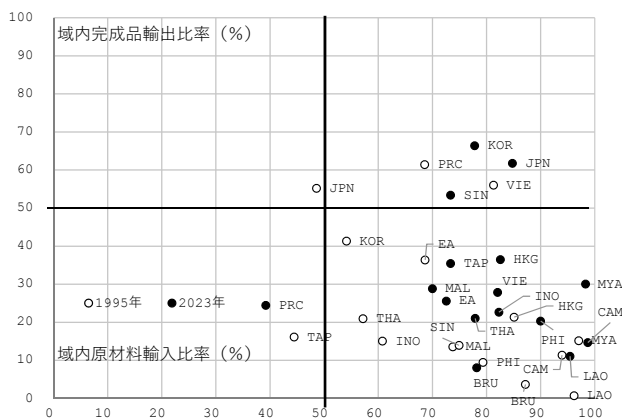


図8 域内輸出入比率
（繊維衣服完成品輸出と原材料輸入）
（資料） UCTADstat より筆者作成。

まっており、電子電機の場合と同様に繊維衣服においても域内の生産ネットワークが強化されている。

第5節 本稿のまとめと今後の課題

本稿では、1995年と2023年の域内貿易データを整理することで、域内貿易における中国とASEANの台頭と日本の後退を明確に確認することができた。またASEANのなかではベトナムの躍進と、カンボジアの加工貿易の胎動などを見いだすことができた。ただし、今回の対象品目は、全品目、電子電機関連製品、繊維衣料関連製品の3つであり、域内貿易の評価には、ほかの製品も対象に検討する必要がある。そこでは、日本の輸出の主力である自動車はもちろん、日本のほとんど競争力のない鉱物資源や農産物・食品などの分析も、東アジアの持続的成長を考える上では重要となる。

また、今回は1995年と2023年の2時点であったが、時系列に評価し、それぞれの変化の分岐点を見定めることも重要である。その際には直接投資の動向や各国の誘致政策などにも配慮する必要がある。さらに、今回、完

成品と部品に区分して東アジア域内の分業体制を捉えようとしたが、具体的なサプライチェーンを描くためには、さらに詳細な品目データによる整理・分析が必要となろう。これらは今後の課題としたい。

参考文献

- 石川幸一・清水一史・助川成也編（2009）『ASEAN 経済共同体 東アジア統合の核となりうるか』
- 大泉啓一郎（2024）「人口動態から ASEAN 経済を展望する 人口ボーナス・経済統合・デジタル化」林田秀樹編『ASEAN の連結と亀裂 国際政治経済のなかの不確実な進路』晃洋書房
- 大泉啓一郎・後藤健太（2018）「アジア化するアジア」遠藤環・伊藤亜聖・大泉啓一郎・後藤健太編『現代アジア経済論』有斐閣ブックス
- 大泉啓一郎・宮島良明（2023）『中国と対 ASEAN 貿易の新局面』亜細亜大学アジア研究所『紀要』第49号 p.1～12
- 大野健一・桜井宏二郎・伊藤恵子・大橋英夫（2024）『新・東アジアの開発経済学』有斐閣アルマ
- 経済産業省『通商白書』各年度版
- 末廣昭（2014）『新興アジア経済論』岩波新書
- 宮島良明・大泉啓一郎（2008）『中国の台頭と東アジアの域内貿易 World Trade Atlas（1996-2006）の分析から』東京大学社会科学研究所

表 13 東アジア諸国・地域の域内比率（1995 年）

（％）

	全品目		電子電機関連製品				繊維衣料関連製品			
			完成品		部品		完成品		原材料	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
ブルネイ	94.8	65.4	62.4	82.8	52.8	42.6	3.7	92.7	77.2	87.2
カンボジア	69.8	87.9	52.0	98.7	81.2	47.9	11.4	96.8	5.4	93.9
インドネシア	59.1	55.0	28.4	65.6	76.1	56.9	15.0	69.8	42.7	60.8
ラオス	57.8	87.0	0.0	96.8	2.4	60.5	0.7	97.8	12.2	96.2
マレーシア	54.3	58.7	34.9	69.2	51.4	63.1	13.6	73.4	68.9	73.8
ミャンマー	66.5	89.0	48.4	97.1	87.5	63.3	15.2	98.2	44.1	97.0
フィリピン	41.1	51.5	56.6	78.5	42.8	55.1	9.5	67.0	37.8	79.4
シンガポール	55.0	61.3	27.5	79.3	54.0	76.1	13.9	81.2	70.1	74.9
タイ	50.4	56.2	50.9	63.8	59.1	64.6	20.9	69.7	42.2	57.2
ベトナム	63.0	74.1	85.8	84.0	84.8	72.6	56.0	89.9	78.0	81.3
中国	56.9	54.9	40.3	76.6	69.4	66.1	61.4	90.8	67.2	68.6
香港	50.6	73.8	28.4	92.6	61.4	77.9	21.3	92.0	79.2	85.1
台湾	51.2	48.4	26.1	74.8	45.7	70.2	16.1	64.4	74.0	44.5
韓国	47.0	39.6	21.9	53.5	50.4	58.5	41.4	57.0	55.3	54.1
日本	42.4	35.4	21.2	64.2	47.8	50.9	55.2	78.6	69.6	48.6
東アジア	49.2	51.5	28.1	76.0	51.8	67.0	36.4	82.8	67.2	68.6

（資料） UNCTADstat より筆者作成。

表 14 東アジア諸国・地域の域内比率（2023 年）

（％）

	全品目		電子電機関連製品				繊維衣料関連製品			
			完成品		部品		完成品		原材料	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
ブルネイ	71.1	50.9	74.6	86.7	54.3	76.4	8.1	87.4	62.5	78.2
カンボジア	31.4	93.3	5.6	92.9	7.4	98.0	14.7	93.4	30.4	98.7
インドネシア	61.4	64.9	47.6	93.7	56.7	93.2	22.7	84.2	41.7	82.3
ラオス	84.7	95.7	42.0	97.7	59.7	95.8	11.1	96.4	35.7	95.4
マレーシア	62.2	64.8	43.8	92.0	69.7	80.0	28.8	73.0	52.6	70.0
ミャンマー	65.2	89.0	20.3	97.9	89.5	88.7	30.1	98.4	57.1	98.3
フィリピン	64.7	72.8	40.7	91.6	68.2	82.0	20.3	77.9	57.9	90.0
シンガポール	63.5	60.2	55.4	81.0	81.7	90.9	53.4	70.7	49.8	73.4
タイ	52.2	62.8	36.7	93.5	55.4	88.2	21.0	75.8	53.7	77.9
ベトナム	44.8	76.1	38.0	93.8	46.4	87.4	27.9	86.9	68.0	82.0
中国	34.7	40.2	27.4	91.1	52.5	90.0	24.4	39.8	32.5	39.2
香港	72.0	76.3	55.5	92.0	78.4	94.0	36.5	62.8	74.4	82.6
台湾	68.4	57.4	17.9	88.9	84.2	89.0	35.4	76.7	68.7	73.4
韓国	47.4	46.1	24.5	90.6	76.3	89.8	66.4	76.6	48.8	77.8
日本	49.2	46.5	35.6	90.5	77.1	88.3	61.8	84.8	63.5	84.8
東アジア	47.4	52.8	32.0	90.6	67.6	90.1	25.6	72.7	39.8	72.6

（資料） UNCTADstat より筆者作成。

アジア研究所 彙報

＜令和5年度 活動報告＞

◇第43回公開講座

○共通テーマ 「東南アジア政治のいま～多様性のなかの変化～」

○講師及び各回テーマ

第1回 令和5年6月24日（土）＜対面／オンライン＞

大泉啓一郎（アジア研究所 教授）

「なぜ今、東南アジアの政治なのか」

第2回 令和5年7月1日（土）＜オンライン＞

中西 嘉宏（京都大学東南アジア地域研究研究所 准教授）

「混迷のミャンマーに希望はあるのか」

第3回 令和5年7月8日（土）＜オンライン＞

増原 綾子（亜細亜大学国際関係学部 教授）

「インドネシアにおける民主主義と権威主義の共存：ジョコウィ政権の10年と2024年大統領選挙展望」

第4回 令和5年7月15日（土）＜オンライン＞

青木 まき（アジア経済研究所地域研究センター 動向分析研究グループ長代理）

「転換点に立つタイ政治－2023年下院総選挙を踏まえて－」

第5回 令和5年7月22日（土）＜オンライン＞

舩友 雄大（中国・アセアン専門ジャーナリスト）

「中国の見えざる南進」

◇セミナー「アジア・ウォッチャー」

○講師及び各回テーマ

令和5年6月3日（土）14：00～15：30 ＜対面＞

奥田 聡（アジア研究所 教授）

「改善に向かう日韓関係～尹政権の決断は関係安定の礎となるか～」

令和5年12月9日（土）14：00～15：30 ＜オンライン＞

川上 桃子（アジア経済研究所地域研究センター 上席主任調査研究員）

「中台関係の四半世紀と24年台湾総統選挙」

令和6年3月2日（土）14：00～15：30 ＜対面＞

鳥居 高（明治大学商学部 教授）

「マレーシアの輪番制国王と変化する役割」

◇アジア研究奨励賞

○高山 陽子（亜細亜大学国際関係学部 教授）

特別賞：『フォビアがいっぱい：多文化共生社会を生きるために』

◇第8回アジア研究サロン

○令和6年1月23日（火）17時30分～19時00分

会場：ASIA PLAZA 4階ホール

研究報告：高山 陽子（亜細亜大学国際関係学部 教授）

「フォビアがいっぱい：多文化共生社会を生きるために」

◇研究プロジェクトチームの編成

＜研究期間：令和4年度～令和5年度＞

1. 「韓国・新政権の中間評価」（7名）

（代表）奥田 聡 アジア研究所 教授

福田 恵介	特別研究員	石田 賢	特別研究員
前川 恵司	特別研究員	上澤 宏之	特別研究員
田中 俊光	特別研究員	荒木 完途	特別研究員 ^{※1}

2. 「インド太平洋時代の ASEAN」（10名）

（代表）大泉啓一郎 アジア研究所 教授

石川 幸一	特別研究員	春日 尚雄	特別研究員
助川 成也	特別研究員	鈴木 亨尚	特別研究員
宮島 良明	特別研究員	赤羽 裕	兼任研究員
藤村 学	特別研究員	布田 功治	兼任研究員
北嶋 誠士	兼任研究員 ^{※2}		

3. 「インド太平洋における貿易投資政策と経済安全保障の行方」（7名）

（代表）久野 新 亜細亜大学国際関係学部 教授

菅原 淳一	特別研究員	大澤 淳	特別研究員
梅島 修	特別研究員	篠田 邦彦	特別研究員
国松 麻季	特別研究員	三浦 秀之	特別研究員

4. 「アジア地域におけるベンチャー企業の成長性と将来性－ポストコロナ禍のアジア経済ダイナミズム」（3名）^{※3}

（代表）范 云涛 亜細亜大学都市創造学部 教授

高石 光一	兼任研究員	佐脇 英志	特別研究員
-------	-------	-------	-------

＜研究期間：令和5年度～令和6年度＞

1. 「中国情勢研究会～習近平政権の着地点Ⅳ」（11名）

（代表）遊川 和郎 アジア研究所 教授

大嶋 英一	特別研究員	大西 康雄	特別研究員
大橋 英夫	特別研究員	澤田ゆかり	特別研究員
塩澤 英一	特別研究員	鈴木 暁彦	特別研究員
曾根 康雄	特別研究員	中居 良文	特別研究員
今村 弘子	特別研究員	森 路未央	特別研究員

2. 「外国人材の誘致・活躍に向けた取り組み」（4名）

（代表）九門 大士 アジア研究所 教授

守屋 貴司	特別研究員	阿部 夢	特別研究員
石川 陽子	特別研究員		

◇海外実地調査

プロジェクト名 「外国人材の誘致・活躍に向けた取り組み」

研究テーマ 「外国人材の誘致に向けた取り組み・現地での日本就労に関するニーズ等の研究」

調査者 九門 大士（アジア研究所 教授）

※1 令和4年10月1日加入

※2 令和5年9月30日退会

※3 令和5年10月25日解散

調 査 国 シンガポール、インド
期 間 令和6年3月10日～3月16日（7日間）

◇プロジェクト研究会 報告・発表

1. 「韓国・新政権の中間評価」 奥田代表研究プロジェクト
6月5日：「韓国・尹錫悦政権の外交政策」
発表者：荒木 完途（特別研究員）
8月30日：「韓国・尹錫悦政権の外交政策」
発表者：田中 俊光（特別研究員）
9月25日：「米中対立下の韓国半導体・電気自動車・バッテリー戦略」
発表者：石田 賢（特別研究員）
10月30日：「尹政権下の韓国内政における与野党対立」
発表者：前川 恵司（特別研究員）
2. 「インド太平洋時代の ASEAN」 大泉代表研究プロジェクト
5月20日：「インド太平洋時代の日米貿易関係」
発表者：宮島 良明（特別研究員）
10月7日：「カンボジアの民主化の課題」
発表者：鈴木 亨尚（特別研究員）
「シンガポールの開発と資金フロー」
発表者：布田 功治（兼担研究員）
11月11日：「ASEANにおける国際通貨の可能性」
発表者：赤羽 裕（兼担研究員）
「インド経済と ASEAN 貿易への影響」
発表者：大泉啓一郎（代表研究者）
2月22日：「米中対立と ASEAN」
発表者：石川 幸一（特別研究員）
3. 「中国情勢研究プロジェクト～習近平政権の着地点Ⅳ～」 遊川代表研究プロジェクト
5月9日：「習近平新時代の10年と3期目の課題」
発表者：遊川 和郎（代表研究者）
7月26日：「共同富裕の現状と課題」
発表者：澤田ゆかり（特別研究員）
10月16日：「食糧輸入の拡大と農業の海外進出（投資・協力）」
発表者：森 路未央（特別研究員）
12月1日：「米台関係を振り返る」
発表者：大嶋 英一（特別研究員）
3月7日：「インド太平洋地域のサプライチェーン——中国の新たな役割」
発表者：大橋 英夫（特別研究員）
4. 「外国人材の誘致・活躍に向けた取り組み」 九門代表研究プロジェクト
9月25日：「在日外国人材の入国分析と入国後のコミュニティ形成に関する研究」
発表者：守屋 貴司（特別研究員）
「オンラインを活用した日本語教育の実態と今後の可能性について」
発表者：石川 陽子（特別研究員）
「中小企業が果たす役割への考察～外国人材の誘致・活躍に向けて」
発表者：阿部 夢（特別研究員）
「外国人材の日本就職に関する情報の海外発信－外国人材のためのサードプレイスの構築に向けて－」

発表者：九門 大士（代表研究者）

◇研究プロジェクト 成果報告書（No.112 号～ 114 号）

○『アジア研究シリーズ No.112』

・研究プロジェクト：韓国・新政権の中間評価

・タイトル：韓国・尹錫悦政権の中間評価

尹錫悦政権の経済政策－戦略産業育成を中心とした中間評価	奥田 聡
米中対立下の韓国半導体・電気自動車・バッテリー戦略	石田 賢
尹錫悦大統領の外交・安保政策の方向性と今後	福田 恵介
尹錫悦政権下の南北関係と北朝鮮	上澤 宏之
在外同胞基本法の成立－韓国発展人材として在外同胞を活用する政策の模索－	田中 俊光
“三無” 尹錫悦と李在明対決下の 2024 年韓国総選挙の行方	前川 恵司
韓国における公衆衛生に関する課題と COVID-19 による変化	荒木 完途

○『アジア研究シリーズ No.113』

・研究プロジェクト：インド太平洋時代の ASEAN

・タイトル：インド太平洋時代の ASEAN

インド太平洋構想の新たな展開と展望	石川 幸一
日本の対 ASEAN 直接投資と不確実な時代のグローバルサプライチェーン（GSC）	助川 成也
米中貿易摩擦の背景と原因に関する一考察	宮島 良明
インドの経済成長ポテンシャルと東アジア貿易への影響	大泉啓一郎
カンボジア政治に対する中国の影響力	鈴木 亨尚
中国「一帯一路」の裏庭～中央経済回廊のケース～	藤村 学
ASEAN のエネルギーとラオスにおける電力事情	春日 尚雄
ASEAN 金融統合の一考察～進捗状況と 2025 年への展望	赤羽 裕

○『アジア研究シリーズ No.114』

・研究プロジェクト：インド太平洋における貿易投資政策と経済安全保障の行方

・タイトル：インド太平洋における貿易投資政策と経済安全保障の行方

バイデン政権の経済安全保障強化の取り組み：自国優先・保護主義的措置拡大の懸念	菅原 淳一
EU の「反威圧手段」：その機能と特性	久野 新
WTO/GATT 自由貿易原則における経済安全保障措置のためのポリシースペース	梅島 修
経済安全保障に係る国内法令と WTO サービス貿易協定（GATS）の関係	国松 麻季
データをめぐる経済安全保障	三浦 秀之
米中体制間競争と経済安全保障－背景にある国際関係論の考え方と安全保障戦略－	大澤 淳
インド太平洋における経済安全保障～グローバルサウスへのアプローチ～	篠田 邦彦

◇アジア研究所 所報（第 190 号～ 193 号）

○第 190 号（令和 5 年 4 月 25 日発行）

北陸地方で活躍する外国人材－本社のグローバル化事例－	九門 大士
3 期目習指導部－内は守りで外は攻め？	塩澤 英一
尹錫悦政権の徴用工問題に対する解決案提示－日韓両国の反応と今後の関係－	奥田 聡
ベトナムにおける外資系企業の活動状況と課題	北嶋 誠士
デジタル化で変わるアジアのサービス貿易～低下する日本のプレゼンス～	大泉啓一郎
『アジアの窓』コロナ禍でも「お家芸」は健在	北嶋 誠士

○第 191 号（令和 5 年 7 月 25 日発行）

北陸地方で活躍する外国人材－本社の組織活性化事例－	九門 大士
タイ進出日系メーカー、急がれる脱炭素化対応	
－中小企業はもとより大企業もプロアクティブな取り組みを－	川田 敦相
香港国安法は香港をどう変えたのか	遊川 和郎

韓国の対中貿易収支の赤字転落とその要因分解	奥田 聡
ベトナムの自動車産業は生き残れるか	北嶋 誠士
『アジアの窓』子孝行とシルバー民主主義	大泉啓一郎
○第 192 号（令和 5 年 10 月 25 日発行）	
東南アジアの政治の今～多様性のなかの変化～	大泉啓一郎
ミャンマー危機と革命幻想	中西 嘉宏
インドネシアの対米中露外交	増原 綾子
2023 年タイ下院選挙の顛末とその展望〔国民的和解〕は政治の安定につながるのか？	青木（岡部） まき
中国による東南アジアへの「南進」－現状と展望－	舩友 雄大
『アジアの窓』外国人材の起業促進に向けて	九門 大士
○第 193 号（令和 5 年 12 月 25 日発行）	
「一帯一路」は何を誤ったのか	遊川 和郎
「権力世襲」で新時代に入ったカンボジア	高橋 徹
K-POP ファンと日韓関係：若者世代に対するアンケート調査からの示唆－	奥田 聡
日本における国際的なサードプレイスの事例	九門 大士
インド経済と人口ボーナス	大泉啓一郎
『アジアの窓』アジアフォトコンテストを通じて考えたこと	大泉啓一郎
◇アジア研究所 紀要（第 50 号）令和 6 年 3 月 1 日発行	
灌漑システムにおける灌漑実施機関と水利組合の共同システム管理の成功要因	
－東播用水土地改良区の事例から－	角田 宇子
日韓における外国人労働者受け入れ対策の比較分析	金 明中
アジア圏における観光業と経済成長	高橋 知也

※以上、所属・肩書きは当時のまま掲載

『アジア研究所紀要』 投稿規程

(投稿資格)

第1条 本紀要への投稿者は、次の者とする。

- (1) 亜細亜大学専任教員
- (2) 亜細亜大学名誉教授、特別任任教員及びアジア研究所客員教員
- (3) アジア研究所特別研究員

2 共著論文を投稿する場合には、亜細亜大学専任教員が第一著者であること。

(掲載要件)

第2条 本紀要に掲載する論文は、アジア及び発展途上国に関する研究論文であることを要す。

2 投稿された論文については編集委員会が指名する匿名審査員による審査を行う。

3 投稿論文の採否は、上記審査結果を踏まえて編集委員会で決定する。

(原稿形式)

第3条 原稿は、A4判横書き二段組みとする。

1 原稿は、A4判横書き、Microsoft Wordで作成し、論文種別の分量は以下のとおりとする。

論文 邦字12,000字以上20,000字以内、英文ダブルスペース25行15枚程度

書評、研究ノート、研究動向 邦字6,000字程度、英文ダブルスペース25行5枚程度

2 図表は、前項に示す分量に含まれる。図表の大きさに応じて適宜字数を減じるものとする。図表はMicrosoft Excelで作成してもよい。

3 原稿は、電子ファイルで提出する。なお、要旨(300字程度、Microsoft Word)を別ファイルにて提出する。

4 文体は「である」調、表現など「読みやすい」ものにする。

5 執筆者名をタイトル右下に付す。

6 英文タイトルを付け、執筆者名の英文表記は「Taro ASIA」の例に倣うものとし、タイトルの右下に付す。

7 第1節の前に必ず1ページ程度の「はしがき」を付け、各章の問題意識、目的、主な論点などを述べる。「おわりに」や「結び」は設けなくてよい。

8 参考文献は注に含めず独立させ、各章末に載せる。

9 注は、脚注とする。

10 各章の構成は原則として節、項までとし、それ以下の見出しは付けない。

はしがき

第1節

1.

1)

①

参考文献

11 西暦を原則とする。ただし、必要に応じ、元号を括弧付きで記してもよい。

2011年(平成23年)

12 略語を用いる場合には、最初に正式名を付記する。

世界貿易機関(World Trade Organization: WTO)

13 文献表記は、以下のように統一する。

木村福成(2000)、『国際経済学入門』日本評論社。

馬田啓一(2005)、「重層的通商政策の意義と問題点」馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成編著『日本の新通商戦略-WTOとFTAへの対応』文眞堂。

浦田秀次郎(2009)、「APEC 20年の課題と日本の役割」『国際問題』No.585、日本国際問題研究所。

Gray, L (1999)、*False Dawn: The Delusions of Global Capitalism*, Granta Publications, London.〔石塚雅彦

訳、(1999)『グローバリズムという妄想』日本経済新聞社。]

Ando, M. and Kimura, F. (2005), "The Formation of International Production and Distribution Networks in East Asia," in T. Ito and A.K. Rose, eds., *International Trade in East Asia*, Chicago: The University of Chicago Press.

- 14 引用または参照した文献を注に表す場合は、以下のとおりとする。

浦田 (2009) 2 ページ

Ando and Kimura (2005) pp.177-178

- 15 図表には番号と見出しを付し、図にあっては図の下に、表にあっては表の上に見出しを置く。

第1図 各地域の貿易依存度の推移

第1表 世界の実質 GDP 成長率の推移

- 16 表の下(資料)と(出所)の表記を区別する。前者は図表を自ら作成し、後者は他の文献の図表を引用した場合とする。

(資料) 世界銀行「WDI」から作成

(資料) 執筆者作成

(出所)「通商白書 2011」p.182.

- 17 校正は2校までとする。

(著作権)

第4条 本紀要に掲載された論文等の著作権は、著作者本人に帰属する。

- 2 第1項に関わらず、アジア研究所は本紀要に掲載された論文等を電子化し、それを公表する権利を有し、著作者はこれを許諾するものとする。

(その他の場合)

第5条 その他の場合は、必要に応じてアジア研究所紀要編集委員会が指示する。

附則

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

執筆者紹介（掲載順）

布田 功治（経済学部准教授）	1
高山 陽子（国際関係学部教授）	11
金 明中（都市創造学部特任准教授）	24
大泉啓一郎（アジア研究所教授）	37

紀要編集委員（順不同）

奥田 聡（アジア研究所長）
大泉啓一郎（アジア研究所教授）

アジア研究所紀要 第51号

2025 年 3 月 15 日 発行

発 行 者 亜細亜大学アジア研究所

東京都武蔵野市境 5 丁目 8 番

電話 0422 (36) 3415

e-mail : ajiken@asia-u.ac.jp

印 刷 所 (株)静 和 堂

東京都渋谷区代々木 3-39-4

電話 03 (3370) 7184

Journal
of
The Institute for Asian Studies

No. 51

2024

CONTENTS

The Currency Functions and Implementation Strategies of Central Bank Digital Currency: Singapore's Approach and Implications for Japan	
.....	Koji FUDA
An Analysis of Old Battlefields as Tourist Resources in Japan	
.....	Yoko TAKAYAMA
Current Status and Challenges of the Public Pension System in Korea	
.....	Myoung-Jung KIM
Changes in players and roles in intra-regional trade in East Asia: A comparison between 1995 and 2023	
.....	Keiichiro OIZUMI

The Institute for Asian Studies
ASIA UNIVERSITY
TOKYO JAPAN